

独立行政法人の業務運営等の状況に関する
会計検査の結果についての報告書

平成17年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成17年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、独立行政法人の業務運営等の状況について会計検査を行いその結果の報告を求めることが決定され、同月8日参議院議長より会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告に関する要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成17年10月

会計検査院

目次

第1 検査の背景及び実施状況、検査対象の概況	1
1 検査の要請の内容	1
(1) 検査の対象	1
(2) 検査の内容	1
2 検査の方法及び実績	2
3 検査対象の概況	2
(1) 独立行政法人制度	2
ア 独立行政法人の設立	2
イ 独立行政法人制度の概要	2
(2) 検査対象法人の設立と財政負担等	4
ア 検査対象法人の設立及び業務類型	4
イ 国の財政負担	6
ウ 評価委員会から受けた評価	11
第2 検査の結果	12
1 組織運営の状況	12
(1) 業務、組織構成、人員等の推移	12
ア 中期計画の変更を伴う業務の追加	12
イ 組織改編	13
ウ 常勤役員数の推移及び直前の職	14
エ 常勤職員及び非常勤職員の数の推移	14
オ 常勤職員数の職種別、役職別の推移	15
カ 人事交流	17
(2) 役職員の給与	17
ア 役員給与等について	17
イ 職員給与について	19
2 財務の状況	23
(1) 独立行政法人の財務制度の概要	23
ア 財務の概要	23
イ 運営費交付金の会計の概要	23
ウ 損益、積立金及び目的積立金の概要	25
(2) 運営費交付金の算定等	26
ア 運営費交付金の計画額及び交付額	26
イ 運営費交付金の算定	26
ウ 運営費交付金の収益化基準の採用状況	33
エ 運営費交付金債務	35

(3) 会計処理における自己収入の取扱い	39
(4) 損益及び目的積立金	42
ア 損益	42
イ 目的積立金	45
(5) 費用、資産等	47
ア 費用	47
イ 特定の償却資産	51
ウ 随意契約の限度額	52
3 業務実績の状況	54
(1) 試験研究法人の業務実績	54
ア 受託研究	54
イ 業務成果	61
(2) 文教研修法人の業務実績	71
ア 学校施設法人の業務成果	71
イ 研修施設法人の業務成果	81
ウ 展示施設法人の業務成果	87
(3) 業務運営の効率化の実績	92
ア 効率化の目標と実績	92
イ 効率化の実績値の算出状況	96
4 情報の公表状況	99
(1) 独立行政法人の情報提供制度の概要	99
(2) 情報の公表状況	99
ア 通則法等による公表について	99
イ 通則法等によらない公表について	106
(3) 情報提供におけるホームページの利便性	106
第3 検査の結果に対する所見	108

第1 検査の背景及び実施状況、検査対象の概況

1 検査の要請の内容

会計検査院が、参議院より会計検査及びその結果の報告を求める事項として要請を受けた内容は以下のとおりである。

(1) 検査の対象

独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大 学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大 学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大 学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大 学校、独立行政法人国立環境研究所 (計45法人)

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

(2) 検査の内容

上記の独立行政法人の業務運営等の状況についての次の各事項

組織運営の状況

財務の状況

業務実績の状況

情報の公表状況

2 検査の方法及び実績

検査の対象とされた45独立行政法人から各種資料の提出を受け、説明の聴取等を行うとともに、このうち38法人については、現地に職員を派遣して実地検査を行うなどして検査を実施した。

なお、上記38法人の実地検査に要した人日数は129.8人日である。

3 検査対象の概況

(1) 独立行政法人制度

ア 独立行政法人の設立

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立されたもので、平成13年4月に57法人が設立されて以来、17年10月1日現在で113法人が設立されている。

独立行政法人制度は、行政の組織・事務の減量化、効率化を推進するため、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議の最終報告（9年12月）において導入が提言され、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、同制度の基本的な考え方が整備された。そして、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他制度の基本となる共通的な枠組みは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において定められている。

イ 独立行政法人制度の概要

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとすることとされている。

そして、独立行政法人の業務運営等については、通則法等において、次のような仕組みを導入することなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等の実現を図ることとされている。

(ア) 目標設定と事後評価

- a 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを独立行政法人

に指示する。そして、独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受ける。また、独立行政法人は、毎事業年度（以下「年度」という。）の開始前に、中期計画に基づき、その年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、主務大臣に届け出る。

主務大臣が独立行政法人に指示する中期目標においては、中期目標の期間、業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項等について定める。そして、中期計画においては、業務運営の効率化に関する目標を達成するため執るべき措置、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画、剰余金の使途等の事項を定める。また、年度計画においては、中期計画に定めた事項に関し、当該年度において実施すべき事項を含まなければならない。

- b 独立行政法人の各年度及び中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。）に置かれる独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が評価を行う。また、総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会は、評価委員会の実施した評価の結果について意見を述べることができる。そして、評価委員会による各年度における業務の実績の評価（以下「年度評価」という。）は、当該年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして行う。

中期目標の期間の終了時において、主務大臣は、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方等に反映させるよう所要の措置を講ずる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(1) 自主的な組織運営

独立行政法人の組織、定員及び人事については、法令等による画一的な統制・管理から外し、組織・人事管理の自主性を高めて、独立行政法人が自らの判断で、機動的かつ弾力的に組織編成・人員配置を行うことを可能にする。また、独立行政法人の役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映さ

れる仕組みの導入を図る。

(ウ) 弾力的な財務運営

国は、予算の範囲内で、独立行政法人に対し所要の財源措置を講じ、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることができる。また、独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとともに、法人の経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画の用途の範囲内で取り崩して使用することができるなど、独立行政法人が弾力的かつ効率的に財務運営を行うことを可能にする。

(I) 業務の透明性

独立行政法人は、財務諸表、中期計画、年度計画、業務の実績及びこれについての評価委員会の評価の結果等、通則法等において公表すべきこととされている事項のほか、法人の業務の概要に関する事項その他のできる限り多くの事項についても併せて積極的に公表する。また、公表の方法については、官報等による公告及び事務所における閲覧に加え、ホームページに掲載するなど電子媒体でアクセスすることが可能となるような方法等追加的に適切な方法も利用して、積極的に行う。

(2) 検査対象法人の設立と財政負担等

ア 検査対象法人の設立及び業務類型

検査の対象とされた45法人は、いずれも13年4月に国から出資を受けて設立された独立行政法人で、中期目標の期間が5年間となっている法人である。

これらの45法人は、表0-1のとおり、12年度末において国の機関であった85機関が母体となっており、これら85機関の統合等の状況をみると、48機関が8法人に統合され、37機関が統合されずに法人に移行している。これらの法人について、法人の業務内容により、主に試験研究業務を行う法人（以下「試験研究法人」という。）、主に文教研修業務を行う法人（以下「文教研修法人」という。）等の業務類型別に法人を区分して統合等の状況をみると、試験研究法人については26機関が23法人に、文教研修法人については51機関が14法人にそれぞれ整理されており、その他の法人については8機関がそのまま独立行政法人に移行している。

そして、設立時における他の機関からの業務の引継ぎ及び他の機関への業務の分

割状況についてみると、他の機関の業務の一部を引き継いだ法人は4法人、他の機関へ業務の一部を分割した法人は3法人となっており、38法人は業務の引継ぎ又は分割は行われていない。

表0-1 独立行政法人の設立の状況

業務類型	法人名	独立行政法人移行前の機関数	統合の状況	独立行政法人移行前の機関の組織体	業務の引継ぎ及び分割の状況	
試験研究法人	消防研究所	1		各府省の施設等機関		
	酒類総合研究所	1				
	国立特殊教育総合研究所	1				
	物質・材料研究機構	2	統合			
	防災科学技術研究所	1				理化学研究所の業務の一部を引継ぎ
	放射線医学総合研究所	1				
	文化財研究所	2	統合			
	産業安全研究所	1				
	産業医学総合研究所	1				
	農業生物資源研究所	2	統合			農林水産省畜産試験場、農林水産省家畜衛生試験場の業務の一部を引継ぎ
	農業環境技術研究所	1				
	農業工学研究所	1				農林水産省農業研究センター、農林水産省農業環境技術研究所の業務の一部を引継ぎ
	食品総合研究所	1				
	国際農林水産業研究センター	1				
	森林総合研究所	1				
	土木研究所	1				国土交通省国土技術政策総合研究所に業務の一部を分割
	建築研究所	1				国土交通省国土技術政策総合研究所に業務の一部を分割
	交通安全環境研究所	1				
	海上技術安全研究所	1				
	港湾空港技術研究所	1				国土交通省国土技術政策総合研究所に業務の一部を分割
電子航法研究所	1					
国立環境研究所	1					
北海道開発土木研究所	1			国土交通省北海道開発局の付属機関		
小計	23法人	26 機関				
文教研修法人	大学入試センター	1		文部科学省の大学共同利用機関		
	国立オリンピック記念青少年総合センター	1		各府省の施設等機関		
	国立女性教育会館	1				
	国立青年の家	13	統合			
	国立少年自然の家	14	統合			
	国立科学博物館	1				文化庁の業務の一部を引継ぎ
	国立美術館	4	統合			
	国立博物館	3	統合			
	農業者大学校	1				
	水産大学校	1				
	海技大学校	1				
	航海訓練所	1				
海員学校	8	統合				
航空大学校	1					
小計	14法人	51 機関				
その他の法人	農林水産消費技術センター	1		各府省の施設等機関		
	種苗管理センター	1				
	家畜改良センター	1				
	肥飼料検査所	1				
	農薬検査所	1				
	林木育種センター	1				
	さけ・ます資源管理センター	1				
製品評価技術基盤機構	1					
小計	8法人	8 機関				
合計	45法人	85 機関				

イ 国の財政負担

検査の対象とされた45法人に対する国の財政負担の状況は、表0-2のとおりとなっており、これらについて負担の形態別にみると以下の(ア)～(オ)のようになっている。

〔 以下、数値の記述は、金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。 〕

表0-2 国の財政負担の状況

試験研究法人(23法人)

(単位：千円)

法人名	政府出資	物品等の譲与	運営費交付金	施設整備費補助金等	無利子貸付金
	16年度末	13年度設立時	13-16年度計	13-16年度計	13-15年度計
消防研究所	15,268,927	1,392,493	4,551,034	-	479,495
酒類総合研究所	9,833,084	1,810,943	5,150,677	-	-
国立特殊教育総合研究所	6,048,582	72,602	4,759,853	2,040,347	-
物質・材料研究機構	76,459,219	27,679,285	66,567,723	1,247,872	8,954,348
防災科学技術研究所	58,902,884	17,389,437	31,253,039	22,066,069	8,546,409
放射線医学総合研究所	33,648,457	18,194,301	55,602,791	1,210,805	5,719,716
文化財研究所	17,166,757	4,078,435	12,888,689	-	-
産業安全研究所	7,163,573	652,022	4,828,279	181,000	-
産業医学総合研究所	4,967,152	1,025,895	5,761,817	1,300,341	-
農業生物資源研究所	40,319,066	3,434,872	31,517,154	805,862	4,096,415
農業環境技術研究所	34,353,269	1,336,781	13,787,619	361,865	959,778
農業工学研究所	20,751,667	489,853	8,798,786	439,084	119,945
食品総合研究所	8,997,903	1,485,854	9,533,913	729,250	283,080
国際農林水産業研究センター	8,470,154	1,111,541	13,504,383	259,857	958,480
森林総合研究所	47,391,130	2,537,357	35,302,225	713,841	600,000
土木研究所	28,643,779	1,607,552	19,657,883	1,965,658	1,594,440
建築研究所	20,384,390	762,743	8,694,046	601,697	329,919
交通安全環境研究所	22,624,508	1,895,208	7,466,893	1,710,337	-
海上技術安全研究所	38,352,096	852,406	13,694,943	743,024	243,442
港湾空港技術研究所	14,052,883	527,009	6,419,823	474,451	650,000
電子航法研究所	4,258,412	4,047,882	7,092,746	294,312	-
北海道開発土木研究所	7,599,961	3,210,409	7,664,631	1,300,566	259,950
国立環境研究所	38,666,145	4,191,344	37,421,719	3,052,819	1,843,864
小計	564,324,010	99,786,234	411,920,666	41,499,064	35,639,284

文教研修法人(14法人)

法人名	政府出資	物品等の譲与	運営費交付金	施設整備費補助金等	無利子貸付金
	16年度末	13年度設立時	13-16年度計	13-16年度計	13-15年度計
大学入試センター	11,591,504	786,199	1,376,756	-	-
国立オリンピック記念青少年総合センター	83,077,266	613,890	17,050,552	821,464	-
国立女性教育会館	3,615,041	85,590	2,848,462	207,888	-
国立青年の家	21,435,845	1,023,067	17,700,033	3,437,716	524,438
国立少年自然の家	24,425,275	1,211,214	16,730,906	3,132,962	471,162
国立科学博物館	73,943,372	3,147,829	12,224,915	2,088,855	5,258,657
国立美術館	45,948,702	38,160,905	18,481,723	-	-
国立博物館	86,246,785	77,523,342	20,383,571	2,813,782	-
農業者大学校	2,735,068	84,118	2,384,962	210,671	-
水産大学校	9,458,910	566,283	9,258,978	1,432,372	-
海技大学校	4,132,555	323,843	4,824,004	155,601	-
航海訓練所	5,007,304	278,010	28,806,434	4,539,863	-
海員学校	11,544,429	343,954	7,638,477	652,475	-
航空大学校	4,969,703	456,743	12,231,186	437,393	-
小計	388,131,764	124,604,994	171,940,959	19,931,046	6,254,257

その他の法人(8法人)

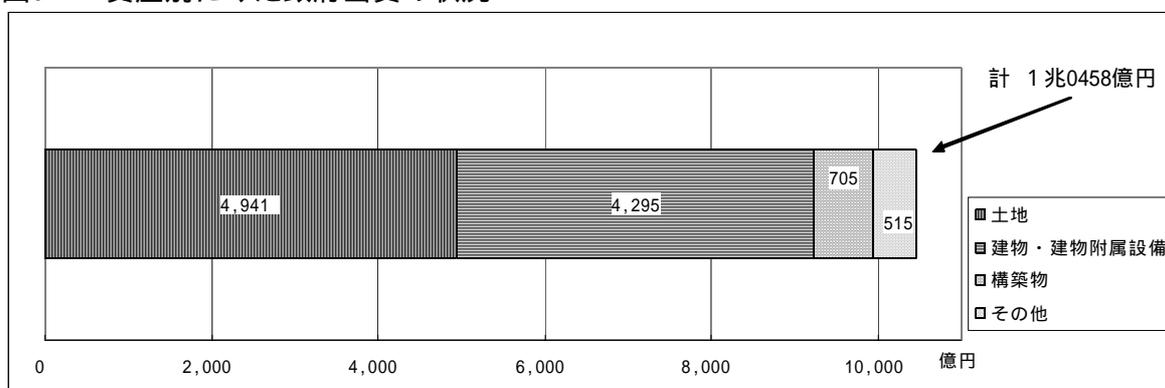
法人名	政府出資	物品等の譲与	運営費交付金	施設整備費補助金等	無利子貸付金
	16年度末	13年度設立時	13-16年度計	13-16年度計	13-15年度計
農林水産消費技術センター	3,540,720	970,634	21,042,590	1,122,044	-
種苗管理センター	9,701,998	613,033	12,492,407	1,077,221	-
家畜改良センター	48,227,966	1,228,464	34,759,299	1,931,602	1,699,646
肥飼料検査所	1,671,210	442,671	7,353,600	114,447	635,022
農薬検査所	3,759,863	152,040	3,241,785	78,079	2,342,790
林木育種センター	1,909,227	151,262	8,215,283	525,504	-
さけ・ます資源管理センター	5,466,502	481,889	7,282,369	1,019,785	-
製品評価技術基盤機構	19,072,362	5,595,027	30,795,394	372,500	-
小計	93,349,852	9,635,023	125,182,727	6,241,185	4,677,459
合計(45法人)	1,045,805,627	234,026,252	709,044,352	67,671,296	46,571,001

(ア) 政府出資

独立行政法人は、通則法において、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他財産的基礎を有しなければならないとされ、国は、必要があると認めるときは、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）により、独立行政法人に出資することができることとされている。

13年4月の設立時から16年度末までの間における45法人に対する国の出資の状況は、図0-1のとおりであり、その主なものは、土地、建物、構築物等の国有財産の現物出資で、その総額は1兆0458億円となっている。

図0-1 資産別にみた政府出資の状況

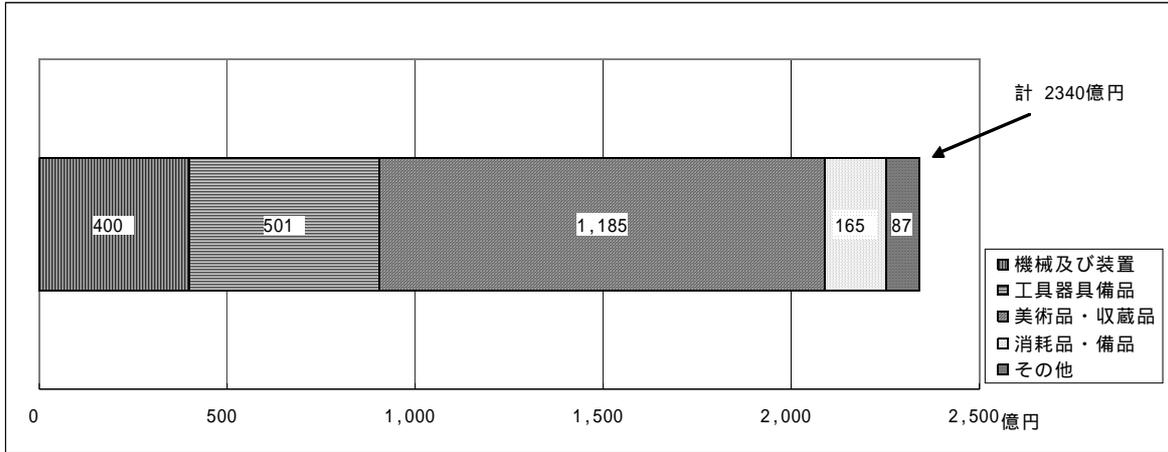


(イ) 物品等の譲与

国は、独立行政法人の設立時に物品等を譲与している。そして、国から譲与された物品等については、公正な評価額をもって取得原価とし、各法人の財務諸表に計上することとなっており、承継時の評価額が50万円以上のもの及び50万円未満であっても重要性のあるものについては貸借対照表の資産に計上し、50万円未満で重要性の乏しいものについては損益計算書の費用（消耗品費、備品費等）に計上している。

国から45法人に対して譲与した物品等の財務諸表における計上額は、図0-2のとおりであり、その主なものは、機械及び装置、工具器具備品、美術品・収蔵品等で、その総額は2340億円となっている。

図0-2 資産別にみた物品等の譲与の状況

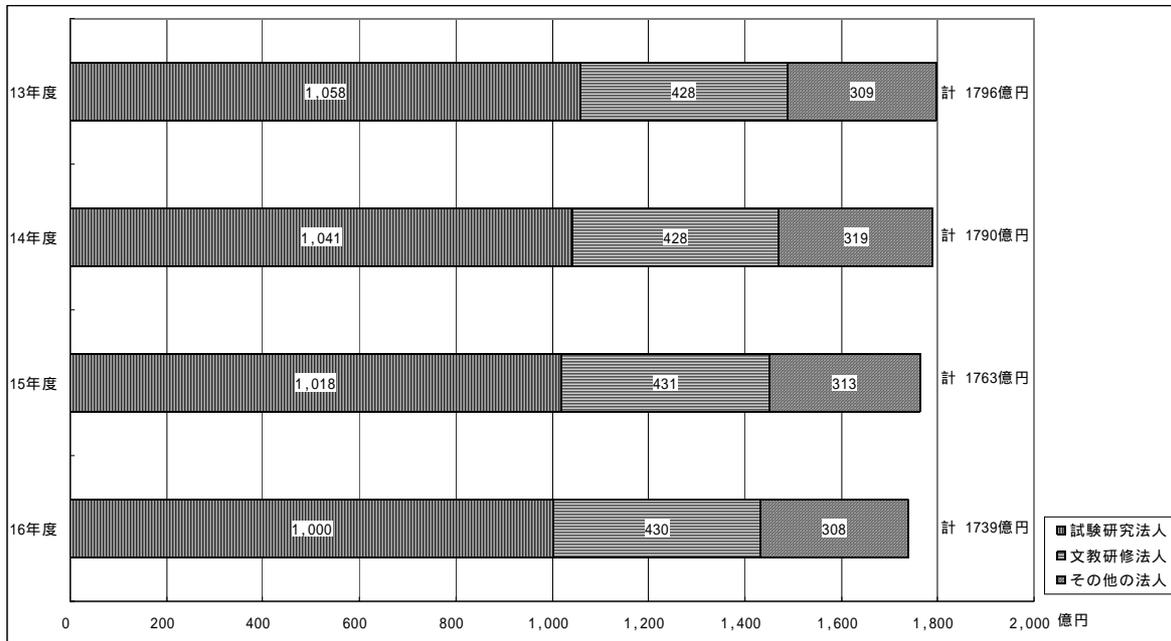


(ウ) 運営費交付金

国は、通則法により、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額を交付することができることとされており、独立行政法人の業務の運営のために運営費交付金を交付している。

16年度末までに国から45法人に対して交付した運営費交付金の状況は、図0-3のとおりであり、その総額は7090億円となっている。

図0-3 運営費交付金の交付状況

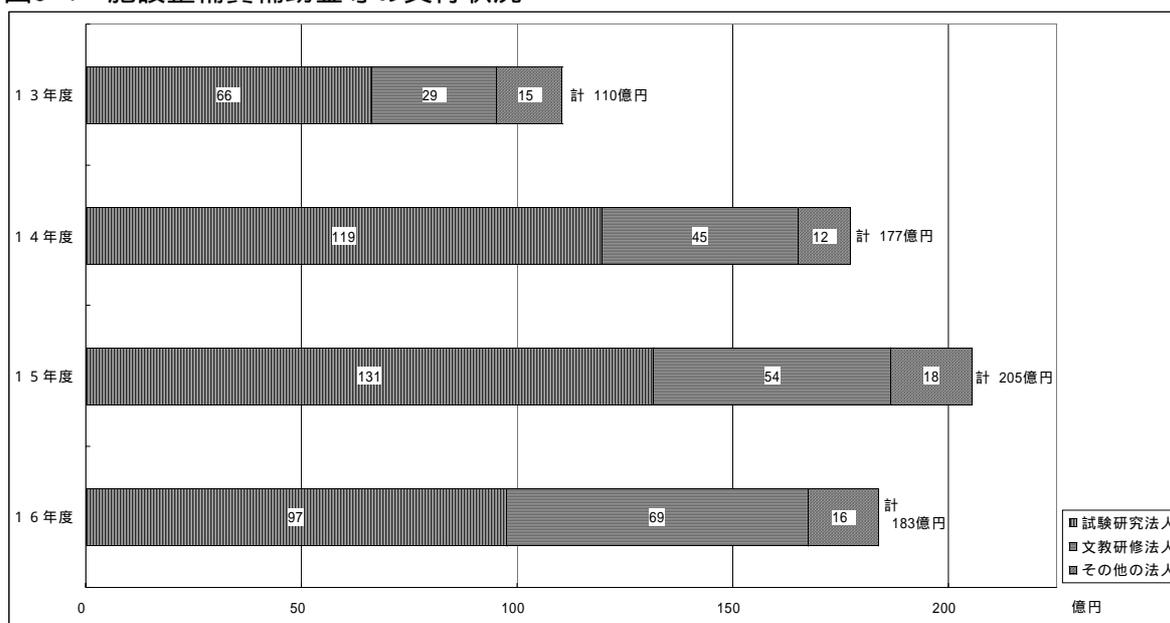


(I) 施設整備費補助金等

国は、独立行政法人の施設整備等に係る費用について、運営費交付金とは別に、施設整備費補助金等を交付している。

そして、国は、16年度末までに45法人のうち40法人に対して施設整備費補助金等を交付しており、その状況は図0-4のとおりであり、総額676億円となっている。

図0-4 施設整備費補助金等の交付状況

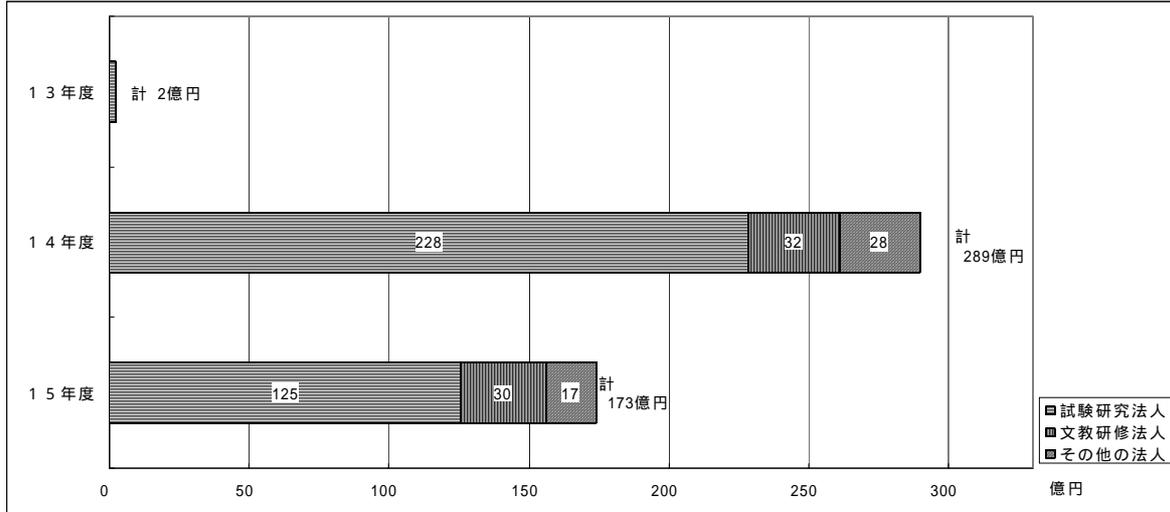


(オ) 無利子貸付金等

国は、通則法附則第4条第1項の規定に基づき、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）第2条第1項第2号に該当する公共的な建設の事業等に要する費用に充てる資金について、無利子で貸し付けることができることとされている。

そして、国は、15年度末までに45法人のうち22法人に対して無利子貸付けを行っており、その状況は図0-5のとおりであり、総額465億円となっている。

図0-5 無利子貸付金の貸付状況



本件貸付金は、5年間（2年以内の据置期間を含む。）で償還することとされており、償還時において、当該償還金に相当する金額の補助金が国から交付されることとされている。

なお、16年度末までに、国立環境研究所を除くすべての法人において、本件貸付金の全額が繰上償還されており、この結果、償還に伴い国が21法人に交付した補助金は総額447億円となっている。

ウ 評価委員会から受けた評価

検査の対象とされた45法人が、13年度から15年度における業務の実績について、評価委員会から受けた総合的な評定の状況は、「年度計画以上の実績を上げるなど、中期目標を達成するための着実な一歩を踏み始めた」、「計画に対して業務が順調に進ちよくしている」など、おおむね良好なものとなっている。

なお、法人によっては、外部評価のための委員会を独自に設置して各年度の業務の実績について評価を受けている事例も見受けられる。

第2 検査の結果

1 組織運営の状況

(1) 業務、組織構成、人員等の推移

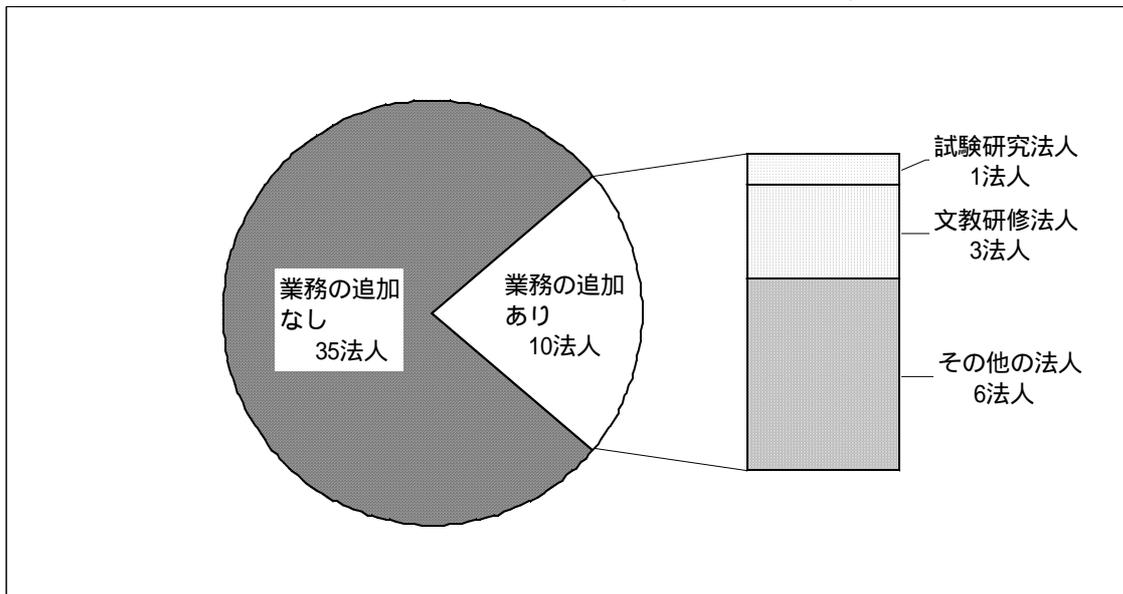
独立行政法人の組織編成や人員配置については、自らの判断で機動的かつ弾力的に行えることになっていることから、それらの13年度から16年度における状況に着目して調査した。

ア 中期計画の変更を伴う業務の追加

検査の対象とした45法人の業務の追加状況についてみると、図1-1のとおり、中期計画の変更を伴う業務の追加を行っている法人が10法人あり、その内訳は試験研究法人が1法人、文教研修法人が3法人、その他の法人が6法人となっている。

(注1) 業務の追加を行っている法人 業務を追加している法人の中には業務の一部を廃止している法人が2法人あるが、同法人においては、全体として業務の事項数及び人員が増となっていることから、「業務の追加を行っている法人」として整理した。

図1-1 中期計画の変更を伴う業務の追加状況（13年度～16年度）



そして、4箇年度で追加した業務は、表1-1のとおり、試験研究法人では3事項（これに伴う人員増0人）、文教研修法人では3事項（同15人）となっているのに対し、その他の法人では17事項（廃止が2事項あり、差引き人員増103人）となっていて、試験研究法人や文教研修法人に比べ追加された業務が多くなっているが、そのほとんどが法律改正に伴うものとなっている。

表1-1 追加した主な業務、人員増等（13年度～16年度）

業務類型	法人名	追加した主な業務	事項数	人員増
試験研究法人	北海道開発土木研究所	地球温暖化対策に資するエネルギー地域自立型実証研究業務等	3	0
文教研修法人	大学入試センター	法科大学院適性試験の調査研究業務	1	0
	国立オリンピック記念青少年総合センター	青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付業務	1	2
	国立美術館	新国立美術展示施設の開設に向けた準備業務	1	13
	小計		3	15
その他の法人	農林水産消費技術センター	食の安全・安心にかかる業務等	2 (1)	67
	種苗管理センター	遺伝子組換え生物等の仕様等の規制に関する法律に基づく立入検査等の実施業務等	3	6
	家畜改良センター	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく業務等	2	11
	肥飼料検査所	肥料取締法改正による特定普通肥料に関する栽培試験・調査業務、飼料安全法改正による飼料のリスク管理強化業務等	3 (1)	12
	農薬検査所	生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査業務等	2	7
	製品評価技術基盤機構	化学物質審査規制法関連業務等	5	0
	小計		17 (2)	103
合計			23 (2)	118

(注) 「事項数」欄の()内数字は廃止した業務の事項数であり、外書きである。また、当該法人の「人員増」欄の数字は、追加業務に係る増から廃止業務に係る減を差し引いたものである。

イ 組織改編

各年度末における法人の部課室等数の推移についてみると、表1-2のとおり課室等が減少しており、また、プロジェクト制を採用して業務の進ちょく状況により組織を機動的に改編している法人もあるなど、移行前と比較して各独立行政法人が、組織の改編を適宜行っている状況となっている。

このことは、役員に関するもの以外の内部組織については、個別法の定める業務の範囲で独立行政法人の長がその裁量により決定、変更又は改廃することとされたことから、国の機関当時に必要とされた政令の改正手続等を経ることなく、組織の改編が比較的容易に行えることとなったことによると思料される。

表1-2 法人の組織の改編状況（13年度～16年度）

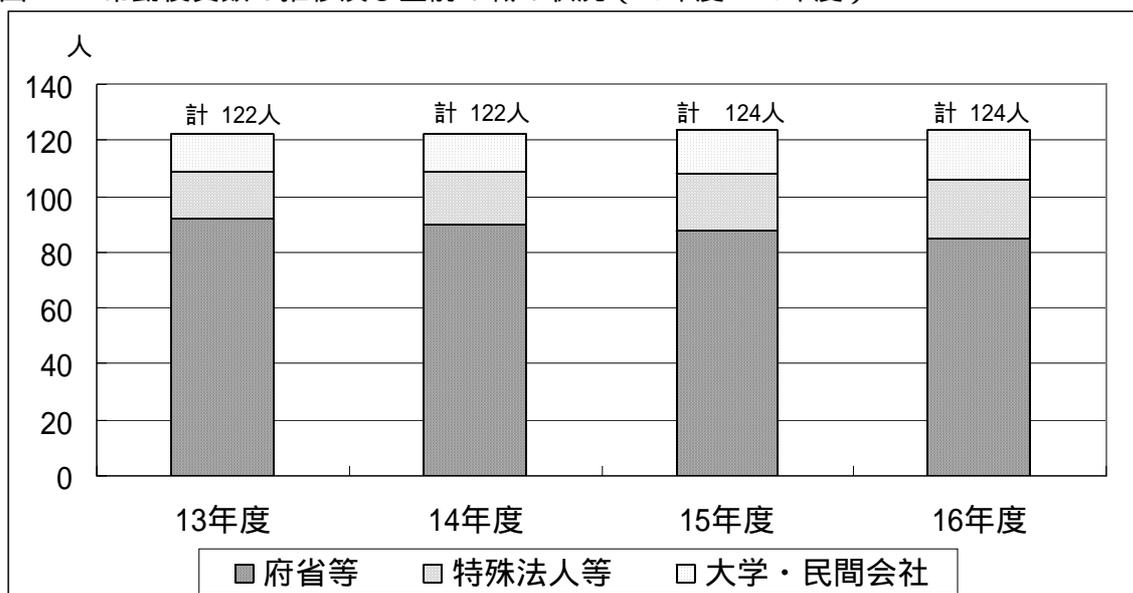
区分	13年度期首(A)	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末(B)	(B) - (A)
本部・センター等	62	62	62	63	63	1
部等	314	320	320	324	320	6
課室等	1,368	1,368	1,346	1,324	1,315	53
その他	144	144	152	154	154	10

ウ 常勤役員数の推移及び直前の職

各年度末における常勤役員数の推移及び役員就任の直前の職についてみると、図1-2のとおり、常勤役員数はほぼ同数で推移しており、また、役員就任の直前に府省等の職に就いていた者が各年度とも約7割を占めている。

これは、検査の対象とした独立行政法人がすべて国の機関から移行した法人であること、各独立行政法人において府省等の出身者の専門性に期待するところがあることなどによると思料される。

図1-2 常勤役員数の推移及び直前の職の状況（13年度～16年度）



エ 常勤職員及び非常勤職員の数の推移

(注2)

各年度末において、各独立行政法人の職員数を常勤職員と非常勤職員に区分して、その数の推移をみると、図1-3のとおり、16年度末においては13年度末に比べ、常勤職員数は微増し、非常勤職員数は大幅に増加している。常勤職員数が微増となっているのは、中期計画において削減又は抑制することとされているものの、前記のとおり一部の法人において法律改正に伴う業務の追加などにより人員増があったことによるものである。

なお、業務の追加を行っていない35法人の常勤職員数は、13年度には6,545人であったが、16年度には6,472人に減少している。

そして、非常勤職員数の増加の状況について、業務類型別にみると、図1-4のとおり、試験研究法人における増加が顕著となっている。これは、試験研究法人におい

て、受託研究契約の増加に伴い必要となった研究要員の増加分について、主に、非常勤職員の増員により対応していることなどによると思料される。

(注2) 常勤職員と非常勤職員 常勤職員とは、正規の勤務時間が休憩時間を除き週40時間とされている職員をいい、非常勤職員とは、正規の勤務時間が常勤職員以下であり、かつ雇用期間があらかじめ定められている職員をいう。

図1-3 常勤職員及び非常勤職員の数の推移（13年度～16年度）

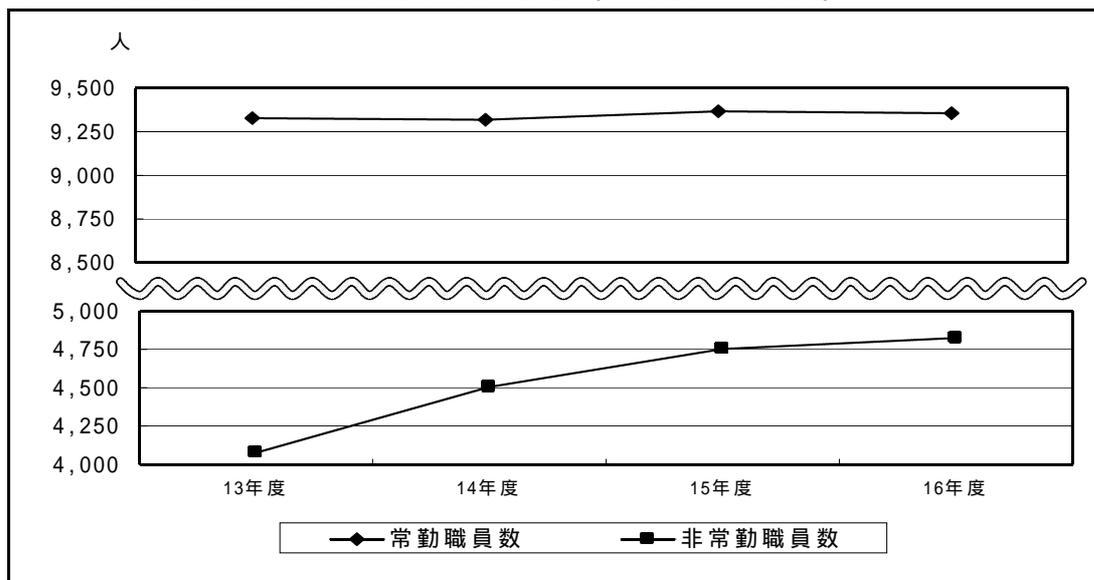
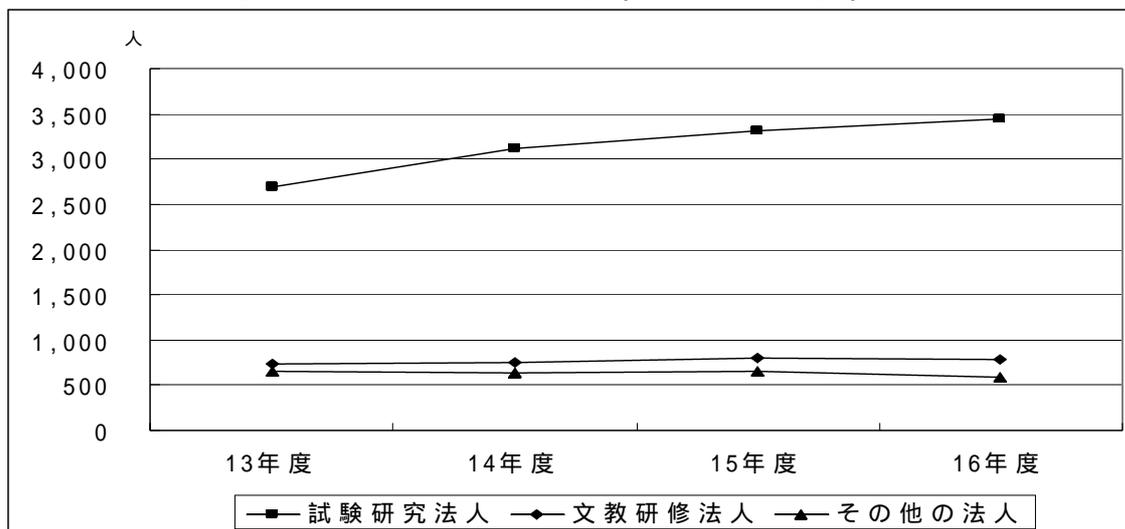


図1-4 業務類型別にみた非常勤職員数の推移（13年度～16年度）

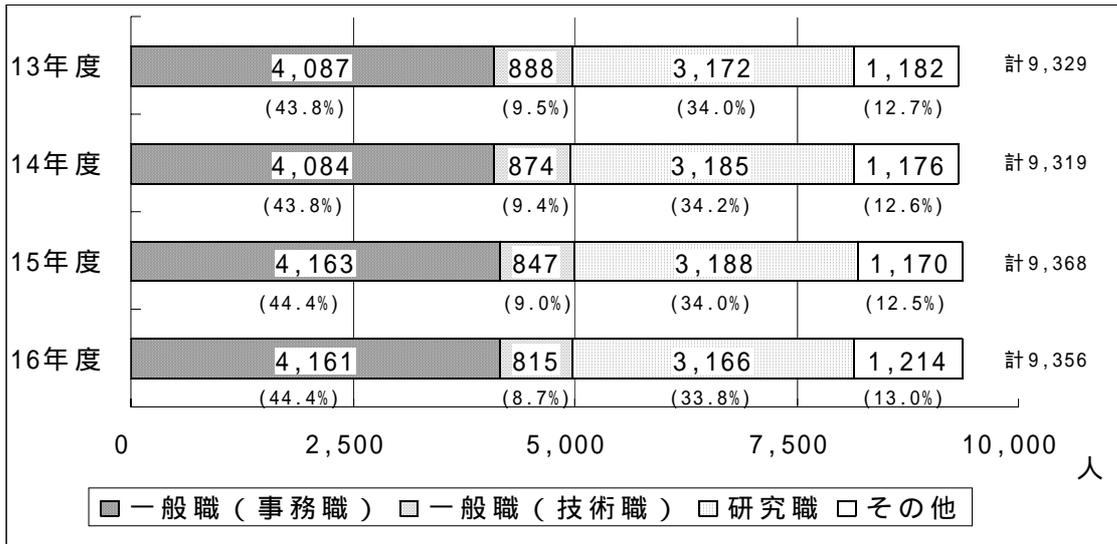


オ 常勤職員数の職種別、役職別の推移

各年度末における常勤職員数の推移を職種別にみると、図1-5のとおりであり、16年度末においては13年度末に比べ、一般職（事務職）は増加し、一般職（技術職）

は減少しており、研究職はほぼ横ばい状況となっている。これは、一般職（事務職）については、一部の法人において業務の追加が行われたことなどにより増加し、一般職（技術職）については、各法人において、従来、一般職（技術職）を充てて行っていた警備、清掃等の業務の一部を外部委託により実施することとしたことなどにより減少したものと史料される。

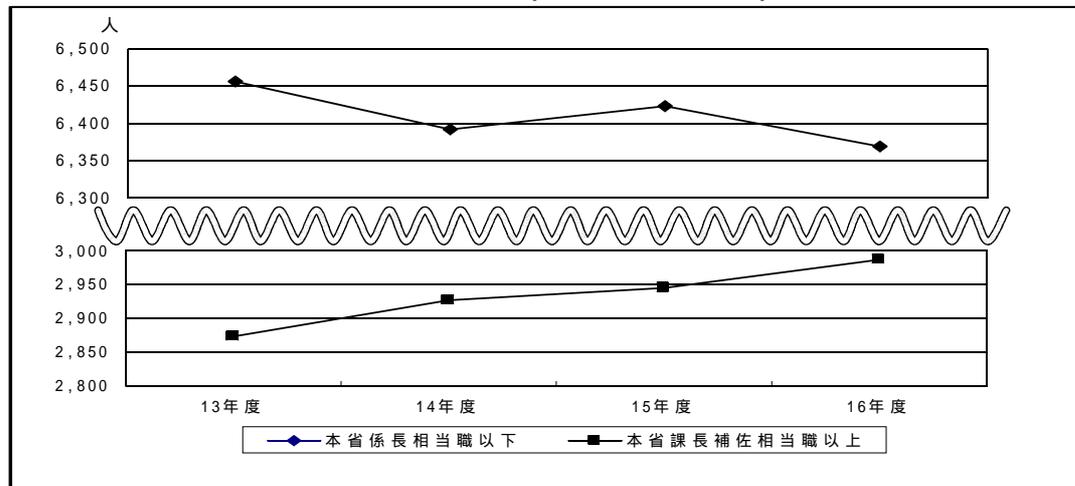
図1-5 職種別にみた常勤職員数の推移（13年度～16年度）



（注） 一般職（技術職）とは、機械の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員をいう。

次に、各年度末における常勤職員を国家公務員の役職に当てはめてその推移をみると、図1-6のとおり、本省係長相当職以下は減少傾向を示しており、一方、本省課長補佐相当職以上は増加傾向を示している。

図1-6 役職別にみた常勤職員数の推移（13年度～16年度）



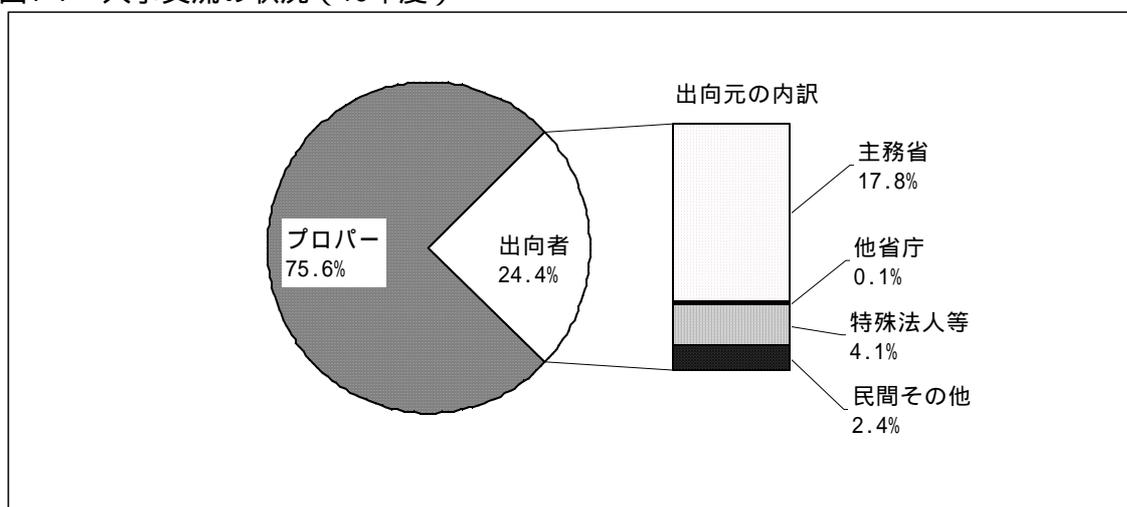
（注） 本省課長補佐相当職以上については、各法人の常勤職員のうち国家公務員の行政職俸給表（一）の7級以上に相当する者を集計した。

このことについては、独立行政法人が、中期計画であらかじめ定められた人件費総額の中で職員の役職別管理を独自に行ったことなどによると思料される。

カ 人事交流

多くの法人では、中期計画等において、効率的な人材の確保や事業の迅速・的確な実施等のための人事交流を積極的に行うこととしている。そこで、16年度末における常勤職員に占める人事交流の状況についてみると、図1-7のとおり、常勤職員の約4分の1が出向者となっており、その多くは各独立行政法人が行う事業の企画立案を行っている主務省からの出向者となっている。

図1-7 人事交流の状況（16年度）



(2) 役職員の給与

独立行政法人への移行に伴い、法人や役職員の業績等が給与等に反映される仕組みの導入が図られたことから、その内容や運用状況等について着目して調査した。

ア 役員給与等について

各独立行政法人では、役員に対する報酬等（以下「役員給与」という。）の支給の基準となる規程（以下「役員給与規程」という。）を定めている。役員給与規程では、役員給与を毎月支給される基本給（以下「役員報酬」という。）及びその他の手当と年2回支給される役員賞与に区分しており、役員報酬についてはその支給額を、その他の手当及び役員賞与についてはその算定方法等を定めている。このうち、役員報酬については、ほとんどの法人で国の指定職俸給表に準じた支給額としており、法人独自の支給額としているのは種苗管理センターほか6法人となっている。^(注3) また、その他の手当及び役員賞与については、すべての独立行政法人において国家公

務員に準拠して算定方法等を定めている。

さらに、各独立行政法人においては、役員給与に業績等を反映させるための方法についても役員給与規程に定めており、16年度末における主な反映方法とその運用状況等を示すと、表1-3及び表1-4のとおりとなっている。役員給与に対する業績等の反映方法については、主務省により統一されていたり、他の独立行政法人や特殊法人の規程等を参考にして決定したりしていることから、法人間で大きな差はみられない。

そして、実際の支給に当たって、その運用状況についてみると、表1-4のとおり、4箇年度で役員給与の支給額を業績等により増減したことがある法人は物質・材料研究機構ほか2法人にとどまっており、業績等の役員給与への反映は限られた状況となっている。

なお、役員の退職時に支給される役員退職給与については、役員報酬額に役員の在職月数等を乗ずることとするなどの計算方法や業績等を反映させるための方法を役員退職給与規程等に定めている。このうち、支給額に業績等を反映させるための方法については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）により、表1-3のとおりとなっており、15年度中からすべての法人において同一の方法を用いて実施している。

(注3) 種苗管理センターほか6法人、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、海上技術安全研究所、海員学校

表1-3 役員給与等に業績等を反映させる主な方法（16年度）

区分		主な内容
役員給与	役員報酬	役員の実績を考慮して月額支給額を定める。
		役員の実績等に応じ、月額支給額を増減することができる。
	役員賞与	評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、一定の範囲内で基本支給額を増減することができる。 役員の実績等に応じ、基本支給額を増減することができる。
役員退職給与		在職期間1箇月につき、俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に主務省の評価委員会が0.0から2.0の範囲内で決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

表1-4 役員給与に業績等を反映させる方法の有無及びその運用状況

業務類型	法人名	業績等を反映させる方法の有無(16年度)		支給額の増減あり(13年度～16年度)
		役員報酬	役員賞与	
試験研究法人	消防研究所			
	酒類総合研究所			
	国立特殊教育総合研究所			
	物質・材料研究機構			
	防災科学技術研究所			
	放射線医学総合研究所			
	文化財研究所			
	産業安全研究所			
	産業医学総合研究所			
	農業生物資源研究所			
	農業環境技術研究所			
	農業工学研究所			
	食品総合研究所			
	国際農林水産業研究センター			
	森林総合研究所			
	土木研究所			
	建築研究所			
	交通安全環境研究所			
	海上技術安全研究所			
	港湾空港技術研究所			
	電子航法研究所			
	北海道開発土木研究所			
	国立環境研究所			
小計	23法人	9	23	2
文教研修法人	大学入試センター			
	国立オリンピック記念青少年総合センター			
	国立女性教育会館			
	国立青年の家			
	国立少年自然の家			
	国立科学博物館			
	国立美術館			
	国立博物館			
	農業者大学校			
	水産大学校			
	海技大学校			
	航海訓練所			
	海員学校			
	航空大学校			
小計	14法人	2	14	-
その他の法人	農林水産消費技術センター			
	種苗管理センター			
	家畜改良センター			
	肥飼料検査所			
	農薬検査所			
	林木育種センター			
	さけ・ます資源管理センター			
	製品評価技術基盤機構			
小計	8法人	8	8	1
合計	45法人	19	45	3

イ 職員給与について

各独立行政法人では、職員に対する給与の支給基準となる規程（以下「職員給与規程」という。）を定めている。職員給与規程では、職員給与を毎月支給される基本給（以下「職員基本給」という。）及びその他の手当と年2回支給される職員の業績等を反映させる手当（以下「勤勉等手当」という。）及び期末手当に区分しており、職員基本給については月額表を、その他の手当、勤勉等手当及び期末手当につ

いてはその算定方法等を定めている。そして、ほとんどの独立行政法人において、職員基本給の月額表は国の各俸給表に、勤勉等手当は国家公務員の場合の算定方法等にそれぞれ準拠して定めているが、表1-5のとおり、国立環境研究所においては職員基本給の月額表について、物質・材料研究機構ほか5法人においては勤勉等手当の算定方法等について、それぞれ独立行政法人独自なものとなっている。また、その他の手当及び期末手当についてはすべての法人において国家公務員の場合に準拠して算定方法等を定めている。

表1-5 職員給与の月額表、算定方法等が独自なものとなっている法人（16年度）

業務類型	法人名	主な内容	
		職員基本給の月額表	勤勉等手当の算定方法等
試験研究法人	物質・材料研究機構	-	研究職及びエンジニア職について、独自の算定方法等を用いている。
	農業生物資源研究所	-	研究管理職については、業績評価に基づく成績率を別途加算する。
	農業環境技術研究所	-	研究管理職については、業績評価に基づく成績率を別途加算する。
	農業工学研究所	-	研究管理職については、業績評価に基づく成績率を別途加算する。
	食品総合研究所	-	研究管理職については、業績評価に基づく成績率を別途加算する。
	国立環境研究所	職種別の区分がない、単一の月額表を使用している。	6月1日を基準日として支給される手当にのみ、勤務成績等を反映させる。

さらに、各独立行政法人において、職員給与に勤務成績等を反映させるための方法についても職員給与規程に定めており、その主な内容は表1-6のとおりとなっている。

表1-6 職員給与に勤務成績等を反映させる主な方法（16年度）

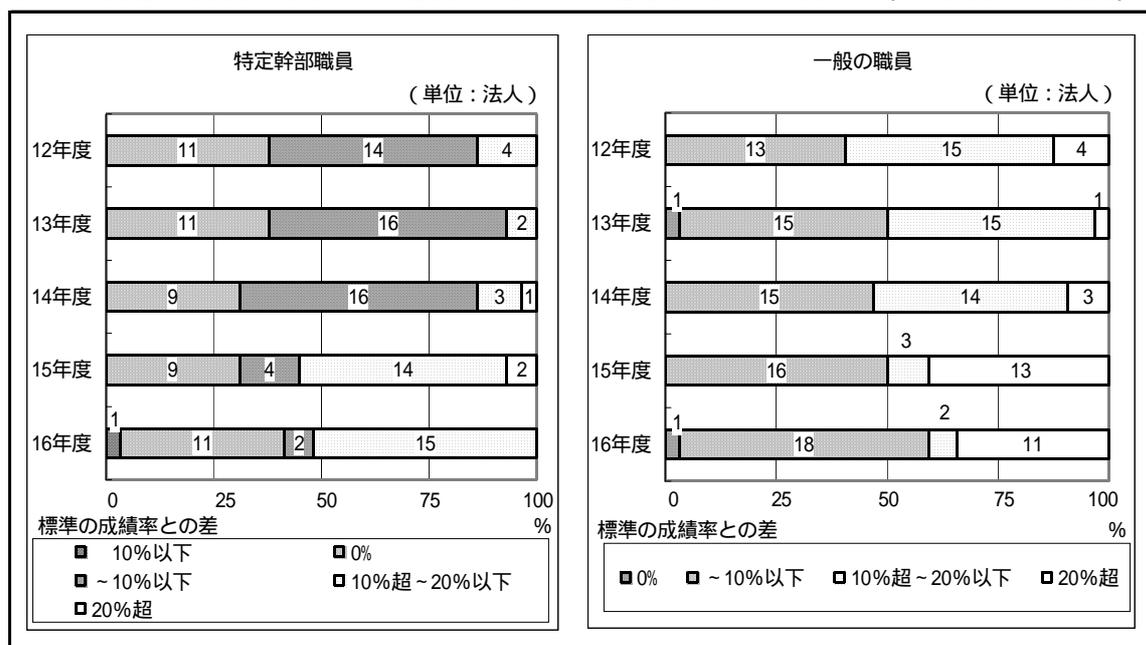
給与種目	主な内容
職員基本給	特別昇給 勤務成績が特に良好である場合には、上位の号俸に昇給させ若しくは昇給期間を短縮し、又は双方を合わせて行うことができる。
	普通昇給 一定期間を良好な成績で勤務したときは、上位の号俸に昇給させることができる。
	昇格 勤務成績が良好で、かつ一定の基準に達している場合には、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
勤勉等手当	勤務評定の結果や個人の業績等を踏まえ決定される支給割合や支給額に基づき支給される。

このうち、勤勉等手当については、算定方法等が独自なものとなっている6法人を除く39法人において、13年度以降も国家公務員に準拠した制度により継続的に運用されている。これら39法人のうち12年度の実績が把握できる32法人の勤勉等手当の(注4) (注5) 成績率について、標準の成績率と最高の成績率との差の状況をみると、13、14両年(注6) 度については、特定幹部職員、一般の職員とも、移行前の12年度とそれほど変化し

ていない。

なお、15年度以降の運用状況は14年度以前に比べ相当変化しているが、これは、15年度において国家公務員の制度が勤務成績等をより反映させやすくするよう変更されたことに伴い、各法人がこれに準拠した運用としたことなどによると思料される。

図1-8 国家公務員に準拠した制度の法人の勤勉等手当の運用状況（12年度～16年度）



注(1) 勤勉等手当は年2回支給されるが、毎年6月1日を基準日として支給される勤勉等手当について分析した。

注(2) 特定幹部職員については在籍者のいない3法人を除く29法人で分析している。

(注4) 成績率 勤務評定又は勤務成績を考慮して決定される率

(注5) 標準の成績率 懲戒処分等を受けることなく通常に勤務した職員に適用される成績率であり、各法人とも、6月1日を基準日とする分については14年度までは、一般の職員が60%、特定幹部職員が80%、15年度以降は一般の職員が70%、特定幹部職員が90%となっている。

(注6) 特定幹部職員 各独立行政法人の一般職（事務職）の給与表等を適用される職員のうち9級以上の者及び他の職種のものでこれに相当する者をいう。

以上のように、組織運営の状況については、法人による自主的な組織運営の仕組みが導入された中で、業務の効率化等のための組織改編、常勤職員の削減に伴う非常勤職員や外部委託の活用等は適宜行われていると思料されるものの、多くの法人においては、

役職員の報酬・給与の支給額等は国家公務員に準拠したのとなっていて、業績等の給与への反映も限られた状況となっている。

組織運営については、中期計画においてあらかじめ定められた人件費総額などに留意しつつ、一層、自主的かつ機動的な組織運営に努めることが望まれる。

2 財務の状況

(1) 独立行政法人の財務制度の概要

ア 財務の概要

独立行政法人の会計は、通則法において、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によることとされているが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの独立行政法人が有する特殊性を踏まえて、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として、企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）及び独立行政法人会計基準注解（以下「注解」という。）が12年2月に策定（15年3月、17年6月改訂）されている。

そして、会計基準は、各独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する事項を定めた個別の省令により、当該省令に準ずるものとして、独立行政法人がその会計を処理するに当たって従わなければならないとされている基準であって、独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものであるとされている。また、そこに定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。

独立行政法人の事業年度は、通則法により、毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、毎年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該年度の終了後3箇月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

イ 運営費交付金の会計の概要

独立行政法人の支出は、公共的な事務及び事業を確実に実施するためになされるものであり、独立採算制を前提としていないことから、国は、独立行政法人の業務運営のために必要な財源措置を講ずることとしており、独立行政法人に対して運営費交付金を交付している。

(ア) 運営費交付金の算定方法の設定

独立行政法人は、中期計画において、中期目標の期間全体に係る運営費交付金の総額（以下「中期計画額」という。）を算定しており、また、毎年度の開始前

に作成する年度計画において、当該年度分の運営費交付金（以下「年度計画額」という。）を算定している。そして、独立行政法人に対する運営費交付金に係る国の予算措置については、主務大臣が予算要求を行うこととされており、毎年度の予算編成の中で運営費交付金の交付額が決定される。

運営費交付金の算定については、中央省庁等改革推進本部事務局が12年4月に示した「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、算定式が例示されており、具体的な算定方法の設定に当たっては、各独立行政法人の業務内容や財務構造等に即して適当な方法を定めることとされている。

(イ) 運営費交付金の会計処理

運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではないため、会計基準において、独立行政法人の会計に特有の勘定として、運営費交付金受領時に発生する義務を表す、流動負債に属する「運営費交付金債務」勘定が設けられており、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を同勘定で整理することとされている。

そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の費用に充てる際には、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化を行うこととされており、その際には当該収益化に相当する額を「運営費交付金債務」勘定から収益に属する「運営費交付金収益」勘定に振り替えることとされている。ただし、固定資産等を取得した際には、その取得額のうち運営費交付金に対応する額について「資産見返運営費交付金」勘定や「資本剰余金」勘定に振り替えることとされている。

このように、何らかの形で運営費交付金が使用されると、その相当額が「運営費交付金債務」から振り替えられることとされている。

なお、会計基準では、中期目標の期間の終了時点で、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとされており、このため、中期目標の期間の最後の年度（以下「中期目標最終年度」という。）末において、なお運営費交付金債務が残る場合には、別途、精算のための収益化を行うこととされている。

(ウ) 運営費交付金債務の収益化の基準

上記のとおり、運営費交付金債務は、業務の進行に応じて一定の基準に基づき

収益化されるが、注解において、運営費交付金債務を収益化する際の基準（以下「収益化基準」という。）として、表2-1のとおり、主なものとして3つの基準が示されており、法人の業務内容からみてその業務の進ちょく状況を最も適切に反映し、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える手法を法人ごとに定める必要があるとされている。

表2-1 運営費交付金債務の主な収益化基準

成果進行基準	一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されている運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。
期間進行基準	業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
費用進行基準	上記のような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、業務のための支出額を限度として、運営費交付金債務の収益化を行うもの。

ウ 損益、積立金及び目的積立金の概要

独立行政法人は、通則法により、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、原則として積立金として整理しなければならないこととされている。そして、上記の残余があるときは、通則法第44条第3項の規定に基づき、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画に定められた剰余金の使途に充てるための積立金（以下「目的積立金」という。）として積み立てることができることとなっている。この主務大臣の承認に当たっては、中央省庁等改革の推進に関する方針において、法人の経営努力により生じた額を承認することとされており、また、通則法により、財務大臣に協議しなければならないこととされている。

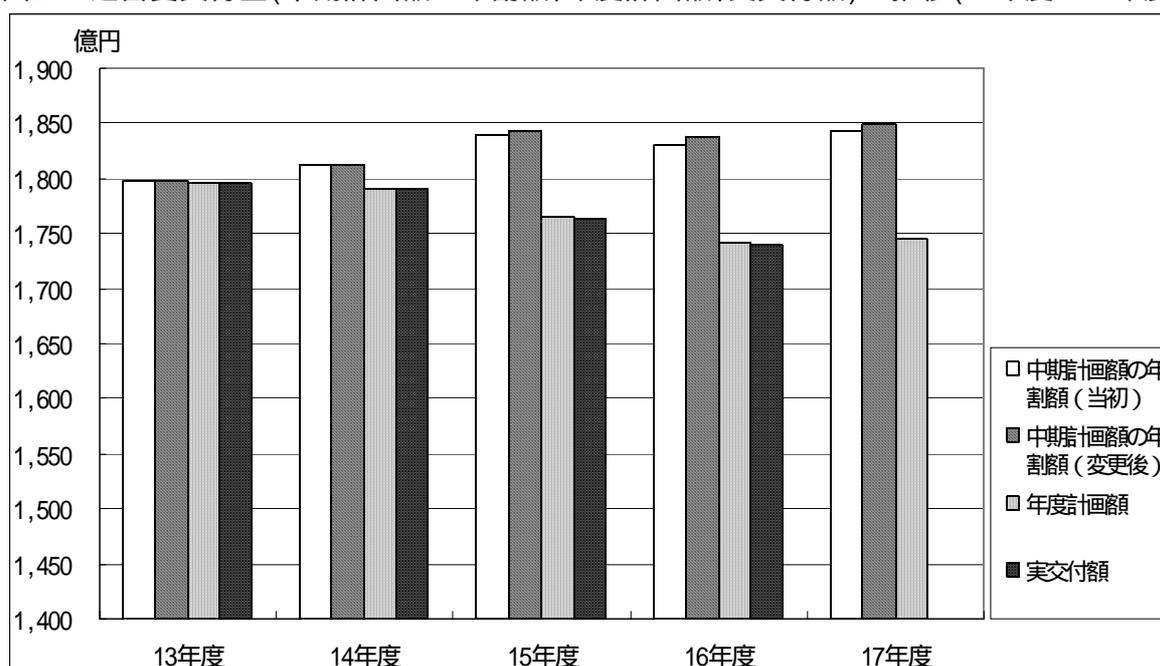
なお、上記の両積立金の中期目標最終年度における処分については、個別法により、主務大臣の承認を得て次の中期目標の期間における業務の財源に充てることできるとされた金額を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないとされている。

(2) 運営費交付金の算定等

ア 運営費交付金の計画額及び交付額

運営費交付金の中期計画額（当初及び変更後）の年割額、各年度の年度計画額及び実交付額の状況についてその推移をみると、図2-1のとおりとなっており、中期計画額の年割額が後年度ほど多い傾向となっているのに対して、年度計画額及び実交付額は減少傾向となっている。

図2-1 運営費交付金(中期計画額の年割額、年度計画額、実交付額)の推移(13年度～17年度)



イ 運営費交付金の算定

(ア) 運営費交付金の算定方法

前記のとおり、各独立行政法人は、運営費交付金の算定方法について自らの業務内容や財務構造等に即して適当な方法を定めることとされている。そして、これを受けて、各独立行政法人の中期計画では、それぞれ運営費交付金の算定方法を定めて中期計画額を算定しており、13年度分については人件費、業務費、一般管理費等を積み上げる方法により、14年度以降の分については各独立行政法人が定めた算定式に所要の金額、係数等を計上する方法によりそれぞれ各年度の予算額を算定したうえ、中期計画額を算定している。

また、年度計画額の算定に当たっても上記の算定方法を使用しているが、14年度以降の年度計画額を算定するに当たっては、算定式に使用する所要の金額、係

数等を各年度における直近の資料等に基づくなどして改めたうえ、算定しており、年度計画額は図2-1のとおり減少傾向となっている。

各独立行政法人が14年度以降の年度計画額を算定する際に使用している算定方法について自己収入の取扱い等により区分してみると、表2-2のとおりとなっており、中期目標において業務運営の効率化の対象とされている項目に効率化係数^(注7)が乗じられているなど、おおむね効率化の目標を踏まえたものとなっている。

(注7) 効率化係数 中期目標で定める業務運営の効率化に関する目標値等を勘案し、各年度の予算編成過程で決定される係数

表2-2 運営費交付金の算定方法の状況

算定方法	法人数	算定式の例	効率化の対象項目の例
自己収入を控除する方法	15	運営費交付金 = (前年度人件費 + 前年度業務費 + 前年度一般管理費) × × - 自己収入	運営費交付金を充当して行う事業
	2	運営費交付金 = (前年度歳出総額 - 自己収入) × ×	中期目標期間の期初において実施している業務
	20	運営費交付金 = (前年度業務費 + 前年度一般管理費) × × + 人件費 - 自己収入	人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業
自己収入を控除しない方法	6	運営費交付金 = (前年度業務費 + 前年度一般管理費) × × + 人件費	人件費等を除く一般管理費
	2	運営費交付金 = 中期計画初年度の一般管理費 × × + 前年度業務費 + 人件費	人件費等を除く一般管理費

注(1) 表中の人件費、業務費、一般管理費等は、計画額である。

注(2) × は効率化係数、 × は消費者物価指数である。

注(3) 事業の進ちょく等により必要経費が変動したり、時限的経費が発生したりする場合には、別途、特殊要因として見込んだり、一定の係数を乗じたりしている。

(1) 運営費交付金の算定方法における自己収入の取扱い

各独立行政法人の収入には、国の財源措置である運営費交付金や施設整備費補

助金等のほかに、自己収入として特許権、著作権等の知的財産権収入、財産貸付収入、入場料収入、授業料収入などがある。

そして、各独立行政法人が定めた運営費交付金の算定方法は表2-2のとおり様々となっており、自己収入の取扱いについては、自己収入を控除する算定方法を採用している独立行政法人と自己収入を控除しない算定方法を採用している独立行政法人に大別される。これを法人ごとにみると、表2-3のとおりとなっており、自己収入を控除しない算定方法を採用している法人は土木研究所ほか7法人で、これらの法人はすべて試験研究法人となっている。

表2-3 運営費交付金の算定方法における自己収入の取扱い

	自己収入を控除する算定方法の法人		自己収入を控除しない算定方法の法人	
	主務省名	法人名	主務省名	法人名
試験研究法人	総務省	消防研究所	国土交通省	土木研究所()
	財務省	酒類総合研究所	国土交通省	建築研究所
	文部科学省	国立特殊教育総合研究所	国土交通省	交通安全環境研究所
	文部科学省	物質・材料研究機構	国土交通省	海上技術安全研究所()
	文部科学省	防災科学技術研究所	国土交通省	港湾空港技術研究所()
	文部科学省	放射線医学総合研究所	国土交通省	電子航法研究所
	文部科学省	文化財研究所	国土交通省	北海道開発土木研究所
	厚生労働省	産業安全研究所	環境省	国立環境研究所
	厚生労働省	産業医学総合研究所		
	農林水産省	農業生物資源研究所		
	農林水産省	農業環境技術研究所		
	農林水産省	農業工学研究所		
	農林水産省	食品総合研究所		
	農林水産省	国際農林水産業研究センター		
	農林水産省	森林総合研究所		
	文教研修法人	文部科学省	大学入試センター	
文部科学省		国立オリンピック記念青少年総合センター		
文部科学省		国立女性教育会館		
文部科学省		国立青年の家		
文部科学省		国立少年自然の家		
文部科学省		国立科学博物館		
文部科学省		国立美術館		
文部科学省		国立博物館		
農林水産省		農業者大学校		
農林水産省		水産大学校		
国土交通省		海技大学校		
国土交通省		航海訓練所		
国土交通省		海員学校		
国土交通省	航空大学校			
その他の法人	農林水産省	農林水産消費技術センター		
	農林水産省	種苗管理センター		
	農林水産省	家畜改良センター		
	農林水産省	肥飼料検査所		
	農林水産省	農薬検査所		
	農林水産省	林木育種センター		
	農林水産省	さけ・ます資源管理センター		
	経済産業省	製品評価技術基盤機構		
計	37法人		8法人	

(注) 印の法人では、自己収入を控除しない算定方法を採用しているが、年度計画額の算定の際に、一定の調整を行っている。なお、海上技術安全研究所及び港湾空港技術研究所は13～16年度について、土木研究所は14～16年度について、調整を行っている。(表2-4について同じ。)

上記のように、試験研究法人23法人において、算定方法における自己収入の取扱いが区々となっており、このことが運営費交付金の算定に直接影響を与えることから、これらの法人における自己収入の状況について調査したところ、表2-4のようになっている。

すなわち、試験研究法人23法人において自己収入としているものの中には、法人の業務運営の果実として得られる複数の収入があり、その主なものは知的財産権収入、財産貸付収入等となっている。

そして、自己収入を控除する算定方法を採用している15法人においては、知的財産権収入や財産貸付収入等を控除の対象としており、なかには計画額、実績額ともに100万円未満の少額の自己収入についても、各年度計画額を算定する際に、控除の対象としているものが見受けられる。

一方、自己収入を控除しない算定方法を採用している法人の中には、上記15法人の自己収入と同様の性質を持つ自己収入を得ている法人があり、なかには実績額が1000万円を超えるものも見受けられる。

表2-4 試験研究法人における自己収入の状況

	法人名	控除の対象としている主な「自己収入」				
		1,000万円超		100万円以上1,000万円以下		100万円未満
自己収入を控除する算定方法を採用している法人	消防研究所	財産賃貸収入（土地貸付料）				
	酒類総合研究所	鑑評会収入	その他事業収入	知的所有権収入		
	国立特殊教育総合研究所				資産貸付収入	文献複写料収入
	物質・材料研究機構	特許権収入	雑益	財産賃貸収入		
	防災科学技術研究所			財産賃貸収入	その他雑益	
	放射線医学総合研究所	臨床医学事業収入	その他事業収益（研修収入、特許権収入等）			
	文化財研究所	業務収益（入場料、著作権、手数料等）	雑収入	財産賃貸収入		
	産業安全研究所					知的所有権収入
	産業医学総合研究所					その他事業収入（パンフレット販売）
	農業生物資源研究所	事業収入（知的所有権収入、遺伝資源配賦事業収入等）		事業外収入（財産賃貸収入等）		
	農業環境技術研究所			事業収益（著作権及び特許権実施許諾収入等）		雑益（財産貸付収入等）
	農業工学研究所			事業収益（試験場製品等売払代等）		雑益（建物及び物件貸付料等）
	食品総合研究所	知的所有権収益				雑益（建物及び物件貸付料等）
	国際農林水産業研究センター					雑益（試験場製品等売払代等）
	森林総合研究所	入場料収入	手数料収入（知的所有権収益等）	財産賃貸収入		
自己収入を控除しない算定方法を採用している法人	土木研究所（ ）	知的所有権収入	財産賃貸収入			
	建築研究所	財産賃貸収入	技術指導料収入	知的所有権収入		
	交通安全環境研究所				手数料収入	雑益
	海上技術安全研究所（ ）				事業収益	雑益
	港湾空港技術研究所（ ）	雑益		特許権収入	財産賃貸収入	
	電子航法研究所			特許権等収入	その他事業収入	
	北海道開発土木研究所	その他事業収入			手数料収入	雑益
	国立環境研究所	分譲事業収入				

注(1) 各独立行政法人の13～16年度までの損益計算書における勘定科目から抽出している。

注(2) 13～16年度までのいずれかの年度における最高額により分類している。

(ウ) 運営費交付金の算定において控除されている自己収入の額の算出方法

年度計画額について自己収入を控除する算定方法を採用している37法人について、自己収入の額の算出方法を調査したところ、次の から の方法によってい

た。なお、同一の独立行政法人で複数の種類の自己収入がある場合には、自己収入の種類ごとに算出方法を変えていた。

過年度における自己収入の実績額を参考にする方法

過年度における自己収入の計画額を参考にする方法

前年度の自己収入計画額に一定の率を乗じて算出する方法

毎年度積算する方法

そして、又はの方法を採用している法人の中には、13年度から16年度までの自己収入の額の算出に当たり、国の機関であった11年度の実績額や11年度以前の複数年度の実績額を平均した額、又は12年度の計画額を用いている法人も見受けられる。これらの法人のうち、13年度から16年度までのいずれかの年度における自己収入の実績額が1000万円を超える法人の状況を示すと、表2-5のとおりとなっており、なかには実績額が算定の際に控除した自己収入の額を相当程度上回っている法人も見受けられる。

また、各年度の年度計画額を算定するに当たり、自己収入の額を見直している法人であっても、実績額と算定の際に控除した自己収入の額との間に相当の[・]かい離が生じている法人も見受けられる。

このように、運営費交付金の算定の際に、自己収入を控除していない場合や、控除する自己収入の額が実績額と比べ少額となっている場合には、結果として、法人運営に要する資金に余裕が生じることがあると思料される。

表2-5 控除した自己収入の額とその実績額、自己収入額の算出方法の状況

(単位：千円)

法人名		控除している自己収入の額					かい離率 (%)	控除している自己収入の額の算出方法	
		13年度	14年度	15年度	16年度	4箇年度合計			
消防研究所	計画額	各年度とも14,752					59,008	103.8	11年度実績額を参考
	実績額	15,310	15,310	15,310	15,310	61,240			
防災科学技術研究所	計画額	各年度とも3,143					12,572	213.8	11年度実績額を参考
	実績額	4,282	10,204	6,172	6,220	26,878			
放射線医学総合研究所	計画額	各年度とも760,840					3,043,360	148.9	11年度実績額を参考
	実績額	792,692	776,795	1,075,034	1,887,086	4,531,607			
農業生物資源研究所	計画額	各年度とも7,716					30,864	144.4	7～11年度実績額の平均額を参考
	実績額	5,258	9,638	13,006	16,674	44,576			
農業工学研究所	計画額	各年度とも1,629					6,516	287.5	7～11年度実績額の平均額を参考
	実績額	123	1,538	6,804	10,267	18,732			
食品総合研究所	計画額	各年度とも46,768					187,072	83.5	7～11年度実績額の平均額を参考
	実績額	49,952	32,119	35,789	38,276	156,136			
農業者大学校	計画額	各年度とも56,010					224,040	105.4	土地・建物等貸付収入は12年度計画額、試験場製品売払代及び雑収は9～11年度実績額の平均額を参考、授業料は13年度に積算した額を使用
	実績額	56,372	64,466	55,765	59,545	236,148			
種苗管理センター	計画額	各年度とも146,060					584,240	102.8	12年度実績額を参考
	実績額	153,310	156,731	144,878	145,792	600,711			
肥飼料検査所	計画額	各年度とも20,060					80,240	133.4	9～11年度実績額の平均額を参考
	実績額	21,904	20,425	29,485	35,256	107,070			

注(1) 13～16年度のいずれかの年度における自己収入の実績額が1000万円を超える法人を記載した。

注(2) かい離率は、13～16年度における計画額の合計に対する実績額の合計の比率である。

ウ 運営費交付金の収益化基準の採用状況

經常収益に占める運営費交付金を収益化した額の割合は、独立行政法人全体の平均で、7割程度となっている。

そして、前記の表2-1のとおり、収益化基準には複数の種類が示されているが、各独立行政法人は自らの財務構造等を考慮するなどして、それらの中から適宜に選択している。

45法人が採用している収益化基準についてみると、表2-6のとおりとなっており、16年度において費用進行基準のみを採用している法人が40法人、複数の基準を併用している法人が5法人となっている。大部分の法人が費用進行基準のみを採用しているのは、他の収益化基準を採用する際に必要となる、業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であったり、複数の基準を併用することにより会計処理や事務手続が煩雑になったりすることなどによるとしている。

費用進行基準では、業務のための支出額を限度として運営費交付金債務の収益化を行うこととされていることから、運営費交付金を計画より効率的に使用した結果生じた節減額に相当する額については、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸

表ではこれが利益として計上されず、運営費交付金債務として残されることとなる。

なお、注解において、会計処理の原則又は手続に変更を加えたときは、これを財務諸表に注記し、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与える影響の内容について記載しなければならないこととされている。そして、14、15両年度において酒類総合研究所が、16年度において国立女性教育会館及び国立美術館が収益化基準を変更しており、国立女性教育会館及び国立美術館は財務諸表の注記における「重要な会計方針」で収益化基準を変更した理由及び財務諸表に与える影響額を記載している。しかし、酒類総合研究所は収益化基準を変更した理由及び財務諸表に与える影響額を記載していない。

表2-6 各法人が採用している運営費交付金収益化基準の状況（13年度～16年度）

	13年度	14年度	15年度	16年度
消防研究所ほか39法人	費用進行基準			
酒類総合研究所	人件費のうち退職金及び研究業務費の一部 = 成果進行基準	人件費のうち退職金及び研究業務費の一部 = 成果進行基準	退職金 = 成果進行基準	
	人件費のうち退職金を除く金額 = 期間進行基準	人件費のうち退職金を除く金額及び一般管理費の一部 = 期間進行基準	一般管理費の一部 = 期間進行基準	
	研究業務費の一部及び一般管理費 = 費用進行基準	それ以外の費用 = 費用進行基準	人件費・研究業務費・一般管理費の一部 = 費用進行基準	
国立女性教育会館	研修受入事業・交流事業・調査研究事業・情報事業に係る物件費 = 成果進行基準			研修受入事業・交流事業・調査研究事業・情報事業に係る物件費並びに退職手当に係る経費 = 成果進行基準
	人件費・管理業務に係る物件費 = 期間進行基準			
国立美術館	展覧業務・美術工芸品等の収集・教育普及業務の一部に係る経費 = 成果進行基準			展覧業務・美術工芸品等の収集・教育普及業務の一部に係る経費、退職手当、公務災害補償費 = 成果進行基準
	人件費・前記以外の業務に係る経費 = 期間進行基準			
文化財研究所	役員報酬・職員給与・共済組合事業主負担金・児童手当拋出金・管理部門経費 = 期間進行基準			
	退職手当・事業部門経費 = 成果進行基準			
	公務災害補償費 = 費用進行基準			
航海訓練所	練習船経費及び退職手当等 = 成果進行基準			
	管理・業務部門経費及び人件費等 = 期間進行基準			
	想定されない事故・緊急対応経費 = 費用進行基準			

エ 運営費交付金債務

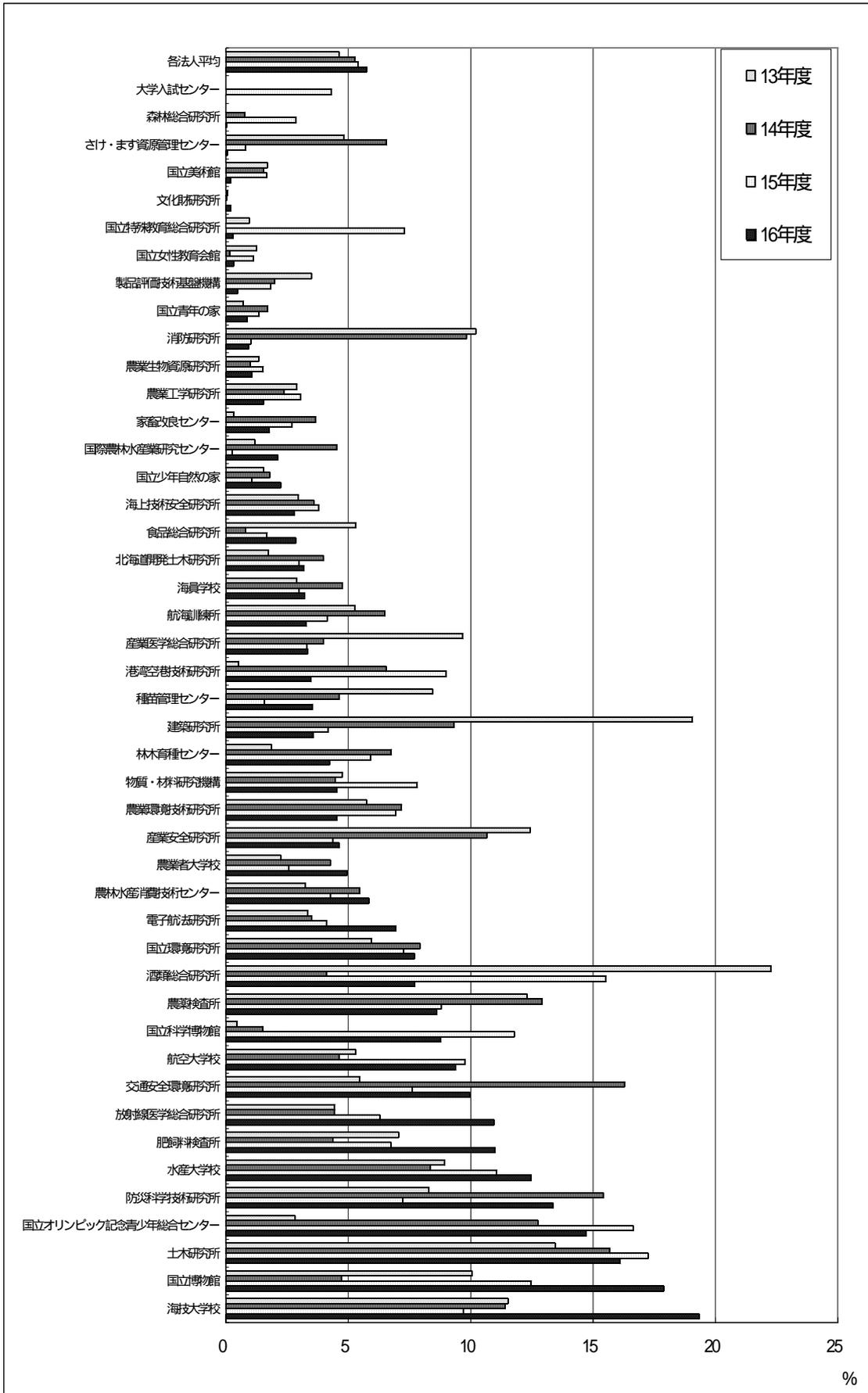
(ア) 運営費交付金債務の状況

各年度に交付された運営費交付金は、前記のとおり、受領時にその相当額が運営費交付金債務として整理されるが、そのうち使用されない額については、中期目標の期間中は翌年度以降に引き継がれることとされている。

そして、運営費交付金債務の各勘定への振替状況については、財務諸表の附属明細書において、運営費交付金の交付年度ごとに明らかにされている。

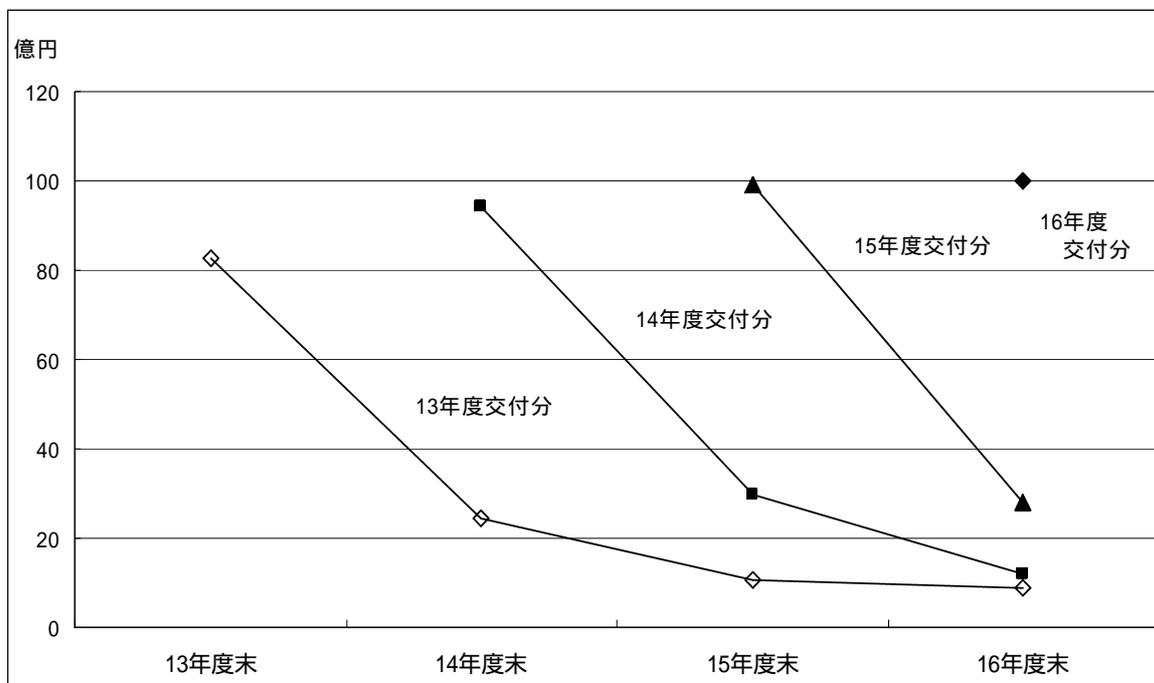
そこで、各年度に交付された運営費交付金のうち、当該年度中に使用されずに運営費交付金債務に計上されているものの割合についてみると、図2-2のとおりとなっており、各法人の平均が5%程度となっているが、法人によっては当該年度に交付を受けた運営費交付金の20%程度を当該年度中に使用していない状況となっている。

図2-2 運営費交付金交付額に対する運営費交付金債務の比率（13年度～16年度）



また、各年度の運営費交付金債務が翌年度以降にどの程度使用されているかについてみると、図2-3のとおり、年度の経過とともに順次使用され、2～3年で90%程度が使用される状況となっている。

図2-3 運営費交付金債務の年度別状況（13年度～16年度）



(1) 運営費交付金債務の内訳

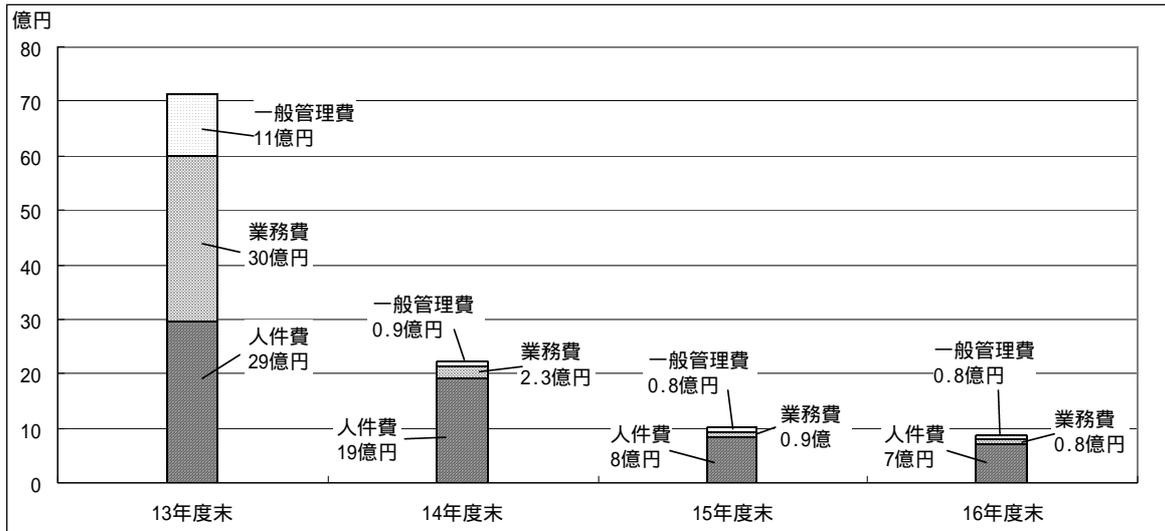
多くの独立行政法人においては、会計をコンピュータシステムで処理しており、当該システムでは一定の基準に基づき費用に対応する財源の種類を区分するなどして、これにより運営費交付金債務の内訳を把握することができる仕組みを採っている。そこで、これらの独立行政法人について、運営費交付金債務の内訳を科目別及び性質別に調査するとともに、その翌年度以降の状況を調査した。

a 13年度運営費交付金債務の科目別内訳及び翌年度以降の状況

13年度に交付された運営費交付金に係る運営費交付金債務について、科目別に内訳を把握できるとしている39法人について、内訳及びその14年度以降の状況について調査したところ、図2-4のとおり、13年度は、業務費30億円、人件費29億円、14年度は、業務費2.3億円、人件費19億円などとなっている。

このように、業務費は、翌年度以降、早期に執行される傾向が見受けられ、一方、人件費は退職金の執行残等が多いことから、翌年度以降、使用されるまでの期間が長くなる傾向が見受けられる。

図2-4 13年度運営費交付金債務の内訳及びその14年度以降の状況（科目別）

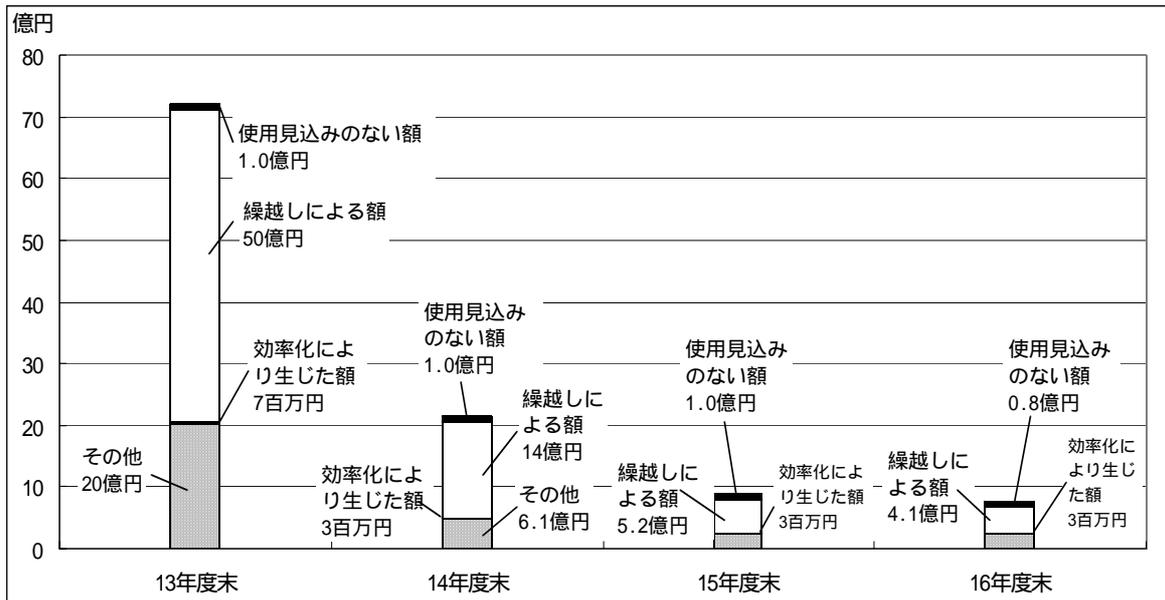


注(1) 「一般管理費」及び「業務費」には、人件費を含まない。
 注(2) 農業環境技術研究所は人件費のみ算入した。

b 13年度運営費交付金債務の性質別内訳及び翌年度以降の状況

13年度に交付された運営費交付金に係る運営費交付金債務について、性質別に内訳を把握できるとしている40法人について、内訳及びその14年度以降の状況について調査したところ、図2-5のとおり、13年度は、繰越しによる額50億円、使用見込みのない額1.0億円、効率化により生じた額700万円、14年度は、繰越しによる額14億円、使用見込みのない額1.0億円、効率化により生じた額300万円などとなっており、いずれの年度も使用見込みのない額や効率化により生じた額は少額となっている。

図2-5 13年度運営費交付金債務の内訳及びその14年度以降の状況（性質別）



(3) 会計処理における自己収入の取扱い

一般に、損益計算書上の利益は、経営の成績を示すものであり、独立行政法人においては、目的積立金の源泉として経営努力の動機付けとなるものである。

しかし、運営費交付金債務の収益化基準について費用進行基準を採用している独立行政法人においては、前記のとおり、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表には運営費交付金の収益化による利益が計上されないことになっている。このため、同基準を採用している独立行政法人において利益が計上されるのは、当該法人に自己収入がある場合等である。そして、自己収入を財源として費用に充てる方法（以下「自己収入処理方法」という。）の違いにより利益の額が相違することになることから、収益化の全部又は一部について費用進行基準を採用している43法人における自己収入処理方法の状況について調査したところ、表2-7のような類型に区分される。

表2-7 自己収入処理方法

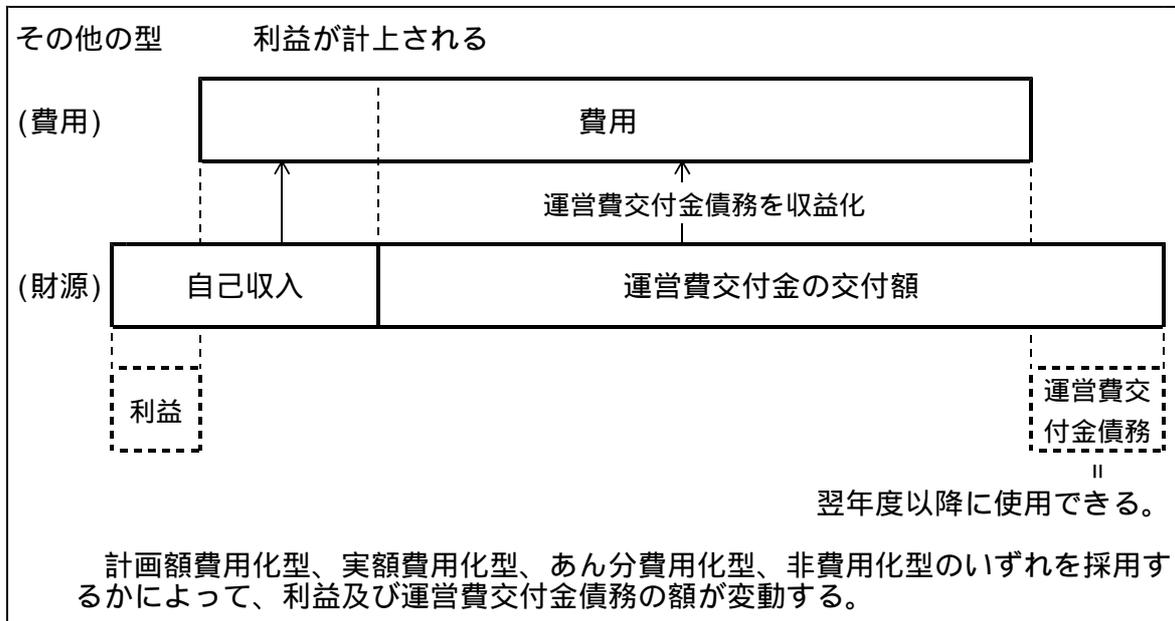
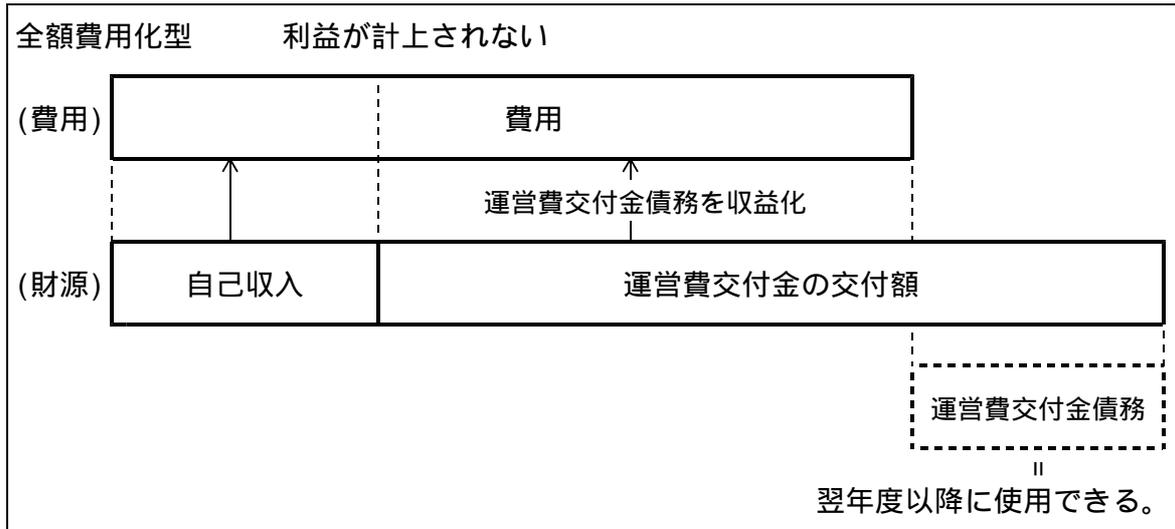
全額費用化型	自己収入の全額を費用に充てたこととする方法
計画額費用化型	自己収入の計画額を限度として費用に充てたこととする方法
実額費用化型	運営費交付金を充てる業務と自己収入を充てる業務をあらかじめ設定するなどして、自己収入を充てる業務の費用に充てたこととする方法
あん分費用化型	業務のための支出額について運営費交付金交付額と自己収入の額の割合によりあん分し、自己収入の額に対応する分の費用に充てたこととする方法
非費用化型	自己収入を費用には充てず全額利益に計上する方法

なお、各独立行政法人においては、自己収入に複数の種類があり、その種類に応じて、上記に掲げた複数の自己収入処理方法を適宜使い分けて採用している。

そして、計画に比べて、要した費用が少なかったり、自己収入が多かったりした場合などには、自己収入処理方法の別により、利益に計上される額が異なることになる。

自己収入処理方法と利益に計上される額との関係をみると、図2-6のとおりである。

図2-6 自己収入処理方法と利益に計上される額との関係



また、各独立行政法人が採用している自己収入処理方法の状況は、表2-8のとおりとなっている。

表2-8 各独立行政法人が採用している自己収入処理方法の状況（16年度）

	全額費用化型	計画額費用化型	実額費用化型	あん分費用化型	非費用化型	その他
試験研究法人	酒類総合研究所	農業工学研究所	国立特殊教育総合研究所	放射線医学総合研究所	産業安全研究所	消防研究所
		農業生物資源研究所(13年度は)	物質・材料研究機構		産業医学総合研究所	文化財研究所
			防災科学技術研究所		海上技術安全研究所	
			農業環境技術研究所			
			食品総合研究所			
			国際農林水産業研究センター			
			森林総合研究所			
			土木研究所			
			建築研究所			
			交通安全環境研究所			
			港湾空港技術研究所			
			電子航法研究所			
			北海道開発土木研究所			
		国立環境研究所				
文教研修法人	国立青年の家	国立オリンピック記念青少年総合センター		大学入試センター	航海訓練所	
	国立少年自然の家					
	国立科学博物館					
	国立博物館(13～15年度は)					
	農業者大学校					
	水産大学校					
	海技大学校					
	海員学校					
航空大学校						
その他の法人		さけ・ます資源管理センター	農林水産消費技術センター(13～15年度は)		農業検査所	林木育種センター(13年度は)
			種苗管理センター			
			家畜改良センター			
			肥飼料検査所			
		製品評価技術基盤機構				

注(1) 国立女性教育会館及び国立美術館は、費用進行基準を採用していないため除いている。

注(2) 各法人の自己収入のうち、受託収入及び消費税等還付金を除く主な自己収入の処理方法により区分した。

全額費用化型では、自己収入から利益が計上されないことから、積立金や目的積立金が計上されることはない。これに対して、その他の型では、自己収入が当該収入に対応した費用を上回る場合などには、利益が計上されることになる。

この点からすると、全額費用化型を採用している独立行政法人においては、経営努力の成果が財務諸表において表示されないことになり、その他の型であれば利益として計上されるであろう金額の全部又は一部が、翌年度以降に使用できる運営費交付金債務に残されることとなる。

したがって、運営費交付金債務の内訳や収益化の状況について注視していく必要があり、とりわけ、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除しない法人や自己収入の実績額が計画額を大幅に上回っている法人にあっては、運営費交付金債務が多額に上

る場合もあると思料されることから、注視していく必要がある。

一方、自己収入処理方法については、各法人の運営上の判断によるものと考えられるが、財源の充当方法によって損益が変動することは好ましくないとされており、事後的に財源の充当の優先順位を決定するのではなく、独立行政法人内部において業務実施以前に予算配分計算をする際などに充当財源を明確にしておくとともに、事業の性質等によって処理方法を明確化する必要があると考えられている。

なお、国立博物館においては、13年度から15年度までは自己収入から利益が計上される「計画額費用化型」となっていたが、16年度は、事業の充実等のため自己収入の全額を使用したため「全額費用化型」となっており、これに伴い自己収入から利益が計上されないこととなった。

このことについては、広く国民にとって分かりやすい形で会計情報を開示することが求められていることから、財務諸表において、その旨の記載を行う必要があったと考えられる。

(4) 損益及び目的積立金

ア 損益

(ア) 損益の状況

独立行政法人の中期計画及び年度計画においては、費用と収益に関する収支計画が定められている。検査の対象とした45法人では、収支計画上は、すべて費用と収益に同額が計上されており、利益も損失も発生しないこととなっている。これは、独立行政法人が公共性を有し利益の獲得を目的としていないことなどから、運営費交付金、自己収入等に見合った業務を行うことが予定されていることなどによるものであると考えられる。

一方、13年度から16年度までの各独立行政法人の財務諸表上の損益の状況を見ると、表2-9のとおりであり、ごく一部を除き、各独立行政法人は毎年度利益又は損失を計上している。これは、計画と比べて自己収入等の収益や費用が増減していること、また、費用進行基準を採用している独立行政法人において、自己収入の全部又は一部について「全額費用化型」以外の方法を採用していることなどによるものである。

表2-9 損益の状況（13年度～16年度）

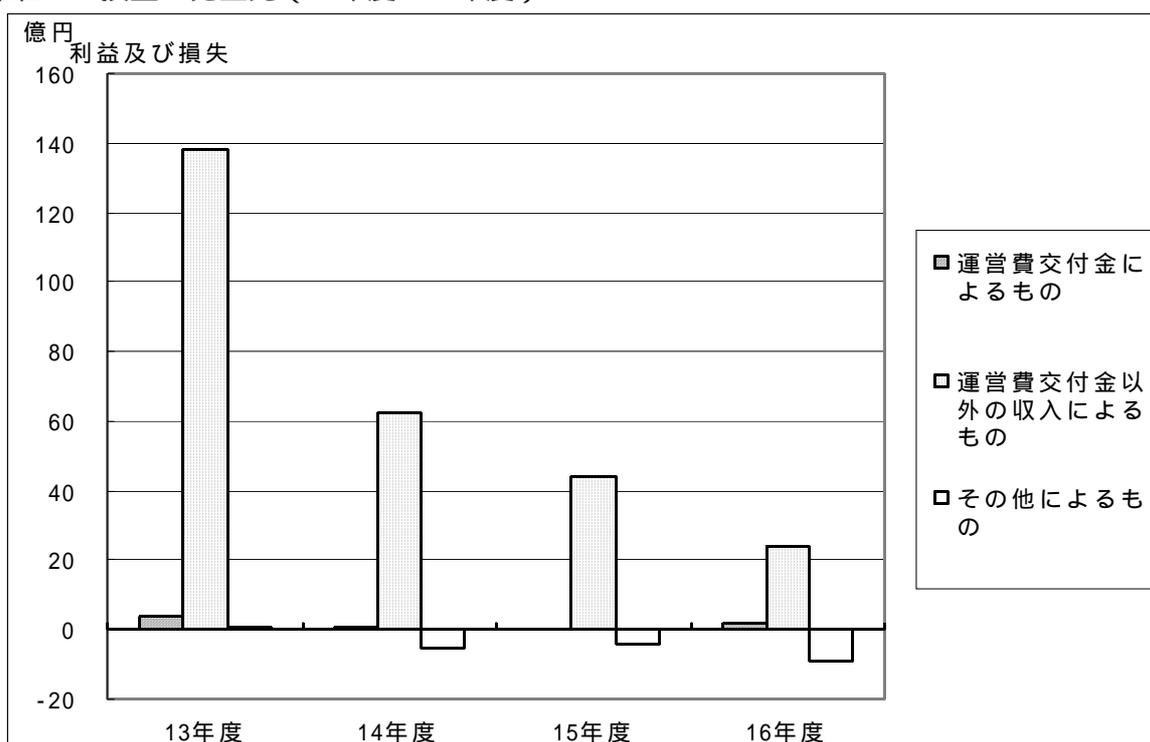
（単位：千円）

法人名	純利益又は純損失(13年度)	純利益又は純損失(14年度)	純利益又は純損失(15年度)	純利益又は純損失(16年度)
消防研究所	312,882	44,417	6,384	123,524
酒類総合研究所	344,986	45,354	20,587	17,745
国立特殊教育総合研究所	67,081	11,004	526	15,335
大学入試センター	232,732	463,465	212,168	554,931
国立オリンピック記念青少年総合センター	571,437	108,676	105,188	73,409
国立女性教育会館	167,771	1,018	11,117	13,299
国立青年の家	14,433	343	766	771
国立少年自然の家	774	9,017	723	3,386
国立科学博物館	4,722	1,681	11,984	10,481
物質・材料研究機構	2,512,859	351,381	1,012,311	153,718
防災科学技術研究所	1,047,172	236,596	674,752	121,872
放射線医学総合研究所	42,290	38,129	83,002	225,390
国立美術館	1,316,543	217,485	109,670	216,407
国立博物館	127,886	345,306	292,869	295,104
文化財研究所	230,384	21,478	59,530	64,984
産業安全研究所	9,427	4,953	4,462	8,682
産業医学総合研究所	7,720	6,115	18,524	6,802
農林水産消費技術センター	1,916	4,859	1,188	1,360
種苗管理センター	178,503	790	89,680	6,265
家畜改良センター	169,355	1,088,392	26	11,289
肥飼料検査所	7,047	5,681	14,435	45,054
農業検査所	14,300	270	84,537	84,613
農業者大学校	3,522	1,465	361	533
林木育種センター	81,469	107	2,407	2,914
さけ・ます資源管理センター	231,502	2,785	663	303
水産大学校	35,467	1,748	3,214	2,150
農業生物資源研究所	1,317,949	361,611	95,980	94,633
農業環境技術研究所	430,128	194,156	38,436	2,718
農業工学研究所	261,823	52,224	15,761	24,323
食品総合研究所	338,094	271,788	90,713	160,839
国際農林水産業研究センター	183,225	2,809	920	5,043
森林総合研究所	881,242	125,045	67,019	47,274
製品評価技術基盤機構	418,888	9,653	114,028	357,233
土木研究所	617,919	42,878	70,672	55,116
建築研究所	631,911	28,063	36,999	33,834
交通安全環境研究所	227,678	808,517	457,875	96,618
海上技術安全研究所	11,948	310,764	422,804	97,649
港湾空港技術研究所	430,212	90,091	86,775	46,718
電子航法研究所	20,474	8,804	15,848	14,316
北海道開発土木研究所	117,593	17,188	7,040	9,937
海技大学校	2,019	1,058	141	8,242
航海訓練所	222,725	53,656	44,170	245,598
海員学校	-	-	-	397,362
航空大学校	52	10	260	22
国立環境研究所	414,110	413,563	359,184	61,078

(1) 損益の発生元

損益が発生している独立行政法人について、その発生元を調査したところ、図2-7のとおり、各年度とも「運営費交付金以外の収入によるもの」が大半を占めている。「運営費交付金によるもの」がほとんどないのは、多くの独立行政法人が運営費交付金債務の収益化基準として費用進行基準を採用していることなどによると思料される。

図2-7 損益の発生元（13年度～16年度）

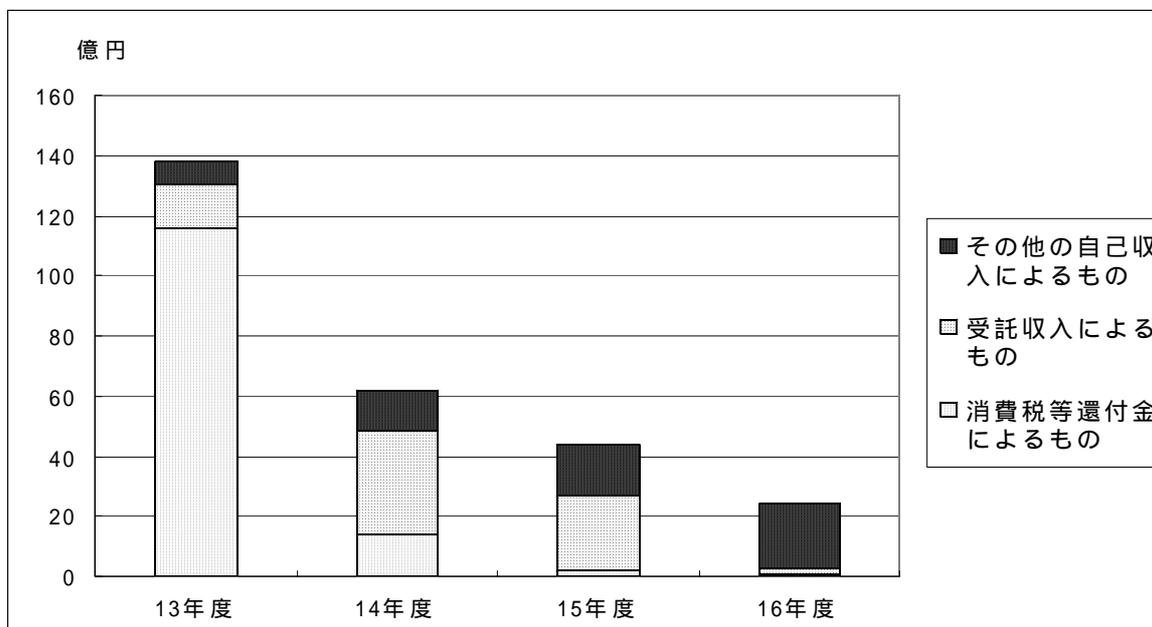


そして、「運営費交付金以外の収入」から生じた損益の内訳について調査したところ、図2-8のとおり、13年度は「消費税等還付金によるもの」が大半を占めており、14、15両年度は「受託収入によるもの」、16年度は「その他の自己収入によるもの」の割合が大きくなっている。

13年度に「消費税等還付金によるもの」が100億円を超えているのは、独立行政法人の設立に伴う国からの現物出資によって当時の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）の適用による多額の還付金が発生し、当該還付金による収入を「非費用化型」で処理していることによるものである。なお、14年度以降において「消費税等還付金によるもの」が大幅に減少しているのは、国からの追加の現物出資が少額となっていることなどのためである。

また、16年度に「受託収入によるもの」が大幅に減少したのは、農業生物資源研究所、物質・材料研究機構等で、受託事業において前期までに取得した償却資産の減価償却費を費用として計上したことなどによると思料される。

図2-8 「運営費交付金以外の収入」から生じた損益の内訳（13年度～16年度）



イ 目的積立金

(ア) 目的積立金の状況

積立金の期末残高は、表2-10のとおり、14年度133億円、15年度185億円、16年度223億円と毎年度増加している。

また、経営努力の成果として積み立てられた目的積立金は、14年度5.6億円、15年度6.1億円、16年度3.3億円、合計15.2億円となっている。さらに、目的積立金が各年度にどの程度取り崩されているかについてみたところ、14年度0.8億円、15年度1.4億円、16年度8.1億円となっており、17年3月末における目的積立金の残高は4.8億円となっている。

表2-10 積立金及び目的積立金の状況（13年度～16年度）

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	累計額
積立金期末額 (A)	-	13,355,967	18,519,659	22,337,305	-
目的積立金期首額 (B)	-	-	488,750	960,364	-
目的積立金期中増加額 (C)	-	569,922	615,238	337,587	1,522,747
目的積立金取崩額 (D)	-	81,172	143,624	811,015	1,035,811
目的積立金期末額 (E)	-	488,750	960,364	486,936	-
目的積立金と積立金の比率 (E) / (A)	-	3.7%	5.2%	2.2%	-
目的積立金取崩率 (D) / ((B) + (C))	-	14.2%	13.0%	62.5%	-

(イ) 目的積立金の発生元

運営費交付金債務の収益化基準として費用進行基準を採用している法人と、複数の基準を併用している法人に区分して目的積立金の発生元をみると、表2-11のとおりとなっており、費用進行基準を採用している法人においては、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表には運営費交付金の収益化による利益が計上されないため、運営費交付金からは経営努力の成果としての目的積立金が積み立てられていない。

一方、成果進行基準又は期間進行基準を採用している法人においては、計画額の適正性等は求められるものの、あらかじめ計画した額に比べ効率的に運営費交付金を使用すると、計画額と実際の使用額との差額が利益として計上され、このうち法人の経営努力により生じたものとして承認された額については、目的積立金として積み立てられている。

表2-11 目的積立金の発生元（13年度～15年度）

(単位：千円)

		13年度	14年度	15年度
費用進行基準を採用している法人(40法人)	運営費交付金によるもの	-	-	-
	運営費交付金以外の収入によるもの	275,927	444,032	265,857
	計(A)	275,927	444,032	265,857
複数の基準を併用している法人(5法人)	運営費交付金によるもの	209,835	16,741	34,889
	運営費交付金以外の収入によるもの	84,158	154,464	36,839
	計(B)	293,994	171,205	71,729
合計(A)+(B)		569,922	615,238	337,587

(ウ) 目的積立金の申請・承認状況

目的積立金の申請状況についてみると、表2-12のとおり、13年度から14年度にかけての申請法人数は15法人から16法人に、申請額の合計は6.7億円から7.2億円

に増加しているが、15年度以降は、申請法人数及び申請額の合計とも減少傾向を示しており、16年度では、申請法人数は7法人、申請額の合計は3.3億円となっている。そして、申請額の合計に対する承認額の合計の割合は、13、14両年度は80%を超えているが、15年度は約60%となっている。

また、目的積立金の申請がある法人が利益処分案を提出してから主務大臣の承認を得るまでに要した日数の平均は、13年度209日、14年度239日、15年度164日となっており、目的積立金の申請がない法人が利益処分案の承認を得るまでに要した日数の平均の1.7倍から2.7倍程度となっている。このことから、独立行政法人において実際に目的積立金を取り崩して使用することができるまでに長期間を要することになっている。

表2-12 目的積立金の申請・承認等の状況（13年度～16年度）

	目的積立金の申請あり						目的積立金の申請なし		(A)/(B)	
	法人数	申請合計額 (千円)	平均申請額 (千円)	承認合計額 (千円)	平均承認額 (千円)	承認合計額の申請合計額に占める割合	利益処分案提出から大臣承認が得られた日までの平均日数(日) (A)	法人数		利益処分案提出から大臣承認が得られた日までの平均日数(日) (B)
13年度	15	678,473	45,231	569,922	37,994	84.0%	209	30	117	1.79
14年度	16	727,994	45,499	615,238	38,452	84.5%	239	29	87	2.75
15年度	12	564,994	47,082	337,587	28,132	59.8%	164	33	89	1.84
16年度	7	337,442	48,206	-	-	-	-	38	-	-

(5) 費用、資産等

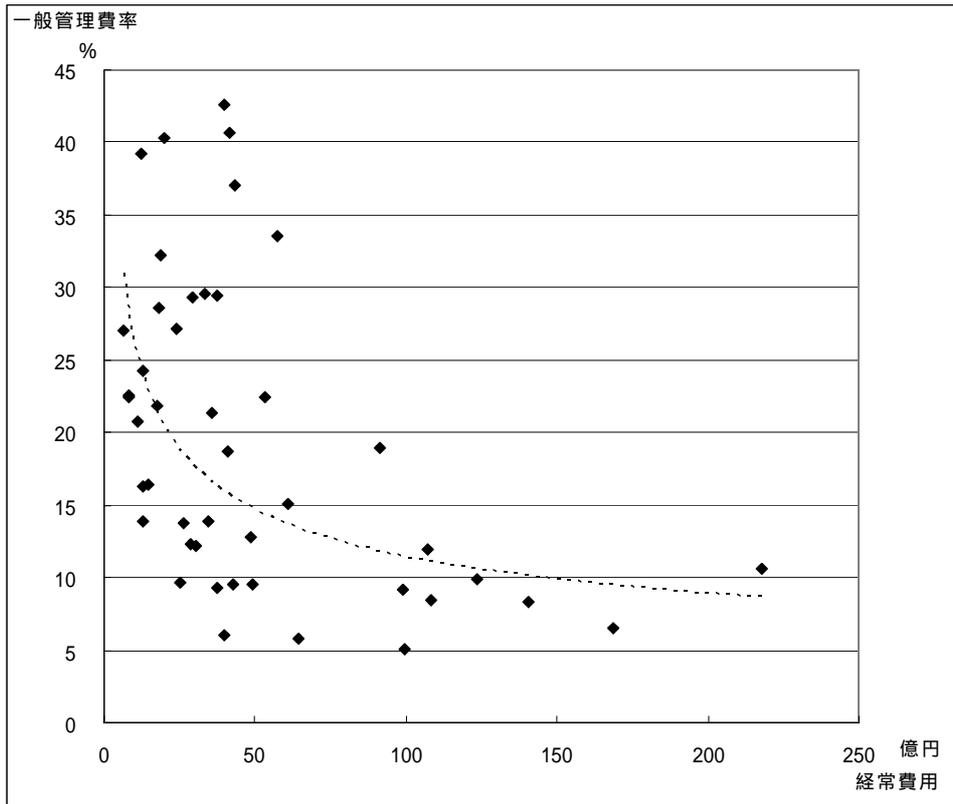
ア 費用

(ア) 経常費用と一般管理費の関係

検査の対象とした45法人のうち12法人については、16年12月24日の閣議決定により、統合が決定されるなど、整理縮小が予定されていることを踏まえて、統合による効果を経費的な面から測定する観点から、独立行政法人の規模と費用の関係について調査した。

各独立行政法人の経常費用と一般管理費の関係をみると、図2-9のとおり、経常費用の規模が大きくなると一般管理費率が逡減する傾向を示しており、この限りにおいては、統合により規模が大きくなれば一般管理費率が逡減する状況がうかがえる。

図2-9 経常費用と一般管理費率の関係（16年度）



(イ) 独立行政法人への移行に伴い新たに必要となった費用

独立行政法人は、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない場合を除き、財務諸表等について会計監査人の監査を受けなければならないこととされている。この監査に要した費用は、国の機関当時には必要とされなかったものであり、13年度では、25法人で1.9億円となっている。

上記のほか、独立行政法人への移行に伴い新たに必要となった費用には、火災、自動車等各種保険料、金融機関への振込手数料等がある。

これらについて、45法人の13年度の法人運営に要した費用は、表2-13のとおり、総額で10.9億円となっていて、45法人の経常費用の総額に対して0.48%となっている。

なお、国の機関当時に必要とされていた費用で、独立行政法人移行に伴い不要となったものには、保険で賄われることとなった自動車等の修理費等がある。

表2-13 独立行政法人への移行に伴い新たに必要となった費用（13年度）

（単位：千円）

法人名	火災、自動車等 各種保険料	会計監査報酬	金融機関への 振込手数料	その他	計
消防研究所	14,806	7,560	157	190	22,714
酒類総合研究所	12,347	-	896	-	13,244
国立特殊教育総合研究所	983	-	925	2,726	4,636
大学入試センター	503	7,875	90,155	1,075	99,608
国立オリンピック記念青少年総合センター	3,299	4,882	2,021	1,102	11,306
国立女性教育会館	992	-	981	3,788	5,762
国立青年の家	19,580	8,481	2,730	36,362	67,155
国立少年自然の家	23,270	8,665	8,204	33,230	73,370
国立科学博物館	3,919	6,636	864	1,975	13,395
物質・材料研究機構	7,585	10,185	1,019	4,785	23,575
防災科学技術研究所	3,403	10,080	811	2,205	16,499
放射線医学総合研究所	10,169	11,550	881	472	23,074
国立美術館	733	6,000	1,332	1,630	9,696
国立博物館	21,585	6,300	1,116	3,481	32,483
文化財研究所	2,779	6,400	1,164	321	10,665
産業安全研究所	933	-	258	4,515	5,706
産業医学総合研究所	1,414	-	104	4,357	5,876
農林水産消費技術センター	3,496	-	1,471	3,276	8,243
種苗管理センター	28,055	-	1,232	3,849	33,137
家畜改良センター	25,674	7,410	4,073	735	37,894
肥飼料検査所	2,631	-	959	882	4,472
農薬検査所	396	-	174	2,424	2,995
農業者大学校	1,490	-	542	2,100	4,132
林木育種センター	3,081	-	1,145	3,066	7,292
さけ・ます資源管理センター	6,295	-	735	1,827	8,858
水産大学校	15,658	-	504	10,059	26,222
農業生物資源研究所	6,337	12,490	2,557	3,876	25,262
農業環境技術研究所	4,997	5,000	1,603	475	12,076
農業工学研究所	3,458	5,250	866	1,617	11,191
食品総合研究所	1,124	-	887	6,457	8,468
国際農林水産業研究センター	2,379	-	1,472	11,981	15,833
森林総合研究所	7,670	8,610	3,453	1,176	20,910
製品評価技術基盤機構	1,552	11,830	1,382	14,595	29,360
土木研究所	3,992	6,000	484	1,617	12,093
建築研究所	461	4,200	252	1,617	6,530
交通安全環境研究所	5,602	7,670	444	3,370	17,087
海上技術安全研究所	2,578	7,574	390	1,809	12,352
港湾空港技術研究所	3,340	6,326	627	3,395	13,691
電子航法研究所	2,648	-	371	4,126	7,145
北海道開発土木研究所	2,082	-	565	5,349	7,996
海技大学校	8,340	-	246	300	8,886
航海訓練所	106,013	-	946	3,948	110,907
海員学校	52,585	7,000	475	-	60,061
航空大学校	92,324	-	564	7,246	100,136
国立環境研究所	14,558	10,698	454	19,701	45,413
計	537,138	194,678	142,513	223,097	1,097,428
構成比	49.0%	17.7%	13.0%	20.3%	100%

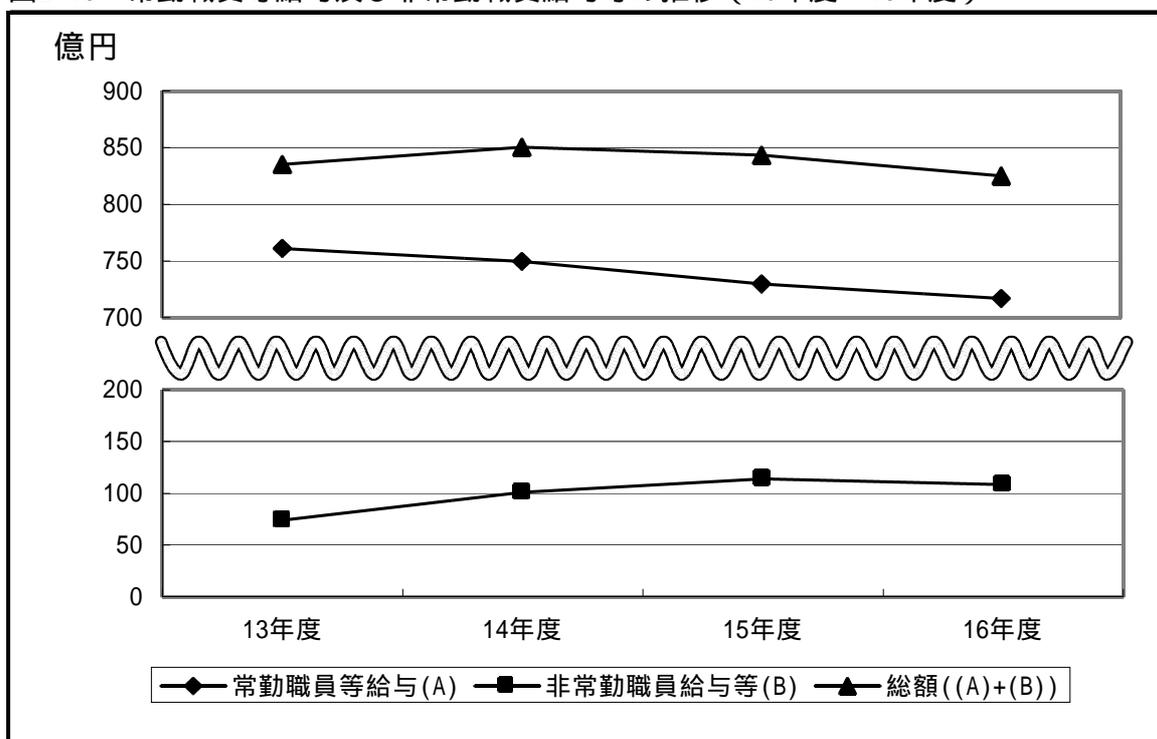
（注） その他は、税理士報酬、会計士報酬（コンサルタント料等）及び労働保険料である。なお、会計士報酬には、水産大学校、食品総合研究所及び国際農林水産業研究センターにおける任意監査の報酬も含まれている。

(ウ) 人件費

前記のとおり、13年度から16年度において、常勤職員数が微増し、非常勤職員数が大幅に増加している。そこで、役員及び常勤職員に対して支払われた給与（以下「常勤職員等給与」という。）と非常勤職員に対して支払われた給与及び事務補助の人材派遣に係る支払額の合計額（以下「非常勤職員給与等」という。）の推移に着目して調査した。

その結果、図2-10のとおり、常勤職員等給与については、常勤職員数は微増したものの、14年度から16年度にかけて国家公務員の俸給等が引き下げられ、これを受けて各独立行政法人においても給与を引き下げたことなどから、減少傾向を示している。

図2-10 常勤職員等給与及び非常勤職員給与等の推移（13年度～16年度）



一方、非常勤職員給与等については、従来、常勤職員を充てて行っていた事務や研究の補助的な業務等を非常勤職員等により実施したことなどから、常勤職員等給与の減少分に見合う形で増加しており、このため、常勤職員等給与と非常勤職員給与等を合わせた総額はわずかな減少にとどまっている。

なお、事務補助の人材派遣に係る支払額は、16年度に11.5億円となっていて、非常勤職員給与等の約1割を占めている。

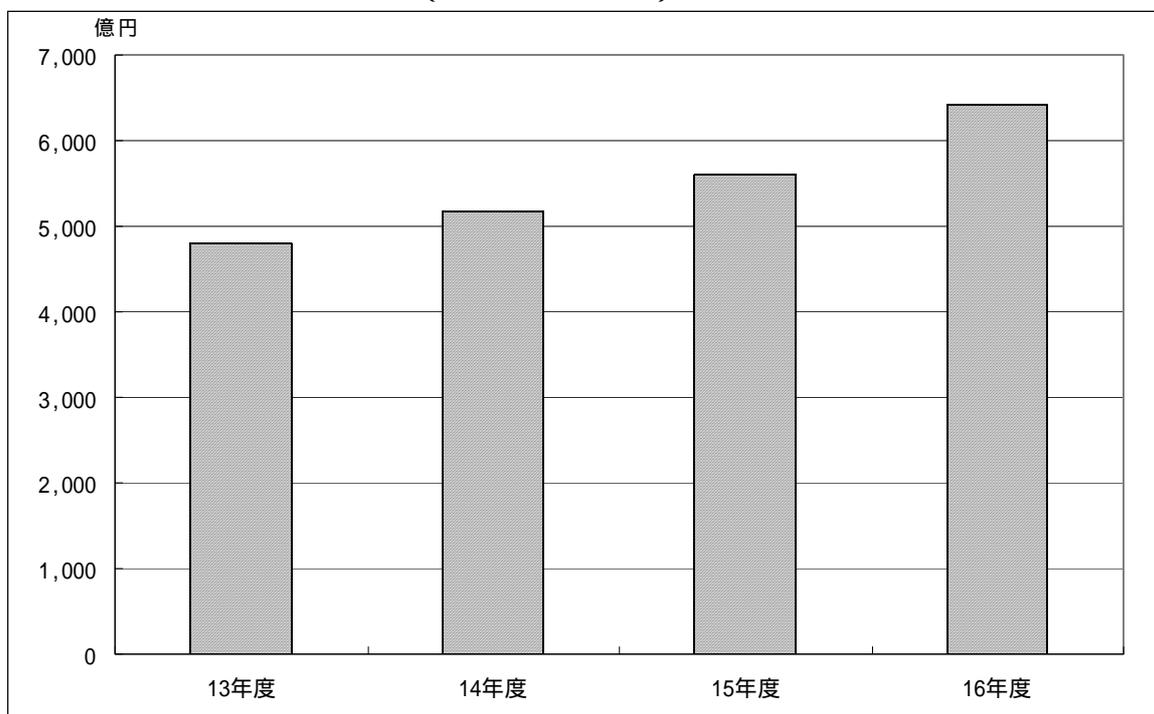
イ 特定の償却資産

独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産（以下「特定の償却資産」という。）は、出資、施設整備費補助金等によって各独立行政法人が保有することになった建物、構築物等の資産であり、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとされている。

特定の償却資産の状況は、財務諸表の附属明細書において、「有形固定資産（償却費損益外）」として整理され、明らかにされている。そして、各独立行政法人の特定の償却資産の期末残高の合計及びその推移をみると、図2-11のとおりとなっており、13年度には5000億円を下回っていたが、16年度には6000億円を上回っており、4箇年度で1000億円以上増加する状況となっている。

特定の償却資産は、将来的に施設整備費補助金等によって更新されない場合もあり得るが、その残高は今後の国の財政負担の動向をみる上で一つの指標になると思料される。

図2-11 特定の償却資産の推移（13年度～16年度）



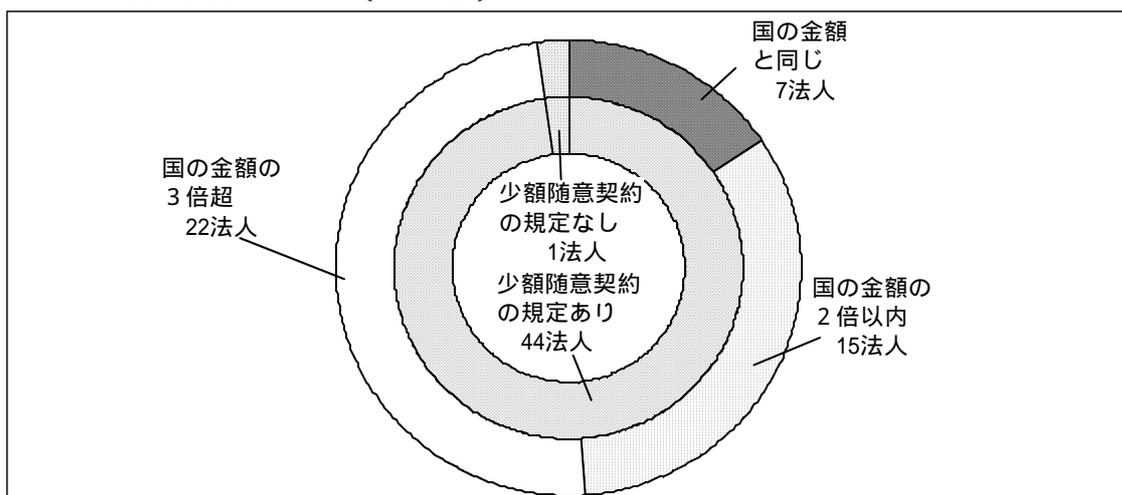
ウ 随意契約の限度額

検査の対象とした45法人の会計規程においては、国の機関と同様に各種契約を行う際には競争入札に付することを原則としているが、このうち44法人においては、予定価格があらかじめ決められた限度額以下の場合には随意契約によることができる（以下、この金額を「随契限度額」という。）こととされている。一方、独立行政法人移行に伴い、各法人は、業務の効率的実施等の観点から、国の機関当時は法令で定められていた随契限度額を自らの判断で設定することができることとなった。

そこで、各法人が物品の購入等について設定している随契限度額が上記の趣旨を踏まえたものとなっているかに着目して調査した。

その結果、図2-12のとおり、国の随契限度額を超える金額を設定している法人が8割に達している状況であった。

図2-12 随契限度額の状況（16年度）



（注） 随契限度額について、国の金額の2倍超から3倍以内としている法人はない。

本来、各法人の実情に応じて随契限度額を弾力的に設定することは独立行政法人制度の主旨に沿うものであるが、随契限度額を設定した理由については、他の法人を参考にして設定したり、主務省の指導により横並びで設定したりしていて、必ずしも合理的な理由によると認められない法人も見受けられた。

随契限度額を引き上げることについては、競争の利益を享受できなくなるデメリットもあることなどから、このことに留意した上での検討が必要であると考えられる。

以上のように、財務の状況については、自己収入の運営費交付金算定上の取扱いにおいて、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除している独立行政法人がある一方で、同種の自己収入であるのにこれを控除していない独立行政法人が見受けられたり、運営費交付金の算定の際に控除した自己収入の額が実績額と相当かい離しているものが見受けられたりして、独立行政法人によっては、結果的に法人運営に要する資金に余裕が生じる場合があると思料される。

したがって、運営費交付金の算定に当たり、自己収入の控除の適否について自己収入の種類等を勘案して十分に検討するとともに、算定の際に控除した自己収入の額が実績額と相当かい離している場合などには、法人における自己収入増加に対する動機付けにも留意しつつ、適切な自己収入の額を設定するよう努めることが望まれる。

また、運営費交付金債務の収益化の方法として大部分の法人は費用進行基準を採用しており、運営費交付金を効率的に使用した場合、節減分は運営費交付金債務に残されることとなり、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表には利益として計上されない状況にある。また、自己収入の会計処理の方法について「全額費用化型」を採用した場合には、自己収入からも利益が計上されないことから、財務諸表において法人の経営努力の成果が表示されていない状況となっている。そして、運営費交付金債務に占める「効率化により生じた額」も少額にとどまっている。

したがって、各独立行政法人が行う事務及び事業について、引き続き効率的な執行に努めるとともに、会計処理に当たっては、運営費交付金債務の収益化の基準も念頭に置きながら、自己収入処理方法について当該自己収入の性格に応じた適切な方法をあらかじめ示すなど、法人経営の効率化の成果をより明確化する方策がないか、各独立行政法人において検討することが望まれる。

3 業務実績の状況

(1) 試験研究法人の業務実績

ア 受託研究

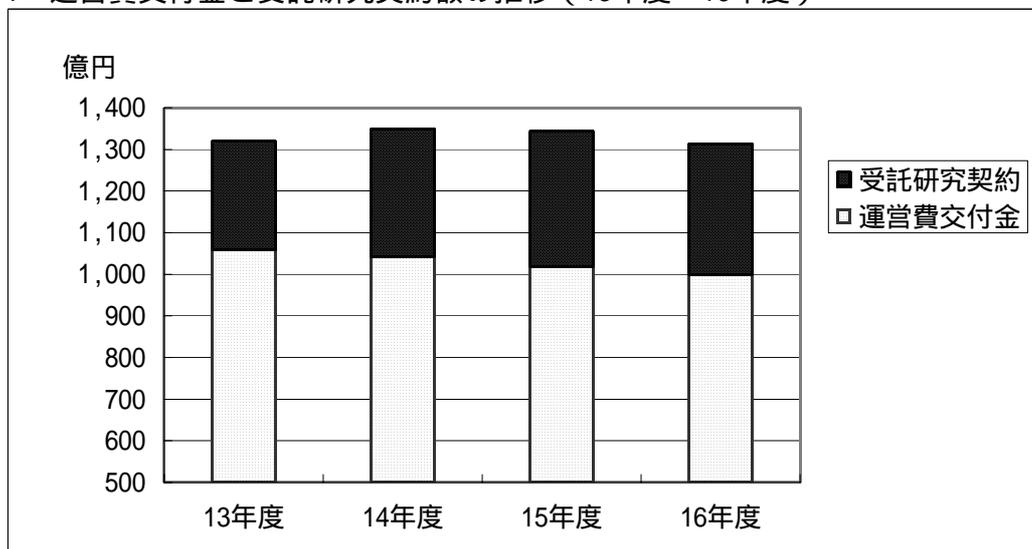
独立行政法人の多くは、国やその他の法人から研究、調査、実習の実施等を受託して実施している。特に、試験研究法人においては、受託研究に係る収入が多額に上っており、運営費交付金を充てて行う研究業務とともに、法人運営に欠かせない重要な業務の一つとなっている。

そこで、試験研究法人における受託研究契約について、国からの受託と国以外からの受託はどのような状況になっているか、受託研究のうち外部委託の割合やその必要性はどのようになっているかなどに着目して調査した。

(ア) 運営費交付金と受託研究契約額の推移

13年度から16年度までの4箇年度に試験研究法人23法人が交付を受けた運営費交付金と受託研究契約額の推移をみると、図3-1のとおりであり、運営費交付金が13年度の1058億円から逐年減少しているのに対し、受託研究契約額は、16年度を除き、毎年度増加している。

図3-1 運営費交付金と受託研究契約額の推移（13年度～16年度）



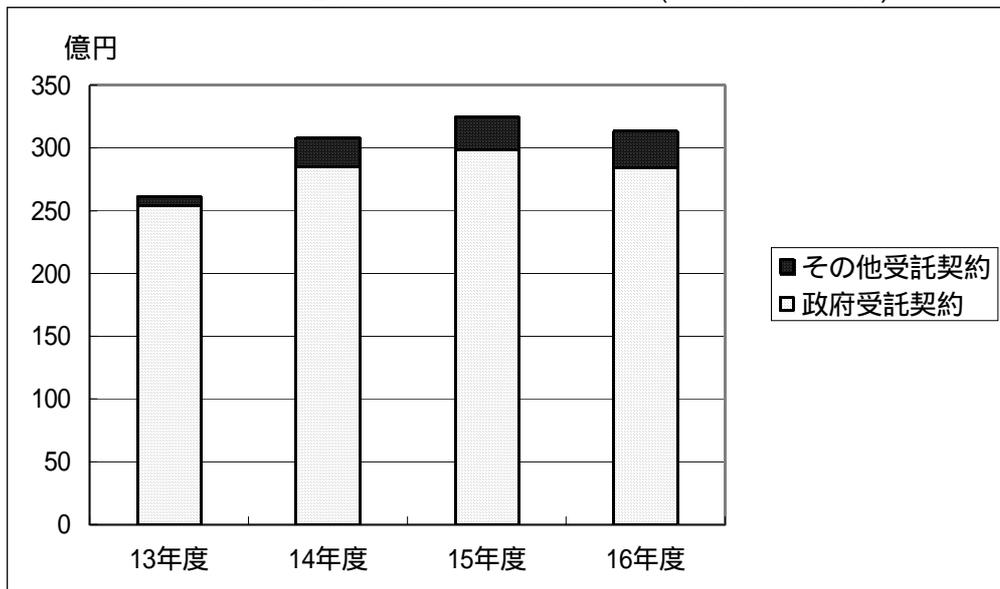
(注) 受託研究契約額は当初契約による。

(イ) 受託研究契約の相手方

受託研究契約を、契約の相手方により、府省等との契約（以下「政府受託契約」という。）と、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体、公益法人、国公立大学及び民間企業との契約（以下「その他受託契約」という。）に区分し、両

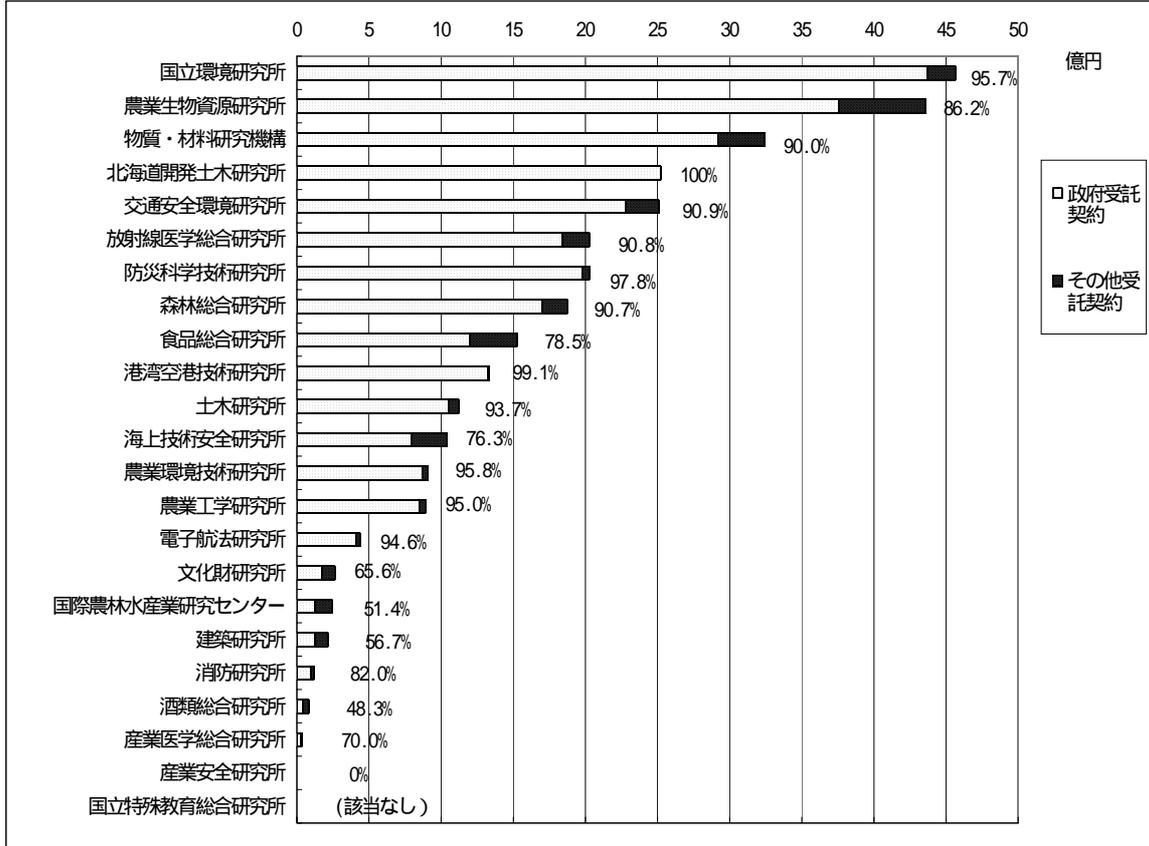
者の契約金額の推移をみると、図3-2のとおりである。このうち政府受託契約は、各年度を通して高い割合を占めており、16年度の受託研究契約額全体に占める政府受託契約額の割合は9割程度に上っている。一方、その他受託契約の占める割合は少ないが、毎年度着実に増加している。

図3-2 政府受託契約とその他受託契約の契約額の推移(13年度～16年度)



そして、16年度における政府受託契約とその他受託契約の状況について試験研究法人別にみると、図3-3のとおり、12法人においては受託研究契約額全体に占める政府受託契約額の割合が90%以上となっており、そのうち港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所は99%を超えている。

図3-3 法人別にみた受託研究契約の内訳（16年度）

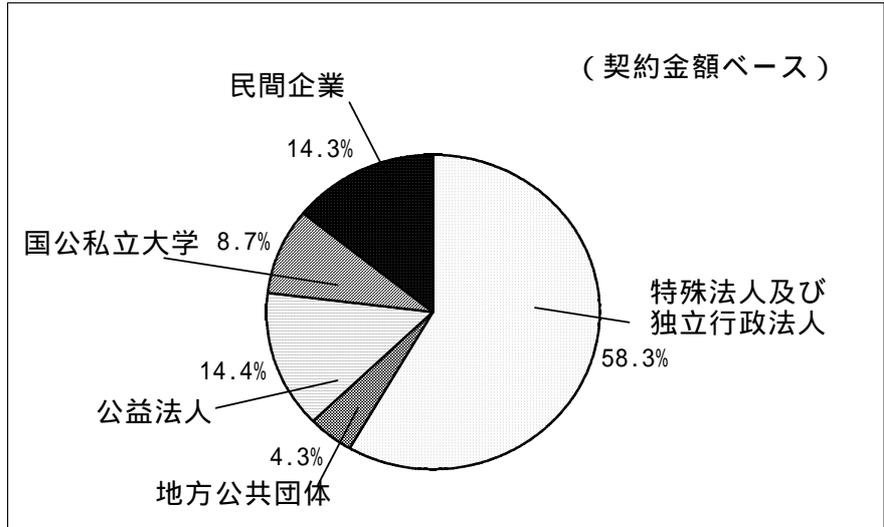


(注) 数値は、受託研究契約額全体に占める政府受託契約額の割合を示す。

このように、政府受託契約額の割合が高いのは、国の機関であった12年度までは予算の移替又は移用の手続を経るなどして措置されていた研究費が、独立行政法人移行後は受託契約という形態に変更されたという側面があると思料されるが、試験研究法人が引き続き主務省等の行政ニーズに応じた研究の受け皿としての役割を担っていることを反映している。

一方、その他受託契約が毎年度増加しているのは、独立行政法人移行に伴い、国以外の公的な性格を持つ法人や民間企業からの受託研究の獲得にも積極的に取り組んでいることを反映したものであると思料される。その他受託契約の相手方の内訳を16年度の契約金額ベースでみると、図3-4のとおり、特殊法人及び独立行政法人で58.3%、民間企業を除く公的な性格を持つ法人全体で約85%を占める状況となっている。

図3-4 その他受託契約の相手方（16年度）



このように、特殊法人及び独立行政法人からの受託研究契約が多いのは、競争的資金の資金配分主体となっている独立行政法人があること、政府受託契約を受けた独立行政法人からその研究の一部を再委託される場合があることなどによるものである。

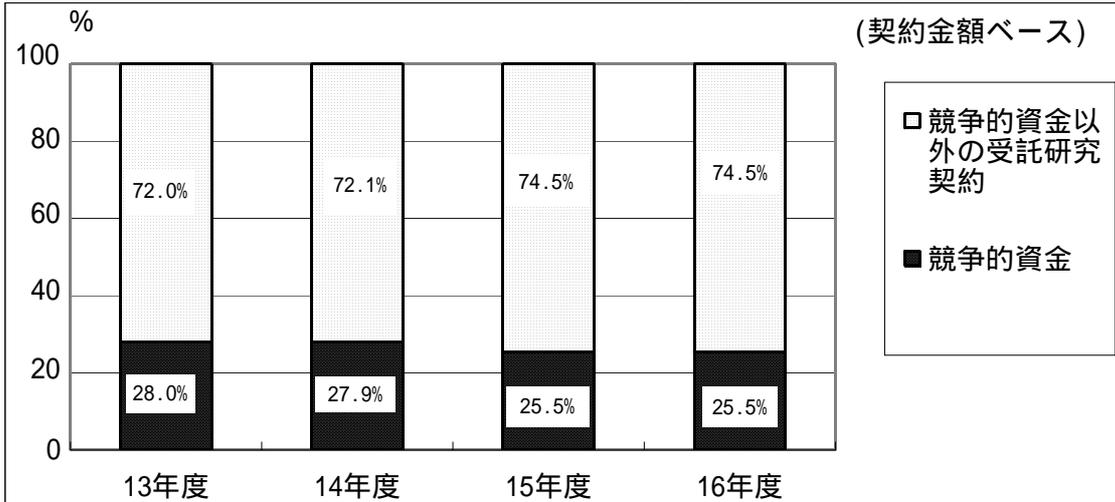
（注8） 競争的資金 資金配分主体が広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、実施すべき課題を採択し、研究者、研究機関等に配分する研究開発資金。なお、競争的資金の主な配分主体としては、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人科学技術振興機構などがある。

（ウ）競争的資金による受託研究契約等

科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定される科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）では競争的資金の拡充がうたわれている。そして、これにより様々な研究分野ごとに提供されている競争的資金のうち、各法人の設立目的に合致したものについて、研究の更なる充実等を目的に、多くの試験研究法人が、中期計画等において競争的資金の獲得を目標に掲げている。

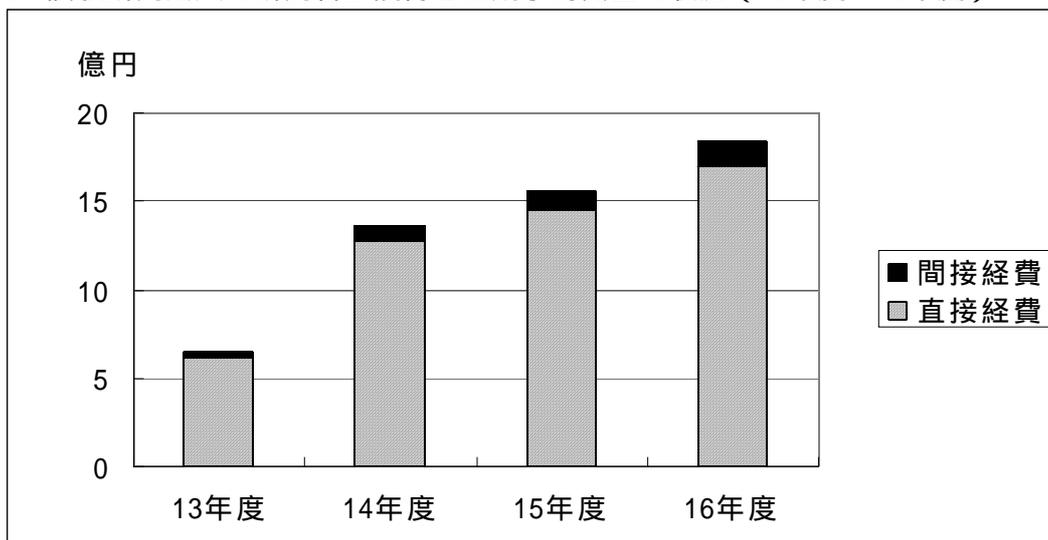
しかし、これらの試験研究法人の競争的資金による受託研究契約の状況についてみると、図3-5のとおり、契約金額ベースで受託研究契約全体の4分の1程度を占めてはいるものの、13年度の28.0%から16年度の25.5%へと漸減しており、各法人においては、今後、各法人の設立目的に合致した内容を対象とする競争的資金を更に活用するなどして、研究業務の充実を図る必要があると思料される。

図3-5 受託研究契約のうち競争的資金の占める割合(13年度～16年度)



なお、科学研究費補助金のように試験研究法人に所属する研究者の申請により研究者個人に交付される競争的資金については、法人の受託契約金額には含まれないが、一定の要件を満たす場合、研究の実施に伴う管理等に必要な経費が間接経費として試験研究法人に措置され、当該法人の収益として計上される。試験研究法人の研究者が獲得した競争的資金の状況は、図3-6のとおりであり、毎年度増加傾向を示しており、16年度では研究者の研究に充てられる直接経費が16.9億円、試験研究法人に措置される間接経費が1.4億円に上っている。

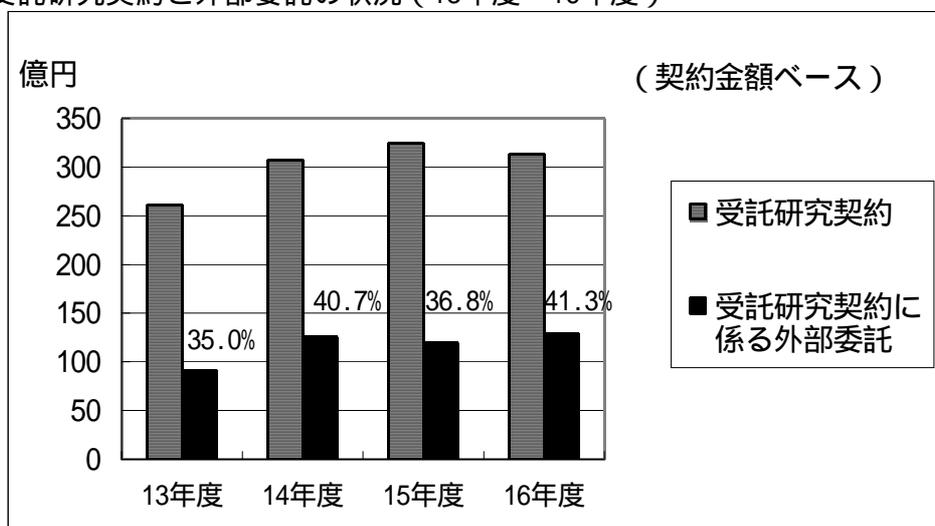
図3-6 試験研究法人の研究者が獲得した競争的資金の状況(13年度～16年度)



(I) 外部委託

試験研究法人では、業務を効率的に実施し、あるいは職員が専門としない業務などを実施するため、業務の一部を外部に委ねる場合がある。そして、多くの試験研究法人の中期計画等においても、実験、解析等の業務については効率的な業務運営を図る観点から外部委託の実施を推進するとしている。そこで、受託研究契約に係る外部委託の実施状況を調査したところ、受託研究契約のうち外部委託により実施したものは契約金額ベースで、図3-7のとおり、各年度とも4割前後となっている。

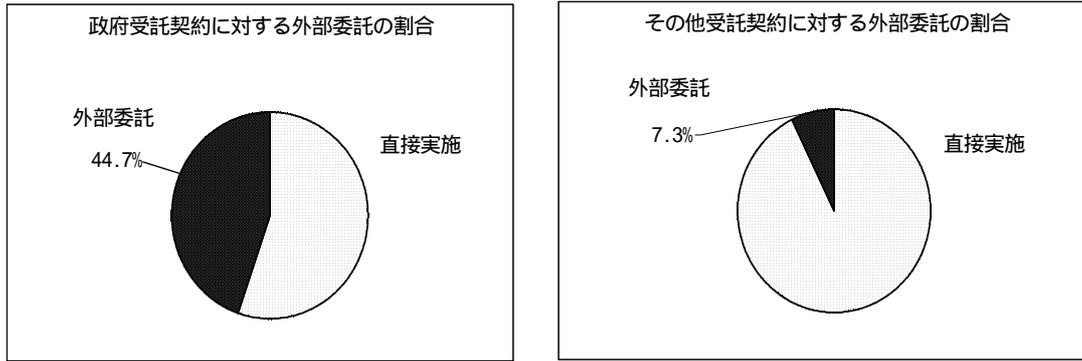
図3-7 受託研究契約と外部委託の状況（13年度～16年度）



(注) 数値は、受託研究契約に対する外部委託の割合を示す。

16年度における外部委託の状況を政府受託契約とその他受託契約に区分してみると、図3-8のとおり、政府受託契約に対する外部委託の割合は44%程度、その他受託契約に対する外部委託の割合は7%程度となっていて、特に政府受託契約において外部委託の割合が高い状況となっている。

図3-8 政府受託契約とその他受託契約における外部委託の割合（16年度）



（注） 数値は契約金額ベースである。また、研究業務と他の業務を一括契約するなどして区分できないものは分析から除いている。

外部委託を行った主な理由を受託研究契約の区分別にみると、表3-1のとおりである。

表3-1 外部委託を行った理由(16年度)

理 由	政府受託契約	その他受託契約
法人で実施可能であるが、業務の省力化及び時間の短縮のため	40.8%	38.8%
法人に当該業務を実施する技術・専門的能力がない	16.1%	61.0%
受託研究を受ける際に外部委託先が既に組み込まれている	43.0%	-
その他	0.1%	0.2%
計	100 %	100 %

（注） 数値は契約金額ベースの割合である。

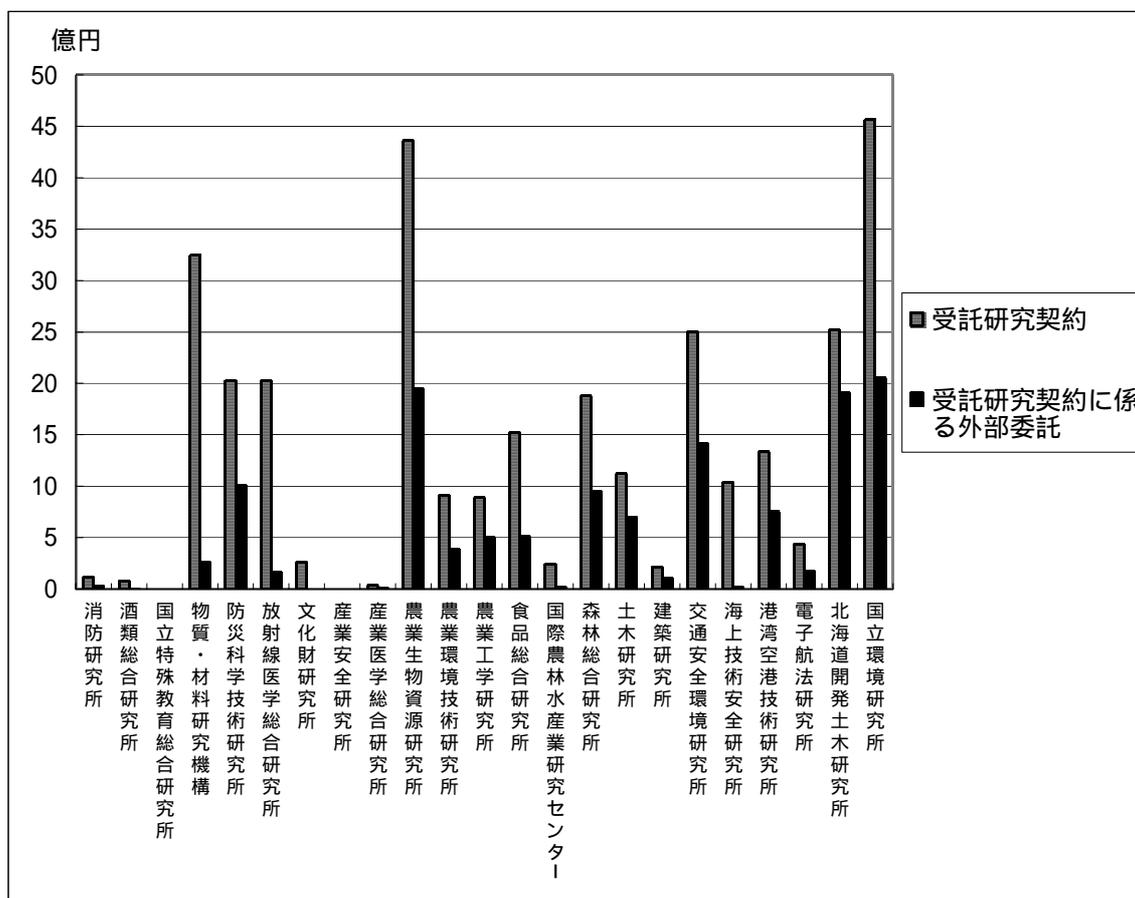
すなわち、政府受託契約に係る外部委託については、「法人で実施可能であるが、業務の省力化及び時間の短縮のため」と「受託研究を受ける際に外部委託先が既に組み込まれている」という理由がそれぞれ4割程度を占めている。前者については実験、解析等の業務を外部委託することにより効率的に研究成果を上げるためである。一方、後者については、契約の相手方である府省等が、法人からの研究計画等に基づき研究業務の一部について再委託を行う必要があると判断した場合には、政府受託契約を締結する際に、再委託先及び再委託の内容をあらかじめ指定していることなどによるものである。このことは、政府受託契約においては、試験研究法人に研究全体を統括する役割が求められている場合が多いためと

考えられる。

また、その他受託契約に係る外部委託については、「法人に当該業務を実施する技術・専門的能力がない」という理由が6割近くを占めている。これは、法人で実施できない実験等を併せて受託した場合は、当該部分だけは外部委託により対応せざるを得ないことなどによるものである。

なお、16年度の受託研究契約における外部委託の状況を試験研究法人別にみると、図3-9のとおりとなっている。

図3-9 法人別にみた受託研究契約における外部委託の状況（16年度）



イ 業務成果

(ア) 論文発表、知的財産権出願等

試験研究法人においては、個別法に定められた目的を達成するため、それぞれの研究分野において調査及び研究を行うとともに、その結果の公表が求められている。調査研究結果は、論文として発表されることが一般的であるが、研究の中には発明や創作を伴い知的財産権として認知される成果も少なくない。

検査の対象とした試験研究法人23法人すべての中期目標等で、論文発表は重要な成果と位置付けられている。また、大部分の法人において知的財産権の獲得目標が設定されている。そして、これらは、定量的に把握することが可能な共通的な成果指標であることから、試験研究法人の業務成果について、論文発表及び知的財産権出願の状況に着目して調査した。

a 論文発表の状況

論文発表は、表3-2のとおり、16年度では、23法人で8,270報となっており、発表論文数は、法人の規模等によりそれぞれ異なっている。16年度の発表論文数について、独立行政法人に移行した直後の13年度の実績（23法人で6,512報）に対する伸び率をみると、全体では27.0%増加しており、防災科学技術研究所が2倍以上の伸びを示す一方、国立特殊教育総合研究所及び文化財研究所は13年度の実績を下回っている。なお、国の機関であった11年度の実績に対する伸び率をみると、^(注9)20法人全体で29.2%の増加となっている。

論文を掲載する場合には、掲載する論文について、当該分野の専門家により構成される委員会等による審査を行い、論文の質について客観的に一定の担保がなされる査読を行うものと、そのような制約を特に設けずに掲載を行うものがある。また、論文には、新たな知見をもたらす独創的な研究の成果である原著論文と、独創性や新規の知見を含むが原著論文ほどの完結性のないもの、既存の成果をベースに論述するものなどいくつかの形態があり、一般的には、原著論文は査読に付され、上記の委員会等により原著論文としてふさわしい内容であるとの認定がなされているものである。

このように、査読に付された論文(以下「査読付論文」という。)及び原著論文は、論文の質について一定の担保がなされていることから、これらの論文の占める割合についてみると、16年度の論文総数に占める査読付論文の比率は全体で50.6%、原著論文の比率は49.3%となっていて、いずれも論文総数の半数程度となっている。

また、13年度と16年度の査読付論文数及び原著論文数の状況をみると、13年度に比べて16年度の査読付論文数及び原著論文数がいずれも減少しているのは3法人となっている。

各試験研究法人は、個別法において調査研究を行うことが主要な業務とされ

ていることから、研究等の結果をより多く産出し、新規の知見をもたらす質の高い論文を研究成果として公表することが法人としての重要な責務であると考えられる。試験研究法人の中には、研究対象が人文系のものや、研究業務以外に国民の安全に資する科学技術の啓蒙・普及や災害等の現場での指導等も行っている法人があることなど考慮すべき事情もあるが、発表論文数が減少したり、査読付論文数又は原著論文数が減少したりなどしている法人においては、今後、こうした指標にも留意しつつ、発表論文の量及び質の向上に一層努力することが望まれる。

- (注9) 20法人 独立行政法人への移行に伴い国土技術政策総合研究所に業務の一部を分割した土木研究所、建築研究所及び港湾空港技術研究所の3法人については独立行政法人移行前後の論文数の比較ができないため、これらの3法人を除いて比較した。

表3-2 論文発表の状況

法人名	論文発表の状況										
	16年度論文総数(報)	対11年度伸び率	対13年度伸び率	16年度査読付論文数(報)	13年度査読付論文数(報)	16年度査読付論文の比率	13年度査読付論文の比率	16年度原著論文数(報)	13年度原著論文数(報)	16年度原著論文の比率	13年度原著論文の比率
1 消防研究所	259	158.9%	176.2%	46	33	17.8%	22.4%	46	33	17.8%	22.4%
2 酒類総合研究所	53	378.6%	151.4%	35	18	66.0%	51.4%	35	18	66.0%	51.4%
3 国立特殊教育総合研究所	132	75.9%	79.5%	14	25	10.6%	15.1%	6	8	4.5%	4.8%
4 物質・材料研究機構	1,068	99.9%	124.9%	1,036	-	97.0%	-	1,016	-	95.1%	-
5 防災科学技術研究所	464	189.4%	241.7%	178	105	38.4%	54.7%	178	105	38.4%	54.7%
6 放射線医学総合研究所	449	97.4%	110.3%	272	237	60.6%	58.2%	272	237	60.6%	58.2%
7 文化財研究所	260	130.7%	98.1%	68	53	26.2%	20.0%	56	43	21.5%	16.2%
8 産業安全研究所	90	116.9%	128.6%	45	61	50.0%	87.1%	45	61	50.0%	87.1%
9 産業医学総合研究所	172	104.2%	184.9%	57	33	33.1%	35.5%	57	33	33.1%	35.5%
10 農業生物資源研究所	401	112.0%	126.5%	309	272	77.1%	85.8%	297	269	74.1%	84.9%
11 農業環境技術研究所	280	193.1%	129.6%	174	131	62.1%	60.6%	174	131	62.1%	60.6%
12 農業工学研究所	236	162.8%	132.6%	140	98	59.3%	55.1%	136	97	57.6%	54.5%
13 食品総合研究所	301	209.0%	115.8%	186	142	61.8%	54.6%	186	142	61.8%	54.6%
14 国際農林水産業研究センター	112	117.9%	105.7%	112	106	100.0%	100.0%	110	85	98.2%	80.2%
15 森林総合研究所	451	137.1%	113.0%	451	399	100.0%	100.0%	451	399	100.0%	100.0%
16 土木研究所	765	-	110.7%	164	132	21.4%	19.1%	164	132	21.4%	19.1%
17 建築研究所	649	-	135.5%	52	46	8.0%	9.6%	52	46	8.0%	9.6%
18 交通安全環境研究所	242	163.5%	130.1%	48	56	19.8%	30.1%	48	56	19.8%	30.1%
19 海上技術安全研究所	363	136.5%	142.9%	143	100	39.4%	39.4%	120	59	33.1%	23.2%
20 港湾空港技術研究所	316	-	134.5%	118	98	37.3%	41.7%	118	98	37.3%	41.7%
21 電子航法研究所	108	150.0%	109.1%	12	9	11.1%	9.1%	12	9	11.1%	9.1%
22 北海道開発土木研究所	503	141.3%	154.3%	143	73	28.4%	22.4%	143	73	28.4%	22.4%
23 国立環境研究所	596	136.1%	111.2%	378	334	63.4%	62.3%	359	320	60.2%	59.7%
23法人計	8,270	129.2%	127.0%	4,181	2,561	50.6%	45.3%	4,081	2,454	49.3%	43.4%

注(1) 対11年度伸び率の23法人計の欄は、独立行政法人移行時に他の機関に業務の一部を分割したため論文数の比較ができない土木研究所、建築研究所及び港湾空港技術研究所の3法人を除いた20法人の伸び率である。

注(2) 物質・材料研究機構は、13年度分の査読付論文及び原著論文の区分ができないため、これらの率を算出してない。

b 知的財産権出願の状況

知的財産権は、特許権、実用新案権及び著作権など、発明や創作により生み出された成果を保護するための権利の総称である。試験研究法人における16年度の知的財産権収入は、表3-3のとおり、19法人で2億2716万円となっていて、15年度の収入2億0246万円と比較すると12.2%の伸びとなっている。また、16年度の収入のうち、特許権収入は2億1409万円となっていて、知的財産権収入全体の94.2%を占めている。

このように、試験研究法人における知的財産権収入の大部分は特許権によるものであるが、一般的に特許権を得るための研究には一定の年数を要するほか、出願から登録までにも数年程度の期間を要する。このため、独立行政法人移行直後に取得した特許権は、独立行政法人移行前に行われた研究の成果に負うところが多いと考えられる。そこで、独立行政法人移行後の研究の成果を反映していると考えられる16年度における出願状況をみると、表3-3のとおり、総件数は576件であり、移行前の研究成果であると考えられる13年度の実績と比べると36.8%増加している。そして、576件のうち過半数の299件は物質・材料研究機構によるものである。なお、16年度の出願件数は、15年度に比べ全体では12.3%の減少となっていて、13法人で、前年度実績を下回っている。また、国立特殊教育総合研究所ほか1法人は、独立行政法人へ移行後、全く出願実績がないが、これは、両研究所の研究対象が主に人文科学分野であり、特許権の対象となるような発明や創作を伴わないことなどによると思料される。

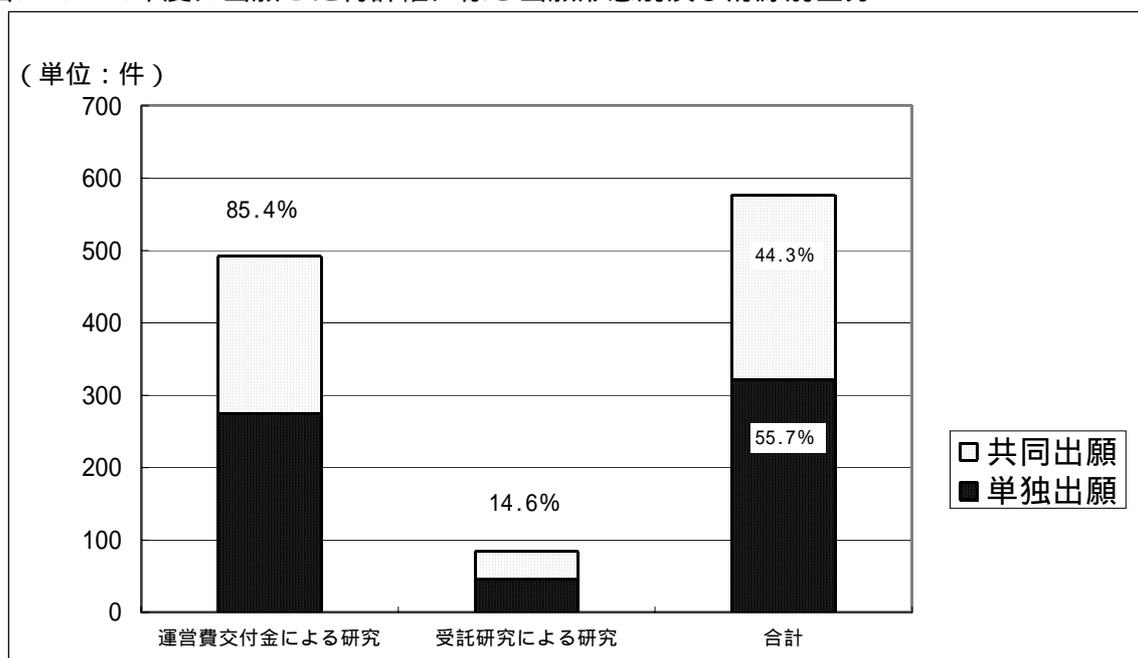
表3-3 16年度における知的財産権の状況

法人名	知的財産権の状況					
	16年度知的財産権収入額(千円)	対15年度伸び率	知的財産権のうち特許権収入の割合	16年度特許出願件数(件)	対13年度伸び率	対15年度伸び率
1 消防研究所	-	-	-	1	14.3%	16.7%
2 酒類総合研究所	1,116	101.4%	98.3%	6	60.0%	60.0%
3 国立特殊教育総合研究所	-	-	-	0	-	-
4 物質・材料研究機構	48,961	96.5%	100.0%	299	180.1%	100.7%
5 防災科学技術研究所	9	6.0%	100.0%	4	66.7%	200.0%
6 放射線医学総合研究所	519	32.5%	100.0%	40	181.8%	95.2%
7 文化財研究所	3,676	48.3%	-	0	-	-
8 産業安全研究所	1,446	252.2%	45.9%	5	55.6%	45.5%
9 産業医学総合研究所	-	-	-	1	-	33.3%
10 農業生物資源研究所	887	99.6%	92.0%	37	77.1%	59.7%
11 農業環境技術研究所	485	43.3%	100.0%	7	700.0%	100.0%
12 農業工学研究所	9,805	146.9%	100.0%	13	185.7%	68.4%
13 食品総合研究所	37,580	105.9%	100.0%	32	106.7%	68.1%
14 国際農林水産業研究センター	288	533.8%	100.0%	7	58.3%	58.3%
15 森林総合研究所	1,528	60.4%	100.0%	15	115.4%	214.3%
16 土木研究所	102,042	154.9%	98.4%	24	171.4%	80.0%
17 建築研究所	415	58.9%	100.0%	7	77.8%	140.0%
18 交通安全環境研究所	20	30.0%	100.0%	12	300.0%	109.1%
19 海上技術安全研究所	6,775	150.5%	-	26	96.3%	72.2%
20 港湾空港技術研究所	9,228	41.1%	99.2%	12	240.0%	54.5%
21 電子航法研究所	1,131	345.4%	100.0%	15	100.0%	107.1%
22 北海道開発土木研究所	-	-	-	7	100.0%	116.7%
23 国立環境研究所	1,250	-	100.0%	6	66.7%	75.0%
23法人計	227,167	112.2%	94.2%	576	136.8%	87.7%

(注) 知的財産権収入額は、千円未満を切り捨てているため合計しても23法人計の欄の数字と一致しない。

16年度における特許権の出願について、出願形態及び出願に係る研究の財源についてみると、図3-10のとおり、出願形態については、試験研究法人の単独出願が共同出願より若干多くなっている。また、研究の財源については、運営費交付金による研究により出願したものが85.4%、受託研究により出願したものが14.6%となっていて、経常収入に占める運営費交付金と受託収入の比率からみて、運営費交付金による研究は一定の研究成果につながっていると思料される。

図3-10 16年度に出願した特許権に係る出願形態別及び財源別区分



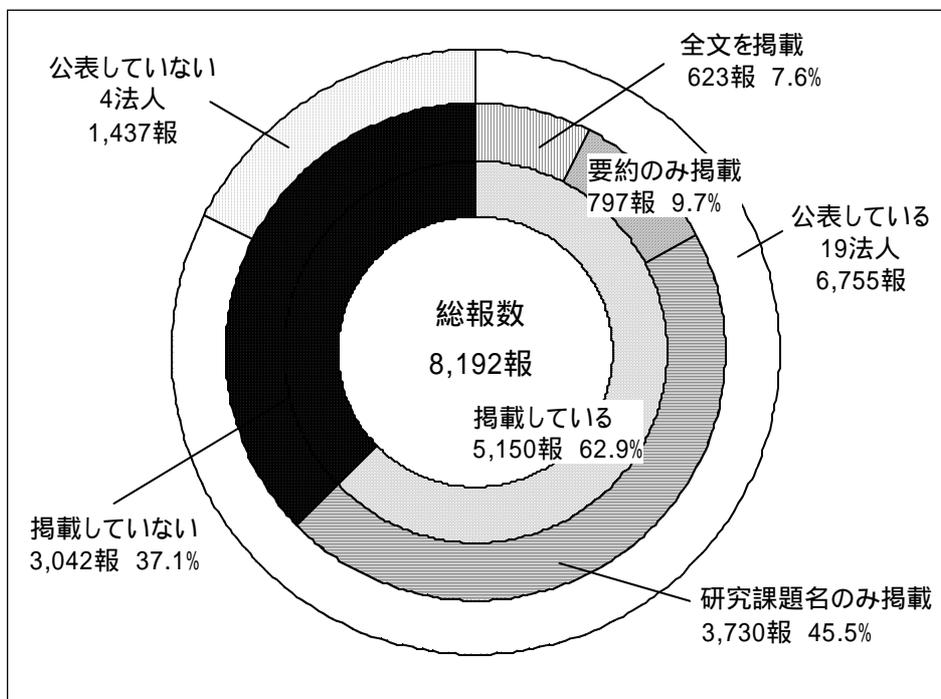
C 論文のインターネットによる公表状況

試験研究法人においては、研究業務の成果の公表を通じて他の研究機関等に成果を還元し、普及させることも重要な役割である。成果の公表に当たっては、近年、インターネットが急速に普及しており、国民が容易に利用できるようなインターネットで公表することが有効であると考えられる。

そこで、インターネットによる論文公表までには一定の時間を要することから、15年度に発表された論文総数8,192報を対象としてインターネットによる公表状況を調査したところ、図3-11のとおり、インターネット上で公表しているものは5,150報(62.9%)、公表していないものが3,042報(37.1%)となっている。そして、インターネット上で公表しているものの公表形態をみると、論

文の全文を掲載しているものが623報（7.6%）、要約を掲載しているものが797報（9.7%）、研究課題名のみを掲載しているものが3,730報（45.5%）となっている。

図3-11 15年度に発表した論文のインターネットによる公表状況



また、これを法人別にみると、一部の論文だけでもインターネット上で公表している法人は19法人(6,755報)、全く公表していない法人は農業生物資源研究所ほか3法人(1,437報)となっている。

インターネット上で論文を公表している19法人のうち、公表形態にかかわらず、発表された論文をすべてインターネット上で公表している法人は12法人で、公表している論文が半数未満となっている法人は防災科学技術研究所ほか3法人ある。

インターネット上に論文の全文を公表するに当たっては、学会誌等で発表した論文については著作権が出版元に移転すること、共同研究による論文については共同研究者の許可を要することなどの制約もあるが、研究成果の有効活用に向けた環境整備も重要であると思料されることから、必要な許可を得るなどして論文を広く公表していくことが望まれる。

(注10) 農業生物資源研究所ほか3法人 農業生物資源研究所、国際農林水産業研究センター、建築研究所、港湾空港技術研究所

(注11) 防災科学技術研究所ほか3法人 防災科学技術研究所、文化財研究所、農業環境技術研究所、土木研究所

(1) 研究者の構成及び人件費と成果との関係

a 研究者の構成及び人件費等の状況

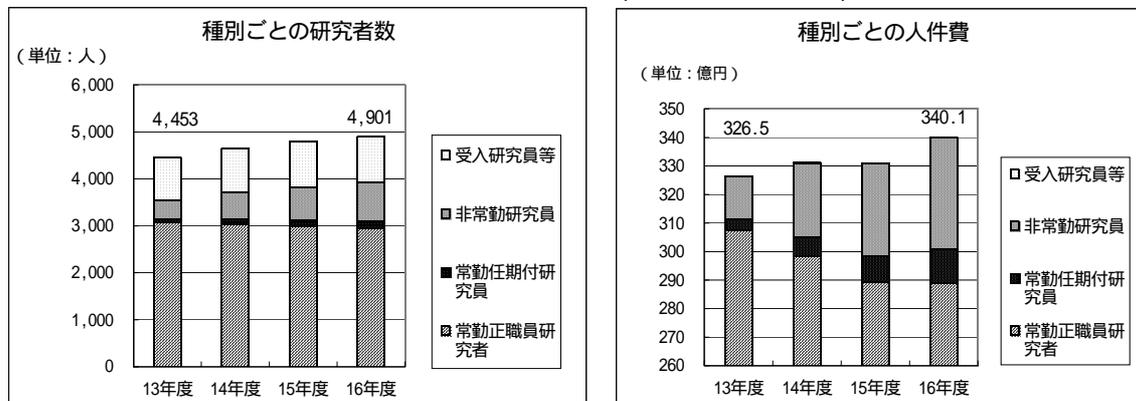
試験研究法人において研究に従事する研究者には、当該法人と雇用関係があり法人が人件費を負担している者と、雇用関係や法人による人件費の負担が原則的にない者がいる。研究者の呼称は法人により異なるものの、前者には、常勤の正職員である研究者のほか、3年程度の任期で雇用される常勤の任期付研究員、博士号を取得した若手研究員などの非常勤研究員が該当し、後者には産学官連携制度等による受入研究員等が該当する。

13年度以降の各年度末時点における23法人全体の研究者数と研究者種別構成の推移をみると、図3-12のとおり、16年度の研究者総数は、13年度に比べて約10%増加している。また、研究者の種別構成についてみると、常勤正職員研究者は、16年度には研究者総数の約60%を占めているものの、13年度以降、人員及び割合とも年々減少している。

一方、16年度の常勤任期付研究員及び非常勤研究員は、13年度に比べていずれも2倍を超える増加となっており、受入研究員等についても若干増加している。

このように、研究者の構成でみると、常勤正職員研究者は、近年の高齢化や人件費負担の抑制施策等に伴い年々減少傾向にあるのに対し、比較的若年で流動性の高い常勤任期付研究員や非常勤研究員が増加傾向を示しており、この傾向は今後も続くものと思料される。

図3-12 研究者種別ごとの研究者数及び人件費(13年度～16年度)



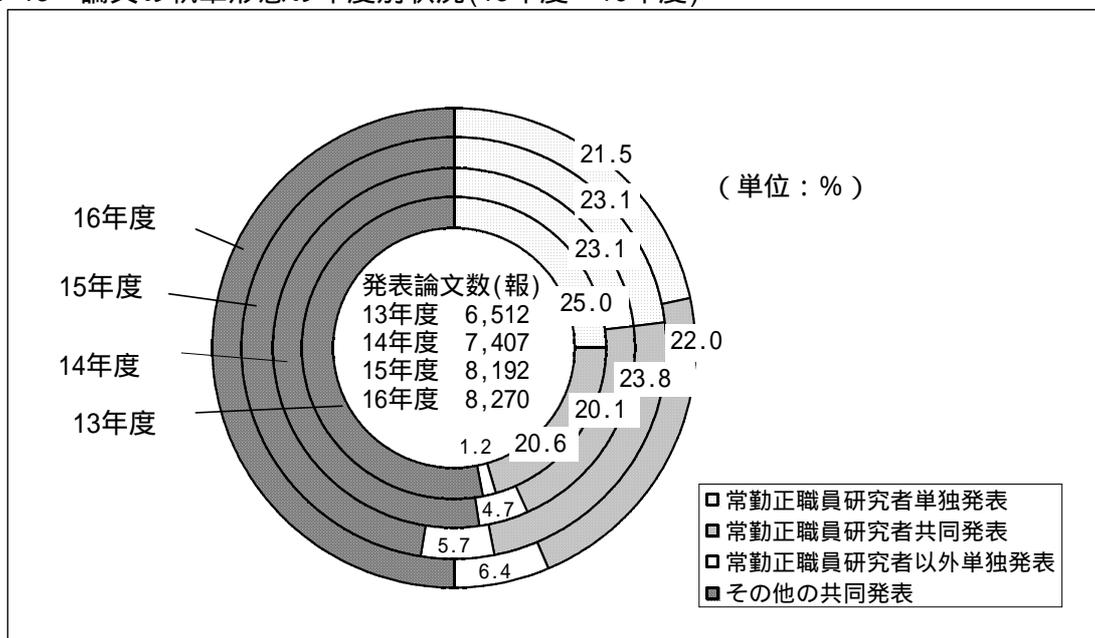
これらの研究者に係る人件費の状況をみると、図3-12のとおりであり、16年度では、13年度に比べて常勤正職員研究者に係る人件費が18.3億円減少しているものの、常勤任期付研究員及び非常勤研究員の人件費が合計で31.8億円増加しており、全体では13.6億円増加（対13年度伸び率4.2%）している。

そして、研究者人件費総額は増加の傾向を示しているが、これは常勤任期付研究員及び非常勤研究員の増加が常勤正職員研究者の減少を大きく上回っているほか、常勤任期付研究員等の給与水準も常勤正職員研究者と比較して遜色ない水準となっていることなどによると思料される。

b 研究者の種別構成と論文の執筆形態の関係

研究者の構成の変化が主要な研究成果である論文の執筆形態に及ぼした影響についてみると、図3-13のとおり、共同発表が多いことから分析が困難な面もあるが、論文総数に占める常勤正職員研究者単独での執筆論文の比率が、13年度の25.0%から16年度の21.5%に低下する一方、常勤正職員以外の研究者単独での執筆論文の比率が、13年度の1.2%から16年度には6.4%にまで上昇している。

図3-13 論文の執筆形態の年度別状況(13年度～16年度)



c 研究者人件費と発表論文数の関係

試験研究法人の主要な成果である論文は、研究者のほか、管理部門の職員による支援や研究費など様々な要素により生み出されるものであるが、試験研究

法人においては、法人によってその研究分野や役割等が異なる面があること、研究に關与する程度がそれぞれ異なる非常勤研究員が増加していることなどから、発表論文数や研究者数を法人間で単純に比較することは困難である。そこで、研究者と発表論文数の關係について横断的に比較するため、それぞれ13年度を基準とした場合の16年度の研究者人件費及び発表論文数の伸び率をみると次のとおりとなっていた。

(注12)
すなわち、研究者人件費が13年度に比べて増加しているのは12法人であり、このうち15%以上の伸びを示しているのは、防災科学技術研究所、土木研究所及び国立環境研究所である。上記の12法人では、論文発表数が13年度を下回っている法人はないが、土木研究所及び国立環境研究所は研究者人件費の伸びに比して成果である発表論文数の伸びが低い状況となっている。

(注13)
これに対して、研究者人件費が減少しているのは11法人となっている。このうち発表論文数が13年度を下回っているのは、国立特殊教育総合研究所及び文化財研究所である。また、研究者人件費の減少率が最も大きいのは海上技術安全研究所の9.2%であるが、同研究所の発表論文数は42.9%増加している。

一方、発表論文数の伸びが13年度に比べ50%以上となっており人件費の伸びに比して著しく増加している消防研究所ほか4法人についてみると、16年度における原著論文の比率は酒類総合研究所を除き17.8%から38.4%といずれも低率となっている。(表3-2参照)

(注12) 12法人 消防研究所、酒類総合研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、農業生物資源研究所、農業工学研究所、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、港湾空港技術研究所、北海道開発土木研究所、国立環境研究所

(注13) 11法人 国立特殊教育総合研究所、放射線医学総合研究所、文化財研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所、農業環境技術研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所

(注14) 消防研究所ほか4法人 消防研究所、酒類総合研究所、防災科学技術研究所、産業医学総合研究所、北海道開発土木研究所

以上のように、試験研究法人においては、常勤正職員研究者が減少している一方で、非常勤研究員等が増加しており、また、人件費の伸び率に比して発表論文数の伸び率が低くなっている法人や、発表論文数は顕著に伸びているが原著論文

の比率が低くなっている法人が見受けられた。

したがって、試験研究法人においては、法人によってその研究分野や役割等が異なる面があり一概に比較できないが、こうした状況を踏まえ、研究者人件費の上昇にも留意しつつ、研究の中核であり、他の研究者を指導する立場である常勤正職員研究者を最低限確保するとともに、高度な専門的能力を有する常勤任期付研究員、非常勤研究員を活用することなどにより、研究成果の質を一層高めることが望まれる。

(2) 文教研修法人の業務実績

文教研修法人には、その業務内容等により、主として特定の産業分野の専門的な職業人を教育・養成することを目的とする法人（以下「学校施設法人」という。）、主として特定の属性を有する者を対象に研修・指導を行うことを目的とする法人（以下「研修施設法人」という。）、主として収集した美術品等の公衆への供覧を行うことを目的とする法人（以下「展示施設法人」という。）等がある。この区分ごとに文教研修法人の業務成果の状況をみると、以下のとおりである。

ア 学校施設法人の業務成果

(ア) 学校施設法人の目的等

検査の対象とした学校施設法人は、農業者大学校（本項中「農大」という。）、水産大学校（同「水産大」という。）、海技大学校（同「海技大」という。）、航海訓練所、海員学校及び航空大学校（同「航大」という。）の6法人である。これらの法人は、それぞれの独立行政法人の個別法において、その目的及び教育対象がおおむね表3-4のように定められている。

表3-4 法人の目的及び教育対象

法人名	目的	教育対象
農大	農業を担う人材を育成すること	高等学校卒業後1年以上の農業経験のある者等
水産大	水産業を担う人材を育成すること	高等学校卒業生等
海技大	船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授することにより船員の資質の向上を図ること	海員学校卒業生、船員及び船員離職者
航海訓練所	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校、海技大大学校及び海員学校の学生及び生徒等に対する航海訓練を行うこと	左の目的に挙げられている学校の学生及び生徒等
海員学校	海員を養成すること	中学校卒業生等(本科) 高等学校卒業生等(専修科)
航大	航空機の操縦に従事する者を養成すること	短期大学卒業生等

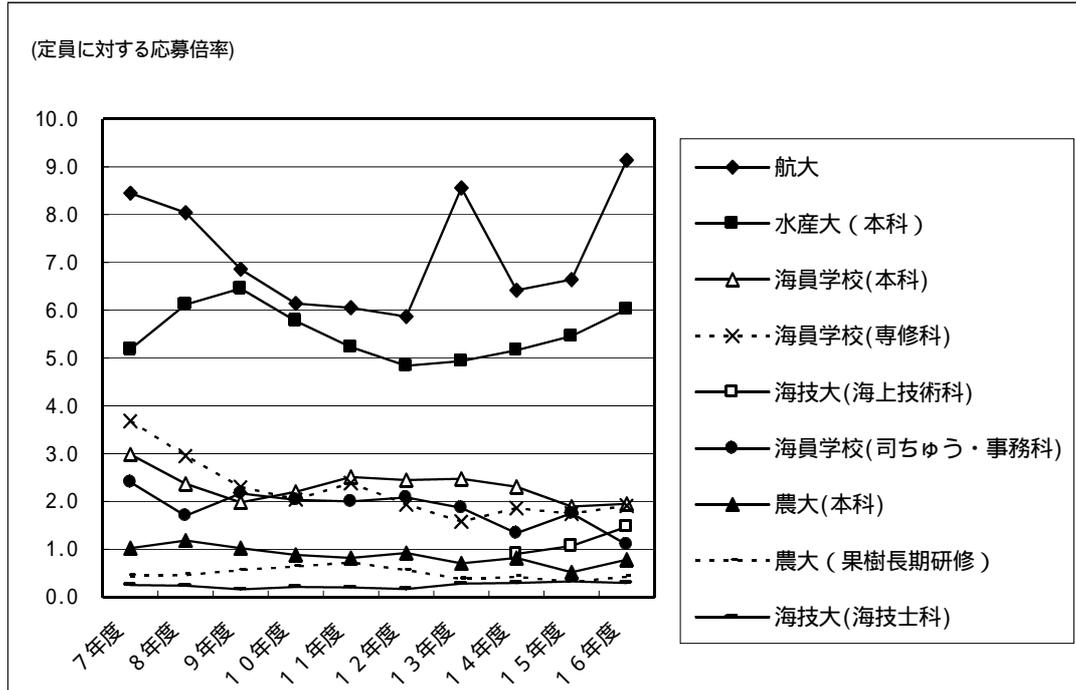
これら6法人に係る16年度の支出の総額は173億円、授業料等の収納額の総額は7.6億円となっている。

学校施設法人は、特別の必要により設立されている教育機関であり、そこで行われる教育はそれぞれ明確な目的の下に行われるものであることから、その目的に沿った成果が求められている。また、通則法では、独立行政法人は、民間の事業主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものなどを効率かつ効果的に行わせることを目的とされていることから、当該法人の目的と関連する業界等の動向や同様な教育課程を有する他の学校等の状況についても常に留意していくことが求められている。これらのことを踏まえ、学生募集から就職までの状況、教育・養成に要する費用及び同種の教育・養成を行う他の学校等の状況などに着目して調査した。なお、航海訓練所については、原則として、海員学校等特定の学校から訓練生を受け入れ、乗船実習のみを行うことを目的としていることから、「(I) 教育・養成に要する経費」についてのみ分析の対象とした。

(1) 学生募集等の状況

各学校施設法人が設置している学科等の募集定員（以下「定員」という。）は、海技大（海技士科）などのように関連業界のニーズ等を反映して変動するものがあるものの、7年度以降、おおむね一定数で推移している。この定員に対する就学希望者の応募状況をみると、図3-14のような状況となっている。

図3-14 定員に対する就学希望者の応募状況(7年度～16年度)



注(1) 選考試験がある学校及び学科等を対象とし、また、教育期間が1箇月に満たない短期の講習・研修課程を除く。

注(2) 水産大(専攻科)は、一般募集を行わないため除いている。

注(3) 海技大(海上技術科)は、14年度に開設されている。

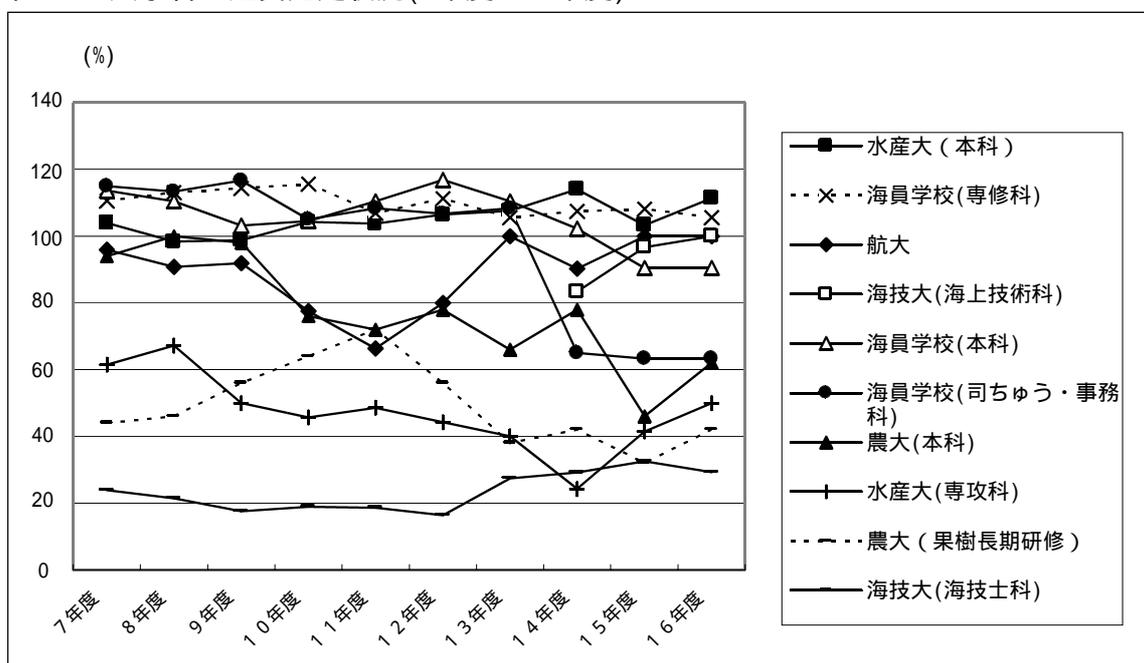
定員に対する応募倍率の状況は二極化しており、航大と水産大(本科)は、10年間の平均でそれぞれ7.2倍、5.5倍と比較的高い水準であるのに対し、農大、海員学校及び海技大は、7年度以降、すべての学科等でおおむね低下ないし横ばいの傾向にあり、16年度は2倍未満となっている。このうち、農大(本科及び果樹長期研修)及び海技大(海技士科)は、長年にわたり定員割れが続いている。

定員は、それぞれの学校施設法人の経営資源を活用して必要かつ十分な教育を実施できる水準に定められているものである。そこで、教育期間が1箇月に満たない短期の講習・研修を除く学科等について、定員に対する入学者と中途退学者の状況をみると、図3-15及び図3-16のとおりであり、水産大(本科)及び海員学校(本科・専修科)は、独立行政法人移行前からおおむね定員を充足する状況が続いており、航大は、多少の変動はあるものの、独立行政法人移行後の入学者は90%以上の水準となっている。また、これらの学科等について、入学者に対する中途退学者の比率(以下「中途退学率」という。)をみると、水産大(本科)及び海員学校(専修科)は最近はおおむね5%程度の低率で推移しているが、航大及び海員学校(本科)は共に高く、16年度の卒業対象学生について入学年ベースでみ

ると、海員学校（本科）の中途退学率は18.2%（14年度入学者225名に対して41名）、航大は同9.7%（15年度入学者72名に対して7名）となっており、この傾向は独立行政法人移行前と変わっていない。

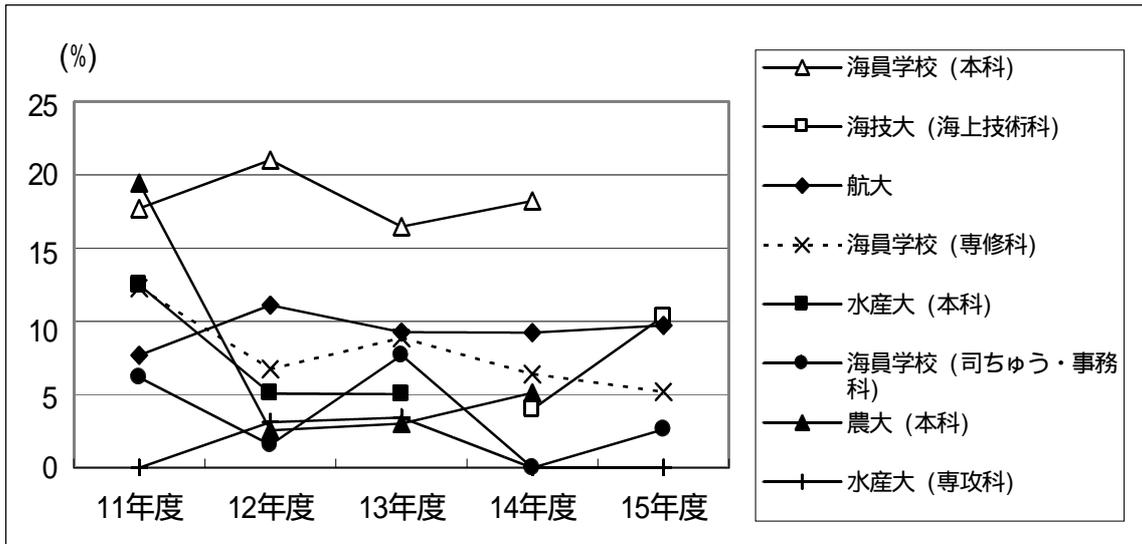
一方、農大（本科及び果樹長期研修）、水産大（専攻科）及び海技大（海技士科）は、独立行政法人移行前から慢性的に定員を大きく下回っており、また、海員学校（司ちゅう・事務科）は、14年度以降に定員を大きく下回っていて、これらの学科等については、学生にとって教育課程としての魅力が希薄になっているなど、ニーズが高くない状況となっていることがうかがえる。

図3-15 入学者の定員充足状況(7年度～16年度)



(注) 教育期間が1箇月に満たない短期の講習・研修課程等を除く。

図3-16 中途退学者の状況(11年度～15年度)



(注) 図中の年度は入学年度であり、当該年度入学者が卒業年度までに何%退学したかを示している。このため、14、15年度入学者が16年度末で卒業年限に達していない学科等については図中の14、15年度に表示がない。

(ウ) 卒業生の就職の状況

学校施設法人は、主として特定の産業分野の専門的な職業人を教育・養成するために設立されていることから、法人の業務成果を評価するに当たり、卒業後の就職状況を把握することが重要である。

(注15)
そこで、各法人の就職対象者の就職先を、学校施設法人本来の目的に合致する就職先、目的に関連のある就職先、目的と必ずしも関連のない就職先の3つに分類して、就職状況を調査した。なお、この分類には、海員学校及び海技大であれば海運会社等に船員として就職した者、航大であれば航空会社等に操縦士として就職した者、水産大であれば水産業を主たる業務とする法人等に就職した者などが該当する。

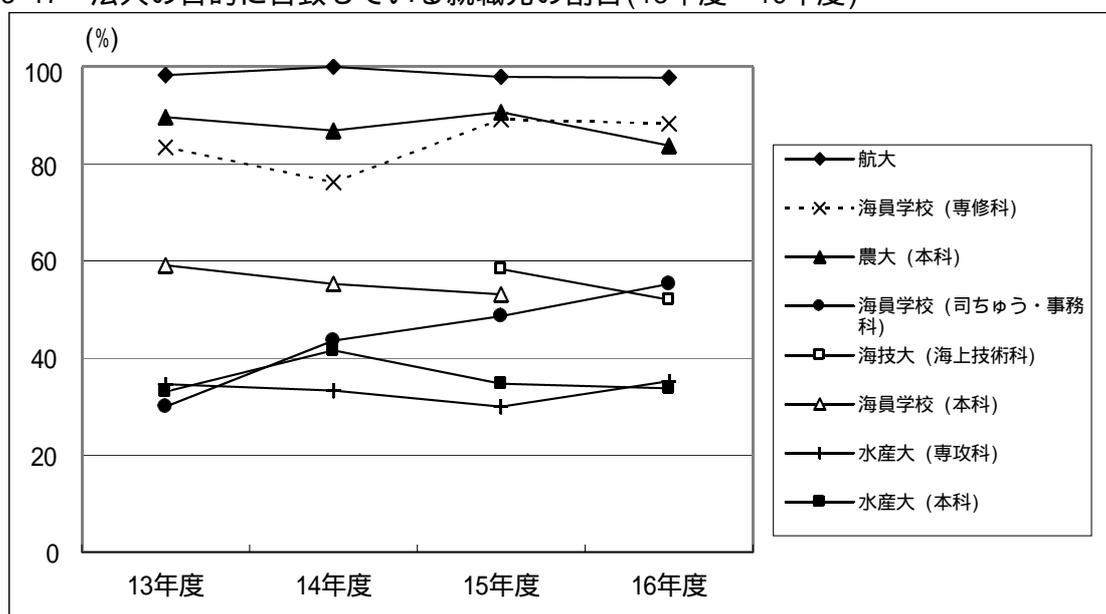
(注15) 就職対象者 就職対象者は、基本的には各年度の卒業生であるが、水産大(本科)においては専攻科及び研究科に進学した者、海員学校(本科)では海技大(海上技術科)に進学した者を除いている。

各学校施設法人の独立行政法人移行後の就職対象者について、上記の分類に該当する者の割合の推移をみると、図3-17のとおり、航大は90%以上、海員学校(専修科)及び農大(本科)はおおむね80%以上の高い水準で推移しているのに対し、水産大(本科・専攻科)は、30.0%から41.6%の低い水準で推移している。また、海員学校(本科)は年々低下しており、13年度には59.1%であったものが

15年度には53.1%となっている。

この点について、水産大では、 の分類には、漁業、水産加工流通業、水産行政及び水産研究調査等直接に水産業に従事する者のみが含まれ、 の分類に該当する海洋調査開発、漁業資機材供給及び水産物も扱う運送事業者等その関連分野に従事する者が含まれていないことなどによるとしている。また、海員学校では、海運会社における海上輸送量減少などに伴う減船により求人数が減少傾向であること、船舶運航を行っていない海事関連会社や海事とは関連のない企業等からの求人が多くこれに応じて就職する者が多いことなどによるとしている。

図3-17 法人の目的に合致している就職先の割合(13年度～16年度)



注(1) 個別法の目的に照らし、その内容に合致している法人等に就職した者の割合である。

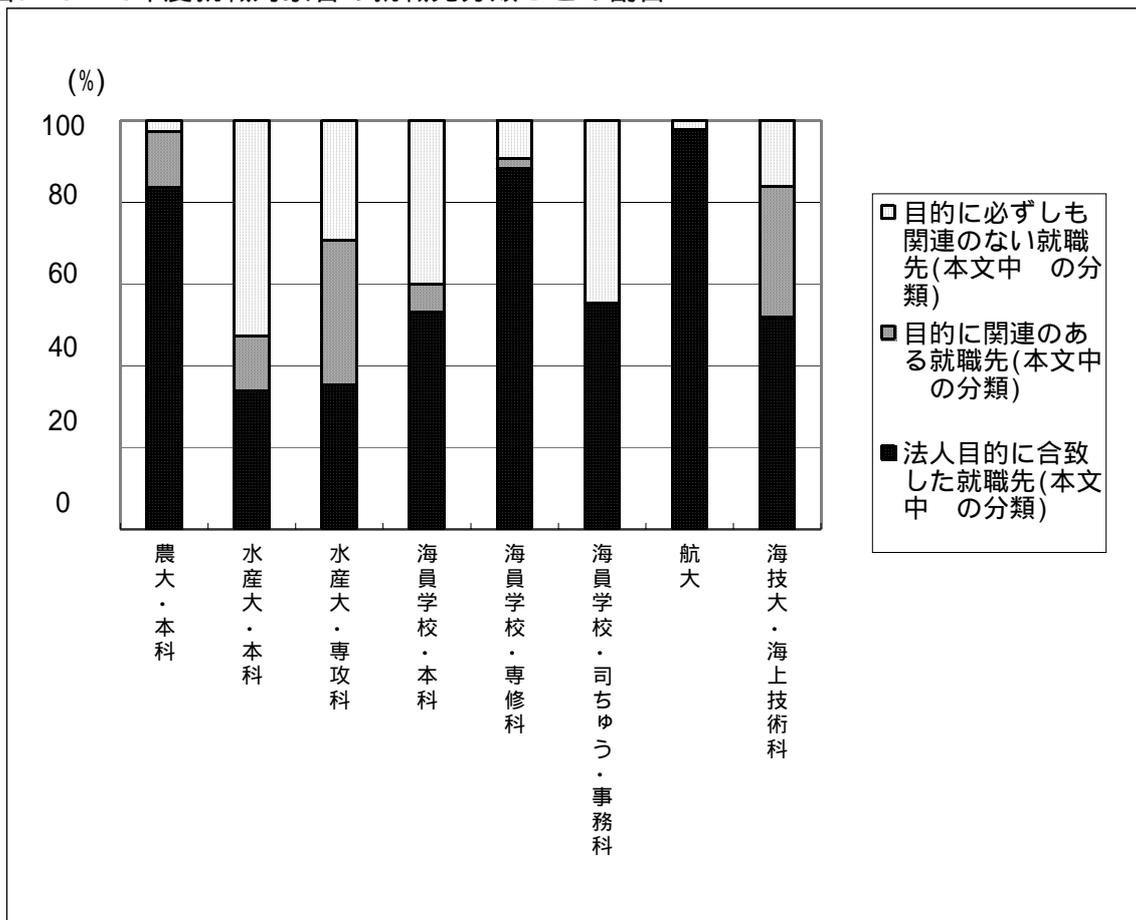
注(2) 船員再教育課程などを除いた就職を伴う学科のみを調査の対象としている。

注(3) 海技大(海上技術科)は新設のため15年度が最初の卒業生である。

注(4) 海員学校(本科)は、調査時点では16年度卒業生の乗船実習が終了しておらず、就職先が不明である。

なお、16年度の就職対象者について、前記 から の各分類ごとの割合についてみると、図3-18のとおり、水産大(本科)及び海員学校(本科、司ちゅう・事務科)では、 と の分類の合計でも47.3%から60.0%の水準にとどまっている。

図3-18 16年度就職対象者の就職先分類ごとの割合



注(1) 海員学校(本科)は、調査時点では16年度卒業生の乗船実習が終了していないため、15年度のデータを用いている。

注(2) の分類には、他大学の大学院等上級学校への進学者が含まれている。

(I) 教育・養成に要する経費

学校施設法人における養成経費は、それぞれの教育・養成の内容により大きく異なり、法人間の単純な比較はできないが、運営費の大部分は運営費交付金で賄われているため、各法人ごとの養成経費とその推移等を見ることにより、投入されている資源が合理的なものであるか、また、効率的に教育・養成が行われているかを検証することは必要であり、そのための指標としては1人当たりの教育・養成経費が目安となると考えられる。

そこで、各学校施設法人の毎年度の総支出額や教育・養成のための施設の整備に要した経費（以下「施設整備費」という。）等の状況と併せ、1人当たりの年間教育・養成経費の状況をみると、表3-5のとおりとなっている。

表3-5 1人あたり教育・養成経費(12年度～16年度)

(単位：千円)

法人名	区分・年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	主な課程における卒業までに要する経費	(参考)主な課程における16年度年間授業料単価
農大	1人あたり経費	-	5,451	5,062	5,787	5,444	16,334	478
	総支出額	-	701,970	741,589	684,979	672,730		
	(うち施設整備費)	(-)	(36,921)	(73,354)	(48,335)	(52,038)		
水産大	1人あたり経費	3,544	3,338	3,328	3,119	3,032	12,129	520
	総支出額	3,058,114	3,070,331	2,985,172	3,242,396	2,973,696		
	(うち施設整備費)	(240,099)	(372,664)	(185,936)	(559,392)	(314,380)		
海員学校	1人あたり経費	1,920	1,778	1,860	2,041	1,995	5,986	36
	総支出額	2,119,609	1,915,825	1,946,771	2,304,550	2,060,940		
	(うち施設整備費)	(111,041)	(39,606)	(74,845)	(320,347)	(179,310)		
航大	1人あたり経費	20,484	22,740	22,928	21,072	21,671	43,342	520
	総支出額	3,270,044	3,135,750	3,315,710	2,896,050	2,940,707		
	(うち施設整備費)	(13,077)	(134,038)	(128,707)	(51,219)	(123,429)		
海技大	1人あたり経費	6,451	5,808	6,255	5,398	4,790	9,580	309
	総支出額	1,341,797	1,097,820	1,362,690	1,352,441	1,245,519		
	(うち施設整備費)	(6,299)	(-)	(136,691)	(18,910)	(-)		
航海訓練所	1人あたり経費	13,561	13,771	14,768	13,666	11,487	-	-
	総支出額	7,304,154	7,784,103	8,859,000	8,296,096	7,443,343		
	(うち船舶建造費等)	(89,511)	(664,046)	(1,563,209)	(1,175,825)	(1,136,782)		

注(1) 海技大及び航海訓練所は、教育期間が1年未満の課程があることから、当該課程については年換算学生数等を在籍者総数として算出した。

注(2) 12年度の総支出額には、退職金及び国家公務員共済組合負担金など本省計上経費も含まれている。

注(3) 1人あたり経費は、施設整備費及び船舶建造費を除いた支出額により算出している。

注(4) 卒業までに要する経費を算出した主な課程は、農大(本科/3年制)、水産大(本科/4年制)、海員学校(本科/3年制)、航大(2年制)及び海技大(海上技術科/2年制)である。

注(5) 農大については、12年度の本省支出分が不明なため総支出額及び1人あたり経費を算出していない。

注(6) 航海訓練所は、16年度途中より関係する教育機関等から訓練受託料として1人あたり3千円/月、徴収している。

これらの法人における施設整備費等は、13年度から16年度で総額が73.8億円とされており、航海訓練所45.3億円、水産大14.3億円などとなっている。そして、各法人の各年度の総支出額は、主として施設整備費等の増減の影響を受けて変動している状況である。

そこで、施設整備費等を除いた1人あたり教育・養成経費を国の機関であった12年度と独立行政法人移行後の16年度で比較してみると、海員学校及び航大は、微増となっている。

一方、水産大、海技大及び航海訓練所は減少している。これは、水産大及び海技大では、支出額は、16年度と12年度とでさほど差はないが、水産大は学生数が10.3%と大きく伸び、中途退学者の割合も低いこと、海技大は海運会社等による要望や国際条約の発効などに対応して設けられた新規の講習の受講者が大幅に増加していることなどにより、また、航海訓練所では、訓練船を減船したことに伴い業務費等が大きく減少していることなどによると思料される。

上記の教育・養成経費は単年度に要する経費であり、各法人の主な課程において、16年度入学者が卒業までに要する経費を、1人当たり教育・養成経費が同額で推移すると仮定して算出すると、表3-5のとおりである。

なお、航海訓練所の16年度の訓練生受入実績は、表3-6のとおりであり、海技大及び海員学校からの受入者が991名で受入者全体の40.6%を占めている。したがって、航海訓練所の1人当たりの年間教育・養成経費が11,487千円であることを考慮すると、前記の海員学校及び海技大の学生で乗船訓練を受ける者の1人当たりの実質的な教育・養成経費は更に増加することになる。

表3-6 航海訓練所における16年度実習受入者数

						(単位：人)
海技大	海員学校	東京海洋大学 海洋工学部	神戸大学海 事科学部	国立商船高 等専門学校	その他	合計
54	937	360	483	565	40	2,439
991 (40.6%)		1,448 (59.4%)				(100%)

(注) 表中の受入者数は、1人が年度内に2船で訓練する場合があります延人数である。

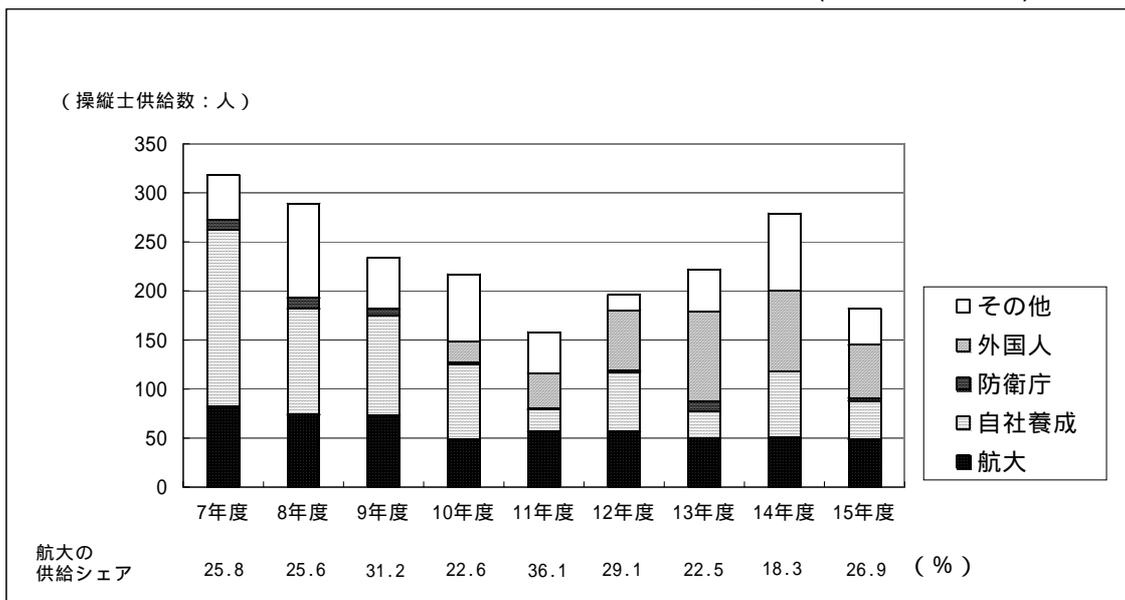
一方、各法人の主な課程における16年度の年間授業料は、最高額が水産大及び航大で520千円、最少額が海員学校で36千円などとなっている。

(4) 同種の教育・養成を行う他の学校等の状況

上記のように、航空機操縦士及び船員の養成に当たっては、1人当たりの教育・養成経費が高額となっているが、航空機操縦士については、民間企業が自ら養成を行うなどしており、船員については、同様な教育課程を有する国立大学法人等も多数存在している。

すなわち、航空機操縦士の養成についてみると、大手航空会社は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）に基づき、事業用操縦士等として必要な知識及び技能等を十分に教授できるものとして指定された航空従事者養成施設を有し、自社及び子会社の操縦士を自ら養成している。そして、このような自社養成も含めて操縦士の供給源は多様化し、航大卒業生の占める割合は、図3-19のとおり、多くても3割程度にすぎない。

図3-19 我が国の定期航空会社における操縦士供給源の推移(7年度～15年度)



注(1) 本表は、主要定期航空会社15社の状況を取りまとめたものである。

注(2) 自社養成の大部分は、大手航空会社の有する航空法施行規則の基準を満たす指定航空従事者養成施設において行われている。

注(3) その他は、自ら資格を取得した者、フライトエンジニアからの職種変更等である。

一方、船員の養成についても、表3-7のとおり、船舶職員として必要な知識及び技能を教育するのに十分な能力を有するとして「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)に基づき登録された国立大学法人等の登録船舶職員養成施設が多数存在し、海員学校及び海技大の教育課程で取得することを目的としている3級、4級及び5級海技資格相当の知識及び技能を教授している。

表3-7 16年度における登録船舶職員養成施設の状況

(単位：施設)

海技資格区分	第一種	第二種	計
3級海技士(航海・機関)	28	1	29
4級海技士(航海・機関)	13	2	15
5級海技士(航海・機関)	37	1	38

注(1) 第一種は乗船履歴を有しない者を新たに教育訓練する施設であり、第二種は乗船履歴を有する者を対象とする施設である。

注(2) 航海及び機関ともに養成施設となっても、登録上は1施設としてカウントされている。

そして、16年度において海技士の免許の交付を受けた学校施設法人卒業者の状況は、表3-8のとおりとなっていて、独立行政法人である学校施設法人の卒業者の全体に占める割合は、一部を除いて低率にとどまっている。

表3-8 16年度における海技資格交付者に占める各法人卒業者の割合

(単位：人)

海技資格区分	免許交付 総数	海員学校	海技大	水産大	左の3校の 占める割合
3級海技士(航海・機関)	650		(35)	27	9.5%
4級海技士(航海・機関)	846	424	(26)		53.2%
5級海技士(航海・機関)	285		34		11.9%

(注) 海技大の()書きは、資格取得者数を把握できないため、それぞれの海技士資格取得を目的とする教育課程の卒業生総数を掲載しており、この数値を基に3校の占める割合を算出した。

13年3月末まで国の教育機関であった学校施設法人は、国の政策上の必要に基づいて設置され、独立行政法人に移行した現在においてもその政策上の重要性は変わらないとして、運営費の大部分が運営費交付金等の財政資金により賄われている。

しかし、前記のとおり、学校施設法人の中には、就学希望者や入学者が定員を大きく下回っていたり、中途退学率が高くなっていたりして、法人に与えられた経営資源が十分に活用されていないものや、当該法人の設立目的と必ずしも関連のない分野に就職する卒業者も多いなど、財政負担の効果が十分に発現していないと思料される法人も見受けられる。また、既に、航空機操縦士の養成については、民間企業が自ら行うなどしており、船員については、国立大学法人等において同様の業務が実施されている状況も見受けられる。

したがって、学校施設法人においては、求められている業務成果の達成、教育・養成業務に要する経費の節減に引き続き努めるとともに、一部の法人においては、既に統廃合が予定されているが、これらを含め、今後、組織の再編成を検討するに当たっては、独立行政法人としての設立目的を念頭に置きつつ、社会的なニーズや同種学校の状況を十分に考慮するなど、学校施設法人を取り巻く周辺の状況を踏まえて実施されることが望まれる。

イ 研修施設法人の業務成果

(ア) 研修施設法人の目的等

検査の対象とした研修施設法人は、国立オリンピック記念青少年総合センター(本項中「オリンピックセンター」という。)、国立女性教育会館(同「女性会館」という。)、国立青年の家(同「青年の家」という。)及び国立少年自然の家(同「少年の家」という。)の4法人である。そして、各法人の個別法によれば、法人の目的及び対象はおおむね表3-9のように定められている。

表3-9 法人の目的及び対象

法人名	法人の目的	対 象
オリンピックセンター	青少年教育の振興及び健全な青少年の育成	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者
女性会館	女性教育の振興による男女共同参画社会の形成促進	女性教育指導者その他の女性教育関係者
青年の家	健全な青年の育成	青年
少年の家	健全な少年の育成	少年

これらの法人は、それぞれの目的に沿った研修対象者に対して、法人が研修及び学習プログラムを自ら主導して主催する事業（以下「主催事業」という。）を実施している。また、主催事業以外の事業として、主催事業と同様に重要な事業と法人が位置付けている研修対象者が主体的に行う学習活動や交流活動等をサポートするなどの事業（以下「受入事業」という。）を実施するほか、研修施設法人の目的とは直接の関係はないものの、業務の遂行に支障のない範囲で施設等を一般利用に供している。そして、これらの法人の中期目標では、主催事業により得られた知見等を青少年教育及び女性教育に関するナショナルセンター等として、青少年教育及び女性教育関係者や他の同種施設に還元していくこととされている。

そして、これらの業務を実施する施設として、オリンピックセンター及び女性会館はそれぞれ1施設、青年の家は13施設、少年の家は14施設を有している。また、これら4法人に係る16年度の支出の総額は167億円、利用者等から収受した施設利用収入等の総額は10.9億円となっている。

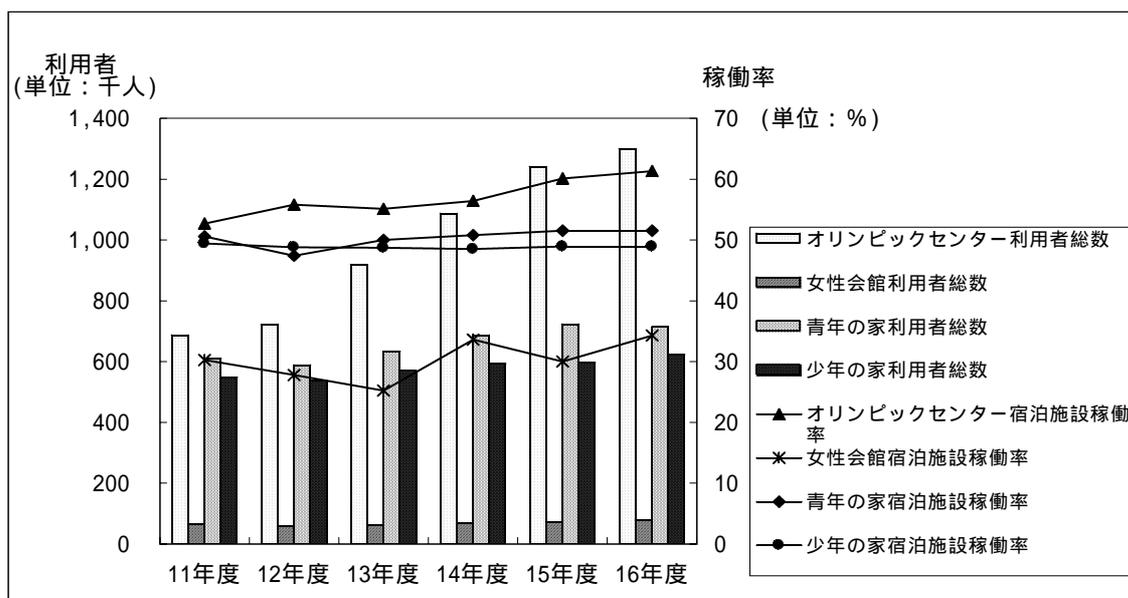
そこで、それぞれの法人の有する施設が有効に活用され、個別法の目的に沿った利用がなされているか、また、地方公共団体等が設置する同種の施設も多数見受けられることから、これらの研修施設法人がナショナルセンター等として積極的な役割を果たしているかに着目して調査した。

(1) 施設の利用状況

研修施設法人に係る施設の利用者数及び宿泊施設稼働率（年間宿泊可能延人日数に対する年間宿泊延人日数の割合。以下同じ。）の推移は、図3-20のとおりとなっている。利用者数については、いずれの研修施設法人も独立行政法人移行前に比して増加傾向を示しており、16年度の利用者数を移行前の11年度と比較すると、オリンピックセンターが89.2%、女性会館が22.2%、青年の家が17.0%、少年の家が13.5%とそれぞれ増加していて、特にオリンピックセンターの利用者数の増加が著しい。

一方、宿泊施設稼働率については、16年度では11年度に比べ、オリンピックセンターは52.7%から61.3%へ、女性会館は30.3%から34.3%へと増加しているものの、青年の家及び少年の家はほぼ横ばいで推移している。そして、16年度における宿泊施設稼働率は、最大のオリンピックセンターでも61.3%、最小の女性会館は34.3%となっている。

図3-20 研修施設法人の利用者数及び宿泊施設稼働率(11年度～16年度)



注(1) 利用者数は、1人1回の利用を1人として計算した延人数である。

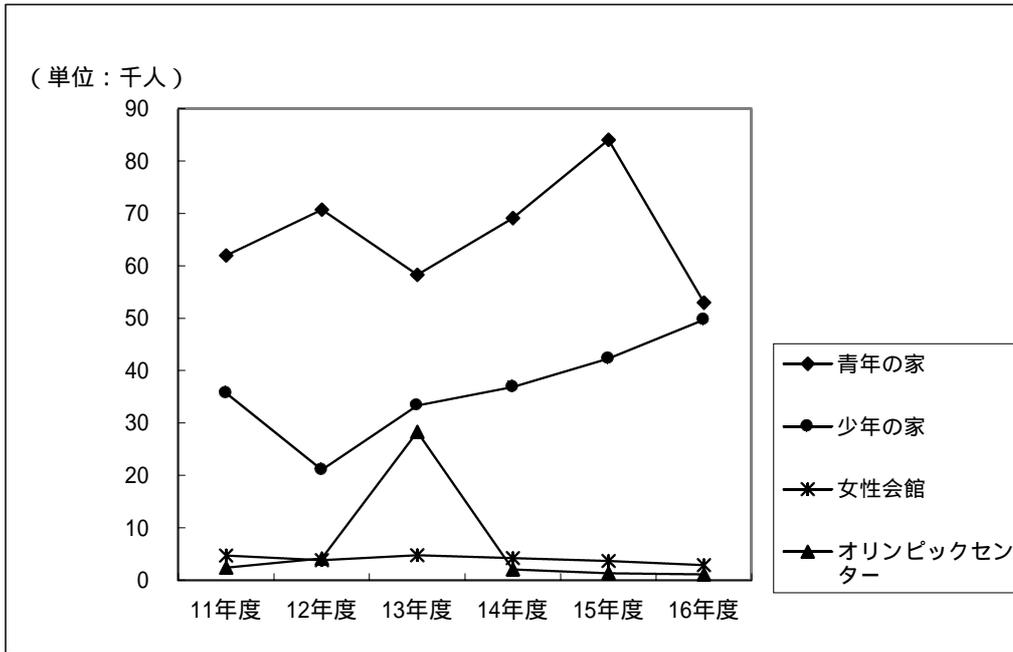
注(2) 宿泊施設稼働率は、年間宿泊可能延入日数に対する年間宿泊延入日数の割合である。

(ウ) 主催事業の参加者

主催事業は、研修施設法人が研修及び学習プログラムを自ら企画し実施することなどにより、個別法等により定められた設立目的を積極的に達成しようとする重要な事業である。そして、全体の施設利用者に占める自らの施設で実施した主催事業参加者の割合は、11年度から16年度の平均で、それぞれオリンピックセンター0.7%、女性会館5.9%、青年の家10.0%、少年の家6.3%となっている。

主催事業の参加者数の推移をみると、図3-21のとおりであり、16年度では11年度に比較して、少年の家が39.2%増加したものの、オリンピックセンター、女性会館、青年の家は、それぞれ52.0%、38.4%、14.5%減少している。なお、13年度にオリンピックセンターの利用者数が突出しているのは、大規模イベント（舞台芸術関係）が開催されたことによるものである。

図3-21 主催事業の参加者数の推移(11年度～16年度)

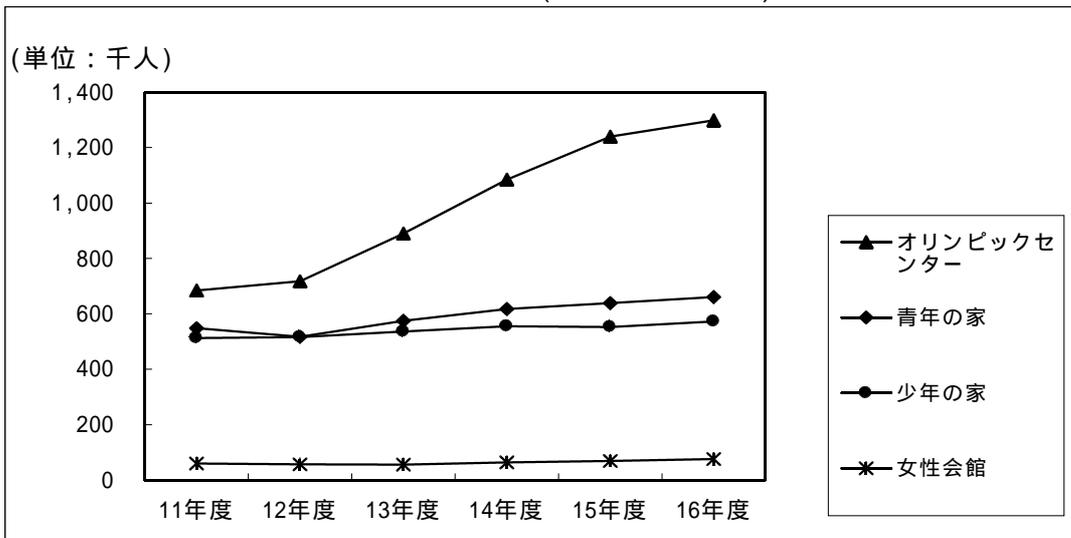


(注) 利用者数は、1人1回の利用を1人として計算した延人数である。

(I) 主催事業以外の利用者

研修施設法人の主催事業以外での利用者数の推移は、図3-22のとおりであり、オリンピックセンターが年々大きく増加しており、16年度では、国の機関であった11年度に比べて89.7%も増加している。その他の研修施設法人においても、利用者数はいずれも増加傾向を示しており、16年度では11年度に比べて、女性会館、青年の家、少年の家でそれぞれ27.0%、20.6%、11.7%増加している。

図3-22 主催事業以外での利用者数の推移(11年度～16年度)

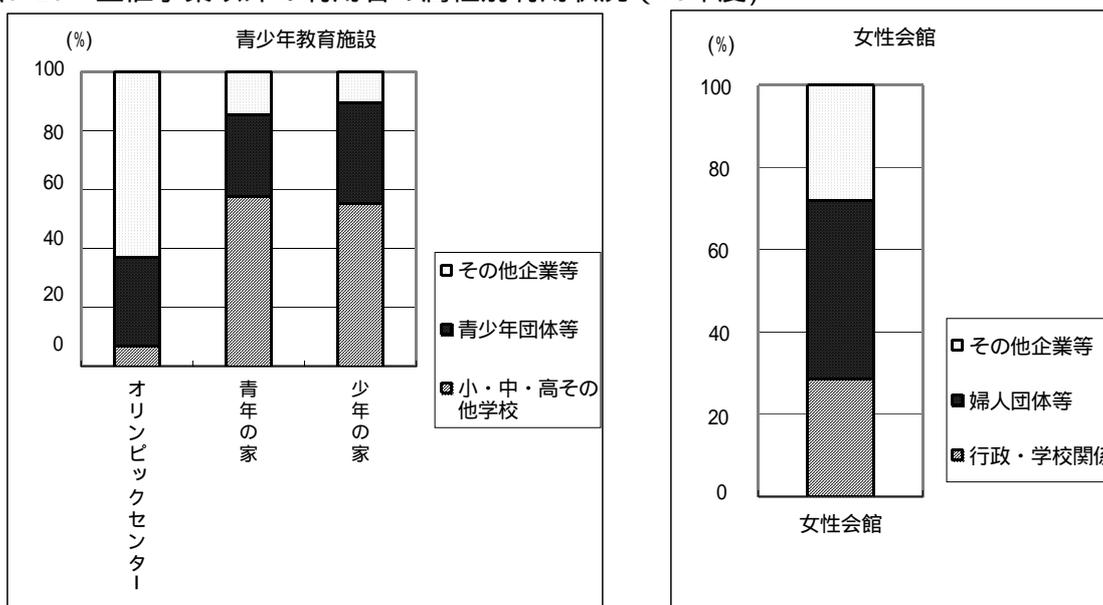


(注) 利用者数は、1人1回の利用を1人として計算した延人数である。

16年度における主催事業以外の施設利用者について、利用者の属性別にみると、図3-23のとおりであり、その他企業等の利用者の割合が、オリンピックセンターで63.1%、青年の家で14.6%、少年の家で10.6%、女性会館で28.0%を占めており、オリンピックセンターは特に高い状況となっている。

オリンピックセンターにおけるその他企業等の利用者の内訳は、企業、官公庁等が58.8%、文化・芸術及びスポーツ・レクレーション団体等が38.6%などとなっている。これら企業等の利用が高いのは、オリンピックセンターが都心の利便性の高い地域に立地していることから、企業等の研修利用や近隣のスポーツ・レクレーション団体等による体育施設の利用が多いこと、企業や官公庁等が研修で利用する場合であっても、青少年教育の振興に資すると理事長が特に認めるものは、受入事業における青少年教育関係者等の利用として位置付けていることによる。

図3-23 主催事業以外の利用者の属性別利用状況（16年度）

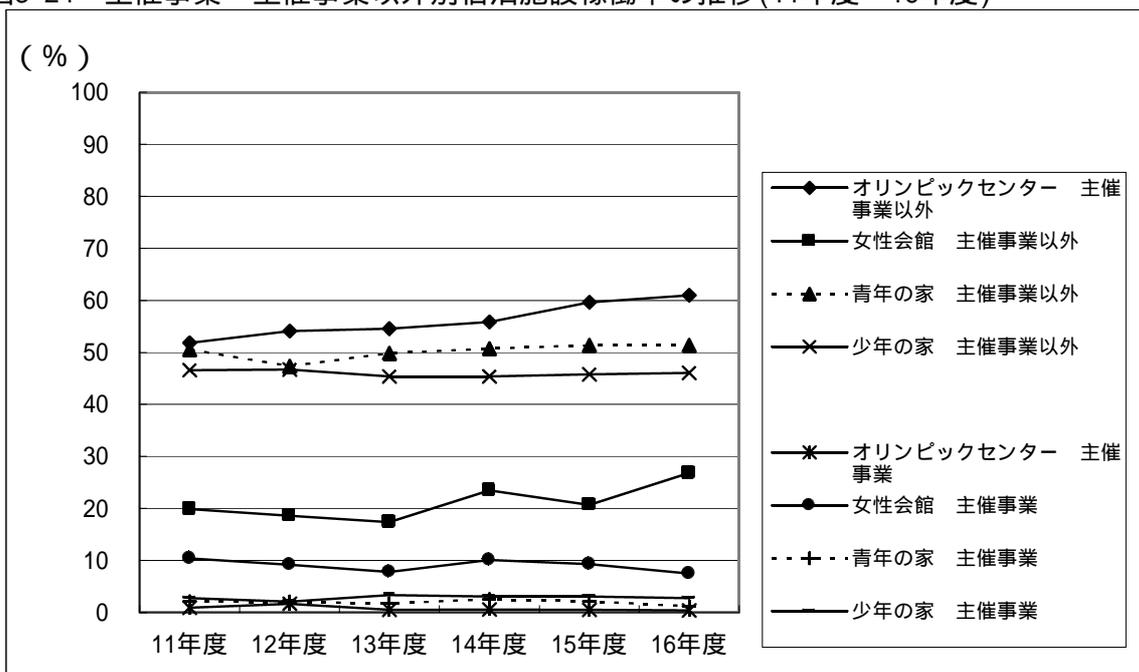


（注） 利用者の延入日数による割合である。

(オ) 主催事業及び主催事業以外の宿泊施設の利用状況

研修施設法人が保有する宿泊施設について、主催事業と主催事業以外に区分してその利用状況を見ると、図3-24のとおり、主催事業による宿泊施設稼働率は、0.4%から10.4%の間で推移している。そして、16年度における稼働率をみても、オリンピックセンター0.4%、女性会館7.5%、青年の家1.2%、少年の家2.8%となっていて、宿泊利用のほとんどは主催事業以外の利用で占められている。

図3-24 主催事業・主催事業以外別宿泊施設稼働率の推移(11年度～16年度)



地方公共団体等も、研修施設法人と同種の業務を行っており、その運営施設は、文部科学省の調査によれば、表3-10のとおりとなっており、14年10月時点で、全国の宿泊型青少年教育施設は546施設、女性教育施設は196施設となっている。そして、研修施設法人では、地方公共団体等によって多数設置されているこれら同種施設に対するナショナルセンター等としての役割を担うことが使命であるとしている。

表3-10 同種施設の状況

(単位：施設)

設置主体	都道府県	市(区)	町村	組合	公益法人	計
少年自然の家	105	162	53	5	0	325
青年の家(宿泊型)	76	91	47	7	0	221
女性教育施設	8	66	20	0	102	196

出典：平成14年度社会教育調査(文部科学省)

以上のように、研修施設法人は、独立行政法人移行前に比べて利用者はおおむね増加しているものの、法人が重要な事業と位置付けて自ら主導して行う主催事業参加者の利用者全体に占める割合が低い一方で、主催事業以外では法人の目的には直接関係がないと思料される利用者が多い法人も見受けられ、また、宿泊施設の稼働率も必ずしも高い水準となっていない状況となっていた。

したがって、研修施設法人が同種施設に対するナショナルセンター等としての役割を果たすためには、積極的に先導的・モデル的事业を実施し、そこから得た知見

等を地方公共団体等が設置している上記の青少年教育施設や女性教育施設に還元していくことが今後一層求められることになる。

なお、青少年を対象とした研修施設法人は、既に統廃合が予定されているが、今後、組織の再編成に当たっては、直営施設の利用状況や同種施設の状況なども踏まえて実施されることが望まれる。

ウ 展示施設法人の業務成果

(ア) 展示施設法人の目的等

検査の対象とした展示施設法人は、国立科学博物館、国立美術館、国立博物館の3法人である。これらの独立行政法人の設立目的は、それぞれ自然科学、美術、有形文化財に関する分野を対象とし、博物館又は美術館を設置して対象物の収集・保管及び公衆への供覧等を行うとともに、関連する分野の調査研究、教育普及事業等を行うことであり、これらの業務を実施する施設として、国立科学博物館は1博物館、国立美術館は4美術館、国立博物館は3博物館を有している。

そして、これら3法人における16年度の支出の総額は260億円、入館料収入の総額は13.5億円となっている。

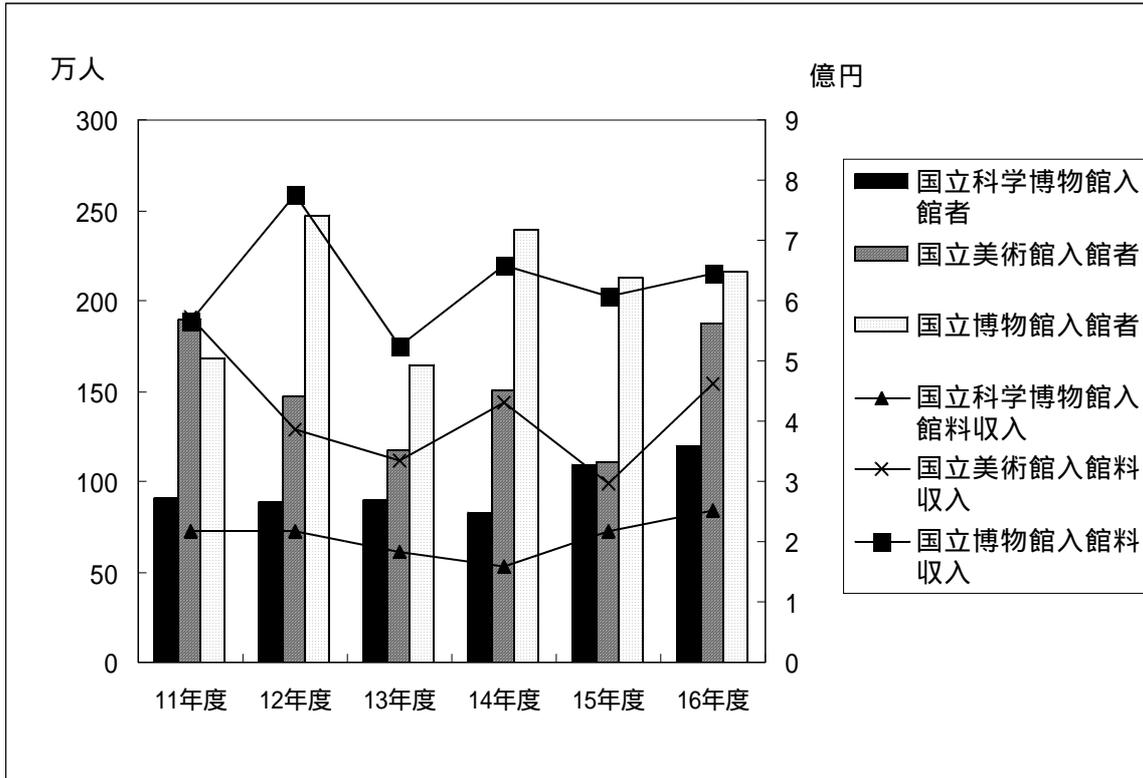
展示施設法人においては、収集した美術品等の公衆への供覧が重要な業務の一つとなっていることから、展示施設法人の業務成果について、入館者数及び入館料収入の状況に着目して調査した。

(イ) 入館者数と入館料収入

展示施設法人は、独立行政法人移行後、広報活動を積極的に行ったり、開館時間の延長等を行ったりなどして入館者数の増加に努めている。

11年度から16年度までの入館者数と入館料収入の状況をみると、図3-25のとおり、各法人とも両者はほぼ比例して増減している。そして、独立行政法人移行直後は、国立科学博物館の入館者数を除き、各法人とも移行前に比べ減少しているが、最近の入館者数及び入館料収入はおおむね増加傾向にある。独立行政法人移行後、最も入館者数及び入館料収入が多かったのは、国立科学博物館及び国立美術館ではいずれも16年度で、それぞれ119万人、2.5億円、187万人、4.6億円となっており、国立博物館では14年度で238万人、6.5億円となっている。

図3-25 入館者数と入館料収入の推移（11年度～16年度）



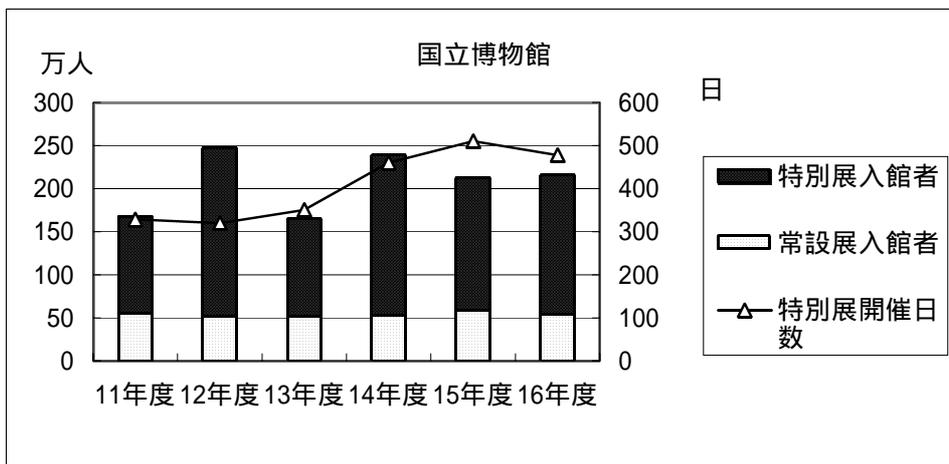
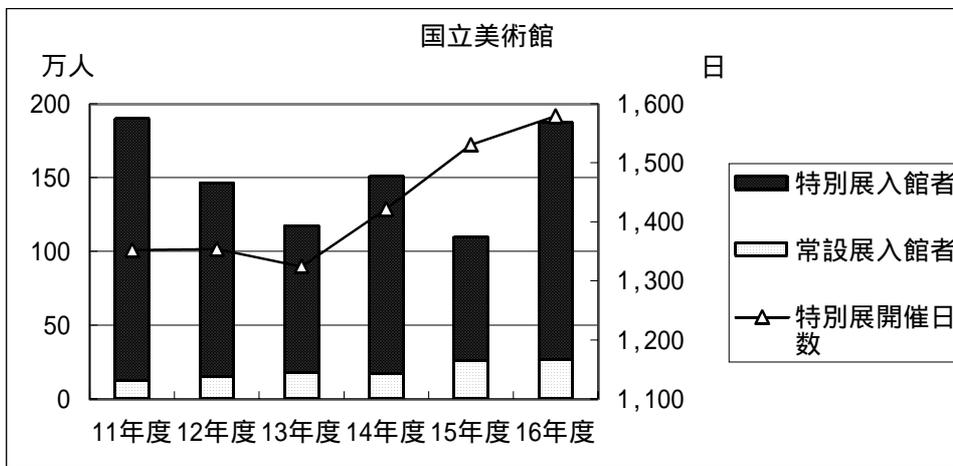
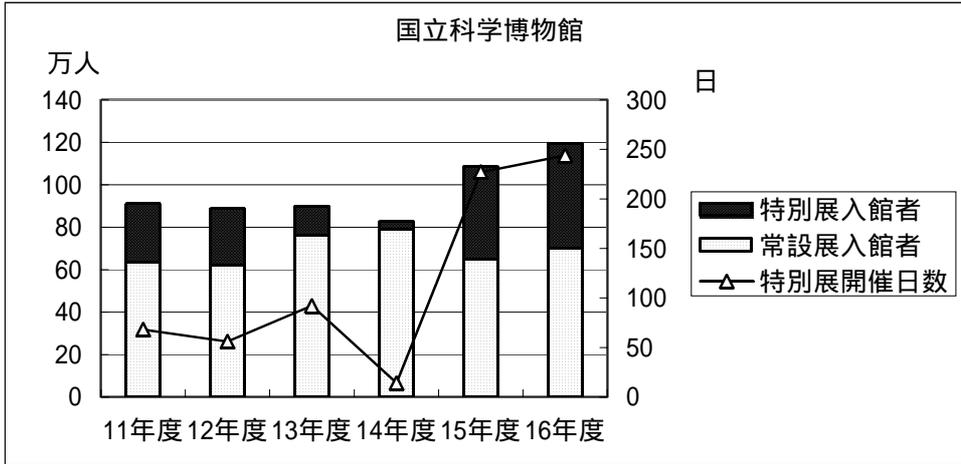
(注) いずれの法人においても、入館に係る法人の収入は、供覧形態や開催形態にかかわらず、大人の場合原則として1人当たり420円となっている。

(ウ) 供覧形態別の入館者数

展示施設法人の行う供覧は、常時観覧のために供する常設展と、展示施設法人が主催又は他団体と共催して成果等を公開する特別展に区分される。そして、特別展の企画は、展示施設法人及び共催団体が複数年を準備期間に充てているのが通例である。

入館者を特別展と常設展に区分して、それぞれの入館者数及び特別展の年間開催日数をみると、図3-26のとおりとなっている。

図3-26 展示形態別入館者数及び特別展開催日数（11年度～16年度）



(注) 国立美術館については東京国立近代美術館（本館、工芸館、フィルムセンターの3施設）ほか3美術館、国立博物館については東京国立博物館ほか2博物館を集計しているため、特別展開催日数は365日を超えている。

国立科学博物館は他の展示施設法人と比べて各年度とも常設展入館者の割合が高い。特に、14年度は入館者全体の95.5%を占めているが、これは特別展の開催

日数が14日間と少なかったことによるものである。しかし、15年度以降は特別展の開催日数が増加し、それに伴い特別展入館者、ひいては入館者全体も増加している。

一方、国立美術館及び国立博物館は特別展入館者の割合が高く、16年度は入館者全体のそれぞれ85.8%及び74.8%を占めている。両法人とも、15年度は、14年度より特別展の開催日数が増加しているのに、特別展入館者数は減少している。これは、国立美術館においては、学術的に専門性の高い特別展を多く開催したことなどにより、必ずしも集客に結びつかなかったためとしており、また、国立博物館においては、14年度に実施した知名度の高い展覧会の反動で15年度の特別展入館者が減少したためとしている。

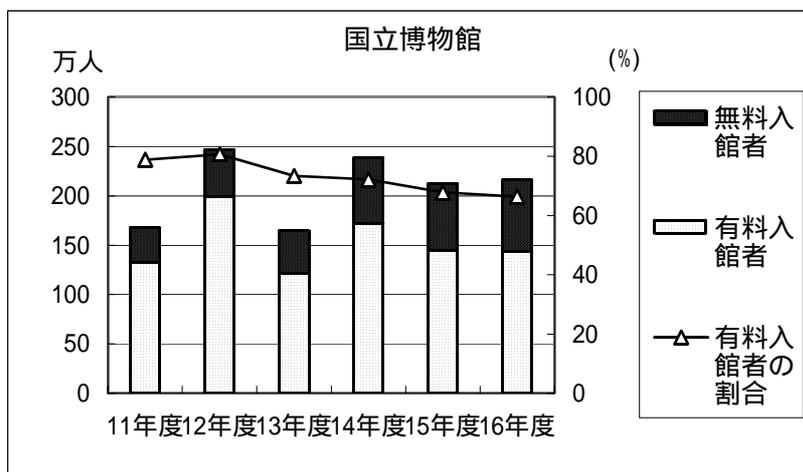
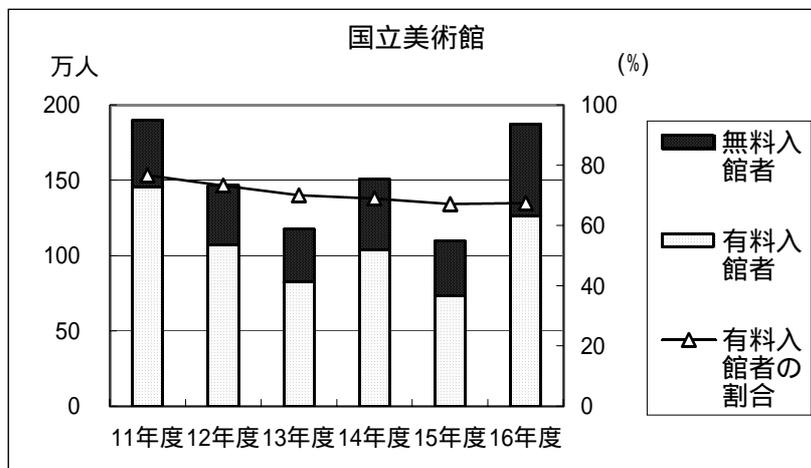
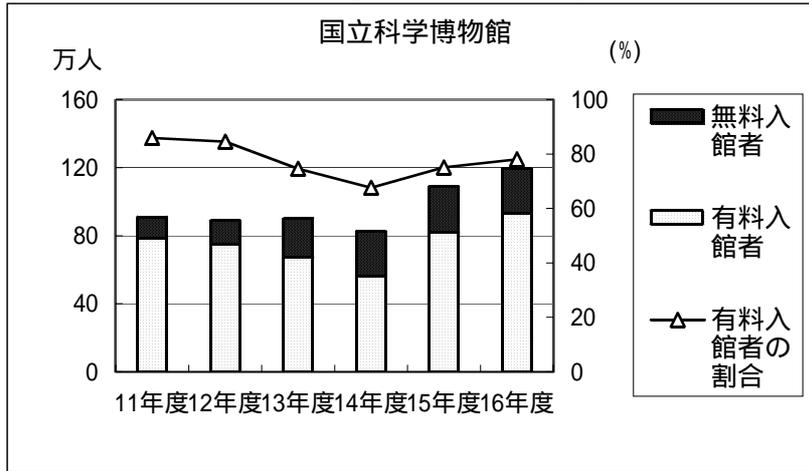
上記のような例外はあるが、特別展の開催日数が増えたとおおむね入館者全体も増加する傾向が見受けられる。

(I) 有料入館者と無料入館者

展示施設法人では、自己収入を確保する観点から入館料収入の増収を図る一方、^(注16)友の会等^(注16)に加入した会員に対して無料で入館できるサービスを提供している。また、独立行政法人移行後においては、小中学生等若年層の入館を無料にするなどして、入館者の増加、入館者層の拡大に努めている。

そこで、入館料の有料、無料の別に入館者数の推移をみると、図3-27のとおり、いずれの法人においても入館者全体に占める有料入館者の割合は無料入館者に比べると高いが、独立行政法人移行前に比べると有料入館者の割合が低くなっている傾向が見受けられる。このことについては、無料対象者の範囲が拡大されていることなどによると思料される。

図3-27 有料・無料別にみた入館者数（11年度～16年度）



展示施設法人における入館者数は、展示施設法人の活動をみる上で主要な成果指標である。したがって、この点にかんがみ、常設展、特別展を問わず、企画の充実を図って入館者を増加させる施策を引き続き講ずるとともに、無料入館者についても、法人の使命に則ってその対象を適切に選定し、拡大させていくことが求められる

ていると考えられる。

(注16) 友の会 各展示施設法人が対象とする分野に関心を持つ者に対して鑑賞の便宜を図り、かつ、各施設の活動を援助することなどを目的として設けられた会で、法人により会費や特典は異なるが、常設展の無料観覧の他にも、広報誌の送付やミュージアムショップの割引等の特典が受けられる。

(3) 業務運営の効率化の実績

ア 効率化の目標と実績

中期目標は、できる限り数値によるなどその達成状況が判断しやすいように定めることとされており、45法人の中期目標においては、いずれも業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標が盛り込まれている。これらについて、効率化の対象とされている項目と目標値の状況を示すと、表3-11のとおりとなっている。

そして、これらの目標に対する実績を各年度の業務実績報告書等でみると、ほとんどの独立行政法人がそれぞれの年度において目標を上回る実績を上げているものの、なかには年度ごとに目標値が定められていないなどのため実績値を算出していない法人も見受けられる。

表3-11 業務運営の効率化の対象項目及び目標値とその実績値

効率化の対象項目	目標値	13年度実績	14年度実績	15年度実績
1 消防研究所				
一般管理費（運営交付金に係るものに限る。）から人件費、成果の普及に係る経費等を除く経常経費	期首年度に対して期末年度の割合を98%以下	-	予算に対し、15%削減	予算に対し8%削減
2 酒類総合研究所				
運営費交付金を充当して行う事業については、損害保険料等の義務的経費及び研究関係予算を除き、毎年度効率化係数を折り込んだ予算を作成し、物件費の経費節減を行う。	（予算に折り込んだ効率化係数（0.97915））	効率化比率 0.9517	効率化比率 0.9620	効率化比率 0.9417
3 国立特殊教育総合研究所				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	約5%	1.3%	約3.7%
4 大学入試センター				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1%	1.4%	2.8%
5 国立オリンピック記念青少年総合センター				
運営費交付金を充当して行う事業。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1%	1.59%	1.80%
6 国立女性教育会館				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1.94%	1.03%	1.08%
7 国立青年の家				
運営費交付金を充当して行う事業。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1.10%	2.2%	1.01%
8 国立少年自然の家				
運営費交付金を充当して行う事業。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1.3%	2.9%	0.8%
9 国立科学博物館				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1.19%	1.06%	1.13%
10 物質・材料研究機構				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1%	1%	-
11 防災科学技術研究所				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1.01%	1.10%	1.1%
12 放射線医学総合研究所				
運営費交付金を充当して行う業務。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。	毎事業年度1%	1%	(1.0%以上1.5%未満)	(1.0%以上1.5%未満)
13 国立美術館				
運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加される業務、拡充業務分等を除く）	毎事業年度1%	約1.37%	1.3%	1%
14 国立博物館				
運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加される業務、拡充業務分等を除く）	毎事業年度1%	約1.03%	1.0%	1.0%
15 文化財研究所				
運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加される業務、拡充業務分等を除く）	毎事業年度1%	2.92%	3.07%	2.90%

効率化の対象項目	目標値	13年度実績	14年度実績	15年度実績
16 産業安全研究所				
運営費交付金を充当して行う事業（新規追加・拡充部分を除く）	中期目標期間中、13年度の運営費交付金の2%	-	-	-
17 産業医学総合研究所				
運営費交付金を充当して行う事業（新規追加・拡充部分を除く）	中期目標期間中、13年度の運営費交付金の2%	-	-	-
18 農林水産消費技術センター				
人件費を除く運営費交付金で行う事業	対前年度比1%	-	1.0%	1.3%
19 種苗管理センター				
人件費を除く運営費交付金で行う事業	対前年度比1%	-	1.0%	2.2%
20 家畜改良センター				
人件費を除く運営費交付金で行う事業	対前年度比1%	-	1.8%	2.98%
21 肥飼料検査所				
人件費を除く運営費交付金で行う事業	対前年度比1%	-	1.6%	1.1%
22 農業検査所				
人件費を除く運営費交付金で行う事業	対前年度比1%	-	1%	1%
23 農業者大学校				
人件費を除く運営費交付金で行う事業	対前年度比1%	-	1.1%	2.8%
24 林木育種センター				
人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	4%	1%
25 さけ・ます資源管理センター				
人件費を除く運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	1%	2%
26 水産大学校				
人件費を除く運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	1%	1%
27 農業生物資源研究所				
運営費交付金で行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	-	-
28 農業環境技術研究所				
運営費交付金で行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	-	-
29 農業工学研究所				
運営費交付金で行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	-	-
30 食品総合研究所				
運営費交付金で行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	-	-
31 国際農林水産業研究センター				
運営費交付金で行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	-	-
32 森林総合研究所				
人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業	中期目標期間中、毎年度平均で前年度比1%	-	1%	1.7%
33 製品評価技術基盤機構				
期初において実施している業務	中期目標期間中、平均で前年度比1%	-	2.3%	1.6%

効率化の対象項目	目標値	13年度実績	14年度実績	15年度実績
34 土木研究所				
一般管理費（人件費、公租公課等の固定的経費を除く。）	本中期目標期間中における当該経費の総額を初年度の当該経費に5を乗じた額に比べ2.4%程度	-	3.0%	3.0%
35 建築研究所				
一般管理費（人件費、公租公課等の固定経費を除く。）	本中期目標期間中における当該経費の総額を初年度の当該経費に5を乗じた額に比べ2.4%程度	-	3.0%	3.0%
36 交通安全環境研究所				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額）を2%程度	-	前年度比1%減	前年度比1%減
37 海上技術安全研究所				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額）を2%程度	-	特殊要因により対前年度比39%増	特殊要因を除いて対前年度比20%減
38 港湾空港技術研究所				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	中期目標期間中に見込まれる総額を初年度の当該経費相当分に5を乗じた額に対し、2%程度	-	前年度比2.8%減	前年度比1.6%減
39 電子航法研究所				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	本中期目標の期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度	-	-	-
40 北海道開発土木研究所				
一般管理費（人件費、職員数の削減に伴い新たに外注化する業務に係る経費を除く。）	中期目標期間中における当該経費総額を2.4%程度	-	前年度比3.48%減	13年度比4.55%減
41 海技大学院				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度	-	-	-
42 航海訓練所				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度	-	4%	2.5%
43 海員学校				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度	-	-	-
44 航空大学院				
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）	本中期目標の期間中における当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度	2%程度	2%程度	2%程度
45 国立環境研究所				
運営費交付金に係る業務費	毎年1%	1.1%	1.1%	1.1%

（注） 実績欄の「-」は実績値を算出していない法人。

イ 効率化の実績値の算出状況

業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標に対する実績値については、上記のとおり、ほとんどの独立行政法人がそれぞれの年度において目標を上回る実績を上げているとしているが、その実績値の算出方法についてみると、表3-12のとおり、独立行政法人間で違いが見受けられる。

表3-12 業務運営の効率化の実績値の算出方法

ア 運営費交付金を充当して行う業務について効率化の対象としている法人

実績値の算出方法		法人名	
(ア)	前年度の実績額に対する当年度の実績額の割合として算出しているもの (9法人)	国立科学博物館	農業者大学校
		農林水産消費技術センター	林木育種センター
		種苗管理センター	さけ・ます資源管理センター
		家畜改良センター	森林総合研究所
		肥飼料検査所	
(イ)	効率化係数を乗じなければ得られたであろう計算上の当年度の運営費交付金交付額に対する当年度の運営費交付金業務に係る実績額の割合として算出しているもの (11法人)	国立特殊教育総合研究所	防災科学技術研究所
		大学入試センター	放射線医学総合研究所
		国立オリンピック記念青少年総合センター	国立美術館
		国立女性教育会館	国立博物館
		国立青年の家	文化財研究所
		国立少年自然の家	
(ウ)	運営費交付金交付額を算定する際、業務運営の効率化に関する目標値と同じ値を効率化係数としていることから、この目標値を実績値としているもの (4法人)	物質・材料研究機構	水産大学校
		農業検査所	国立環境研究所

イ 一般管理費を効率化の対象としている法人

実績値の算出方法		法人名	
(ア)	前年度の実績額に対する当年度の実績額の割合として算出しているもの (3法人)	交通安全環境研究所	
		海上技術安全研究所	
		港湾空港技術研究所	
(イ)	当年度の計画額に対する当年度の実績額の割合として算出しているもの (2法人)	航海訓練所	
		航空大学校	
(ウ)	運営費交付金交付額を算定する際、業務運営の効率化に関する目標値と同じ値を効率化係数としていることから、この目標値を実績値としているもの (2法人)	土木研究所	
		建築研究所	
(エ)	13年度計画額に対する当年度の実績額の割合として算出しているもの (1法人)	北海道開発土木研究所	

ウ その他を効率化の対象としている法人

実績値の算出方法		法人名	
当年度の計画額に対する当年度の実績額の割合として算出しているもの (3法人)		消防研究所	
		酒類総合研究所	
		製品評価技術基盤機構	

(注) 消防研究所は経常経費、酒類総合研究所は物件費、製品評価技術基盤機構は期初において実施している業務について効率化の対象としている。

表3-12のうち、ア及びイについて、それぞれ(ア)から(ウ)で示される算出方法で効率化の実績値を算出すると、運営費交付金の交付額や効率化係数が同一であっても、図3-28のように異なる値を示すことになる。

図3-28 効率化の実績値の算出モデル

<p>ア 運営費交付金を充当して行う業務について効率化の対象としている法人 (前提条件)</p>					
	前年度	当年度			
運営費交付金交付額	100	99(= 100 × 効率化係数0.99)			
実績額	99	97			
<table border="1"> <tr> <td>効率化 の 実績値</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の算出方法 $97 / 99 = 0.9798$ (イ)の算出方法 $97 / (99 \div 0.99) = 0.970$ (ウ)の算出方法 効率化係数 = 0.99 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2.02%の効率化 3.00%の効率化 1.00%の効率化 </td> </tr> </table>	効率化 の 実績値	<ul style="list-style-type: none"> (ア)の算出方法 $97 / 99 = 0.9798$ (イ)の算出方法 $97 / (99 \div 0.99) = 0.970$ (ウ)の算出方法 効率化係数 = 0.99 	<ul style="list-style-type: none"> 2.02%の効率化 3.00%の効率化 1.00%の効率化 		
効率化 の 実績値	<ul style="list-style-type: none"> (ア)の算出方法 $97 / 99 = 0.9798$ (イ)の算出方法 $97 / (99 \div 0.99) = 0.970$ (ウ)の算出方法 効率化係数 = 0.99 	<ul style="list-style-type: none"> 2.02%の効率化 3.00%の効率化 1.00%の効率化 			
<p>イ 一般管理費を効率化の対象としている法人 (前提条件)</p>					
	前年度	当年度			
一般管理費計画額	100	99(= 100 × 効率化係数0.99)			
一般管理費実績額	98	97			
<table border="1"> <tr> <td>効率化 の 実績値</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の算出方法 $97 / 98 = 0.9898$ (イ)の算出方法 $97 / 99 = 0.9798$ (ウ)の算出方法 効率化係数 = 0.99 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1.02%の効率化 2.02%の効率化 1.00%の効率化 </td> </tr> </table>	効率化 の 実績値	<ul style="list-style-type: none"> (ア)の算出方法 $97 / 98 = 0.9898$ (イ)の算出方法 $97 / 99 = 0.9798$ (ウ)の算出方法 効率化係数 = 0.99 	<ul style="list-style-type: none"> 1.02%の効率化 2.02%の効率化 1.00%の効率化 		
効率化 の 実績値	<ul style="list-style-type: none"> (ア)の算出方法 $97 / 98 = 0.9898$ (イ)の算出方法 $97 / 99 = 0.9798$ (ウ)の算出方法 効率化係数 = 0.99 	<ul style="list-style-type: none"> 1.02%の効率化 2.02%の効率化 1.00%の効率化 			

(注) 消費者物価指数は考慮していない。

また、さけ・ます資源管理センターでは、表3-12のア-(ア)の方法により実績値を算出しているが、算出に当たっては、消費者物価指数を考慮して行っている。この算出方法は、前年度の実績額と当該年度の実績額について、物価変動分を修正しようとするもので、より厳密に効率化された率を測定することになるものと考えられる。

各独立行政法人における業務運営の効率化の実績については、評価委員会により

評価を受けることとなるが、上記のように、現状では、実績値の算出方法が独立行政法人ごとに区々になっており、そのまま数値を比較することはできない状況である。

したがって、業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標の達成度について、法人間の比較が可能となるような方策を検討することが望まれる。

4 情報の公表状況

(1) 独立行政法人の情報提供制度の概要

独立行政法人の活動については、国民に対する説明責任を尽くすことが求められており、各法人の業務は国民の明確な理解と納得の下で運営される必要があることから、独立行政法人自らが積極的に国民に情報を発信する情報提供に努めるべきであるとされている。このような趣旨から、通則法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「公開法」という。）等において、独立行政法人は、その組織、業務、財務等に関する情報について公表することとされている。

独立行政法人が通則法、公開法等に基づき公表することとされている主な情報は、表4-1のとおりとなっている。

表4-1 独立行政法人が公表することとされている主な情報

事 項	公表の根拠	
	通則法	公開法
役員の任命		
業務方法書		
中期計画		
年度計画		
財務諸表		
事業報告書		
役員に対する報酬等の支給の基準		
職員の給与の支給の基準		
職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程		
目的、業務の概要及び国の施策との関係		
組織の概要		
職員に対する退職手当の支給の基準		
事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画		
年度評価		
監事又は監査役の直近の意見		
会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分		

(注) 「 」は公表の根拠として該当することを示している。

通則法において公表することとされている情報のうち、財務諸表、事業報告書等については、公表の方法又は期間が定められており、官報に公告し、又は各事務所に備え置き、5年間、一般の閲覧に供しなければならないこととされている。また、公開法に基づく情報提供の方法については、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「インターネットの方法」という。）により行うものとされている。

(2) 情報の公表状況

ア 通則法等による公表について

通則法、公開法等に基づき公表することとされている情報のうち主なものについて、17年3月末現在の公表状況をみると表4-2のとおりとなっている。

表4-2 公表することとされている主な情報の公表状況（17年3月末現在）
（通則法によるもの）

法人名	事項	役員の任命	業務方法書	中期計画	年度計画	役員に対する報酬の基準	職員の給与の支給基準	職員の勤務時間、休日及び休暇の規程
	消防研究所							
	酒類総合研究所	X						
	国立特殊教育総合研究所							
	大学入試センター							
	国立オリンピック記念青少年総合センター							
	国立女性教育会館							
	国立青年の家							
	国立少年自然の家							
	国立科学博物館							
	物質・材料研究機構							
	防災科学技術研究所							
	放射線医学総合研究所							
	国立美術館							
	国立博物館							
	文化財研究所							
	産業安全研究所							
	産業医学総合研究所							
	農林水産消費技術センター							
	種苗管理センター							
	家畜改良センター							
	肥飼料検査所							
	農薬検査所							
	農業者大学校							
	林木育種センター							
	さけ・ます資源管理センター							
	水産大学校							
	農業生物資源研究所							
	農業環境技術研究所							
	農業工学研究所							
	食品総合研究所							
	国際農林水産業研究センター							
	森林総合研究所							
	製品評価技術基盤機構							
	土木研究所							
	建築研究所							
	交通安全環境研究所							
	海上技術安全研究所							
	港湾空港技術研究所							
	電子航法研究所							
	北海道開発土木研究所							
	海技大学校							
	航海訓練所							
	海員学校							
	航空大学校							
	国立環境研究所							

法人名	事項	財務諸表(官報)			財務諸表(事務所)			事業報告書(事務所)		
		13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度
消防研究所										
酒類総合研究所										
国立特殊教育総合研究所										
大学入試センター										
国立オリンピック記念青少年総合センター										
国立女性教育会館										
国立青年の家										
国立少年自然の家										
国立科学博物館										
物質・材料研究機構										
防災科学技術研究所										
放射線医学総合研究所										
国立美術館										
国立博物館										
文化財研究所										
産業安全研究所										
産業医学総合研究所										
農林水産消費技術センター										
種苗管理センター										
家畜改良センター										
肥飼料検査所										
農薬検査所										
農業者大学校										
林木育種センター										
さけ・ます資源管理センター										
水産大学校										
農業生物資源研究所										
農業環境技術研究所										
農業工学研究所										
食品総合研究所										
国際農林水産業研究センター										
森林総合研究所										
製品評価技術基盤機構										
土木研究所										
建築研究所										
交通安全環境研究所										
海上技術安全研究所										
港湾空港技術研究所										
電子航法研究所										
北海道開発土木研究所										
海技大学校										
航海訓練所										
海員学校										
航空大学校										
国立環境研究所										

(公開法等によるもの)

法人名	目的、業務の概要及び国の施策との関係		組織の概要(役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む)		役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準		職員に対する給与の支給の基準		職員に対する退職手当の支給の基準	
	事務所	インターネット	事務所	インターネット	事務所	インターネット	事務所	インターネット	事務所	インターネット
消防研究所										×
酒類総合研究所					×		×		×	
国立特殊教育総合研究所										
大学入試センター										
国立オリンピック記念青少年総合センター										×
国立女性教育会館										×
国立青年の家										
国立少年自然の家										
国立科学博物館										×
物質・材料研究機構										×
防災科学技術研究所										
放射線医学総合研究所										
国立美術館										
国立博物館										
文化財研究所										×
産業安全研究所										
産業医学総合研究所										×
農林水産消費技術センター										×
種苗管理センター										
家畜改良センター										
肥飼料検査所										×
農薬検査所										×
農業者大学校										×
林木育種センター										
さけ・ます資源管理センター										
水産大学校										
農業生物資源研究所										
農業環境技術研究所										
農業工学研究所										
食品総合研究所										×
国際農林水産業研究センター										
森林総合研究所										
製品評価技術基盤機構										
土木研究所										
建築研究所										
交通安全環境研究所										
海上技術安全研究所										
港湾空港技術研究所										
電子航法研究所										
北海道開発土木研究所										
海技大学校										
航海訓練所										×
海員学校										×
航空大学校										
国立環境研究所		×								

法人名	事業報告書		財務諸表		年度評価		監事又は監査役の直近の意見		会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分	
	事務所	インターネット	事務所	インターネット	事務所	インターネット	事務所	インターネット	事務所	インターネット
消防研究所						×		×	×	×
酒類総合研究所					×				×	×
国立特殊教育総合研究所										×
大学入試センター									-	-
国立オリンピック記念青少年総合センター										×
国立女性教育会館										×
国立青年の家									-	-
国立少年自然の家		×						×	-	-
国立科学博物館		×								×
物質・材料研究機構										×
防災科学技術研究所						×				×
放射線医学総合研究所										×
国立美術館										×
国立博物館										×
文化財研究所		×						×		×
産業安全研究所				×					-	-
産業医学総合研究所									-	-
農林水産消費技術センター									-	-
種苗管理センター										×
家畜改良センター						×		×		×
肥飼料検査所									-	-
農薬検査所						×				×
農業者大学校						×		×	-	-
林木育種センター										×
さけ・ます資源管理センター									×	×
水産大学校										
農業生物資源研究所						×				×
農業環境技術研究所										×
農業工学研究所										×
食品総合研究所										
国際農林水産業研究センター										
森林総合研究所										×
製品評価技術基盤機構										×
土木研究所										×
建築研究所										×
交通安全環境研究所		×				×			×	×
海上技術安全研究所						×				×
港湾空港技術研究所										×
電子航法研究所								×	-	-
北海道開発土木研究所										×
海技大学校									-	-
航海訓練所						×			-	-
海員学校									-	-
航空大学校									-	-
国立環境研究所									×	×

注(1) 「 」は公表していることを、「×」は公表していないことを、「-」は公表の対象となる情報がないことを示している。

注(2) 「官報」は官報への公告による公表を、「事務所」は事務所に備えて一般の閲覧に供する方法による公表を、「インターネット」はインターネットの方法による公表をそれぞれ示している。以下、本項の図表において同様である。

このように、一部の法人において情報の公表が適切に行われていない事態が見受けられるが、このうち、いくつかの態様を掲げると表4-3のとおりであり、公表することとされている情報が定められたいずれの方法によっても公表されていない事態などが見受けられた。

表4-3 公表が適切に行われていなかった情報（17年3月末現在）

（公開法等に定められたいずれの方法によっても公表が行われていないもの）

事 項	公表を行っていない法人
会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分	消防研究所
	酒類総合研究所
	さけ・ます資源管理センター
	交通安全環境研究所
	国立環境研究所

(公開法等に定められた方法のうちインターネットの方法による公表が行われていない主なもの)

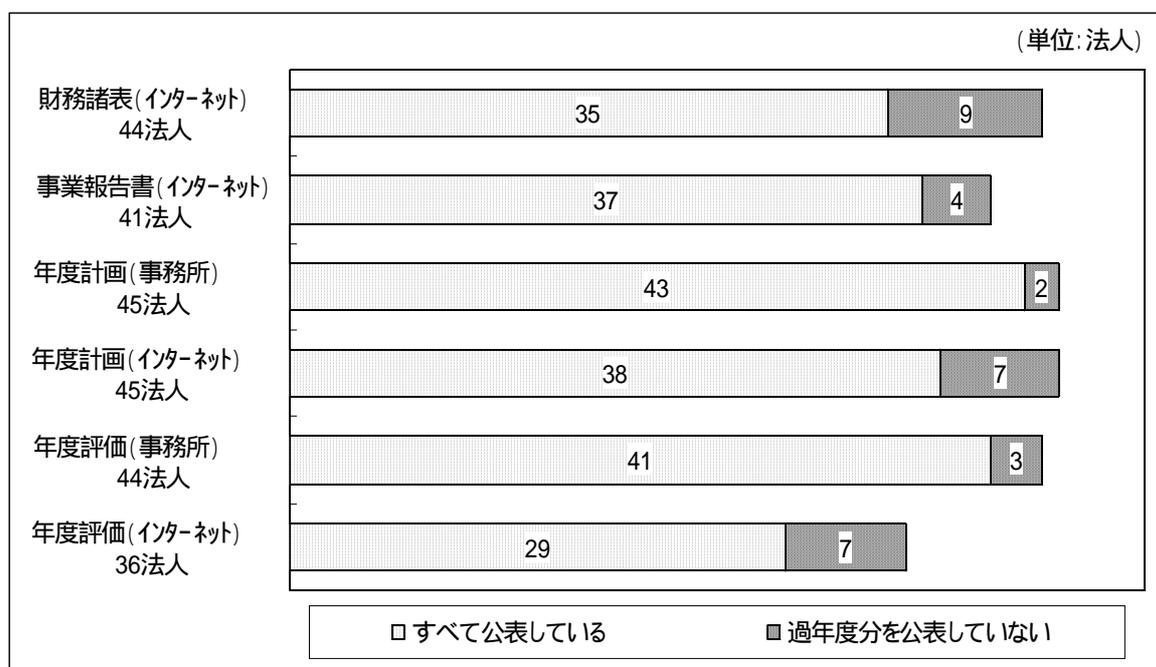
事 項	公表を行っていない法人
職員に対する退職手当の支給の基準 (公表対象法人:45法人 公表を行っていない法人:14法人(31.1%))	消防研究所 国立オリンピック記念青少年総合センター 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 文化財研究所 産業医学総合研究所 農林水産消費技術センター 肥飼料検査所 農薬検査所 農業者大学校 食品総合研究所 航海訓練所 海員学校
年度評価 (公表対象法人:45法人 公表を行っていない法人:9法人(20.0%))	消防研究所 防災科学技術研究所 家畜改良センター 農薬検査所 農業者大学校 農業生物資源研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 航海訓練所
会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分 (公表対象法人:32法人 公表を行っていない法人:29法人(90.6%))	消防研究所 酒類総合研究所 国立特殊教育総合研究所 国立オリンピック記念青少年総合センター 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立博物館 文化財研究所 種苗管理センター 家畜改良センター 農薬検査所 林木育種センター さけ・ます資源管理センター 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 農業工学研究所 森林総合研究所 製品評価技術基盤機構 土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 北海道開発土木研究所 国立環境研究所

イ 通則法等によらない公表について

国民その他の利害関係者が情報を利用する際の利便性を高め、独立行政法人の業務運営等の透明性を高めるには、通則法等において直近の情報を公表することとされている情報であっても、これに併せて過年度分の情報についても公表を行うことが望ましいと考えられる。

こうした観点から、財務諸表、年度計画、事業報告書及び年度評価について、17年3月末現在における過年度分の公表状況をみると、図4-1のとおり、大半の独立行政法人は、自主的な判断により過年度分の情報を公表しているが、過年度分の情報を公表していない法人も見受けられる。

図4-1 財務諸表等の過年度分の公表状況（17年3月末現在）



(注) 財務諸表及び事業報告書を事務所に備えて一般の閲覧に供する方法による公表については、通則法において過年度分の情報も同様な方法により公表されることとなっているため除外している。

(3) 情報提供におけるホームページの利便性

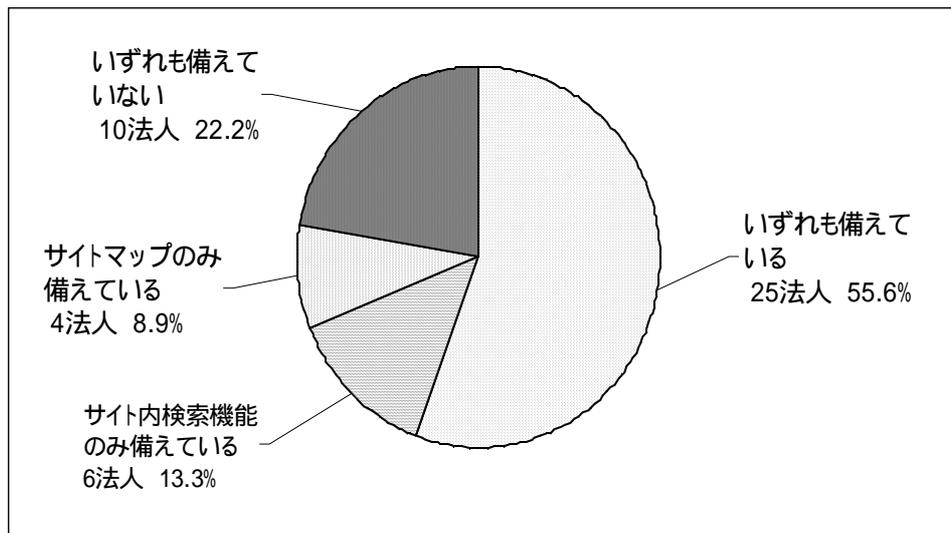
情報通信技術の進展に伴い、インターネットの普及が急速に進んでいることから、一般国民に対する情報の公表に当たっても、インターネットを利用した情報提供の果たす役割が増大している。

また、ホームページに掲載されている情報を国民にとって利用しやすいものとするためには、情報を容易に検索し、迅速に閲覧することができるように、ホームページ内に限定されたサイト内検索機能や掲載事項を一覧するサイトマップ等のツールが有

用と考えられる。

そこで、45法人が情報を掲載しているインターネット上のホームページの利便性について、サイト内検索機能とサイトマップの有無に着目してみたところ、図4-2のとおり、いずれも備えている独立行政法人は25法人、いずれかを備えている独立行政法人は10法人、いずれも備えていない独立行政法人は10法人となっており、独立行政法人の活動状況に関するホームページでの情報提供にはなお改善の余地がある状況となっている。

図4-2 各法人のホームページのサイト内検索機能とサイトマップの有無



以上のように、独立行政法人における情報の公表状況については、通則法、公開法等により公表することとされている情報について公表していない独立行政法人があるほか、インターネット閲覧の利便性に工夫を要する独立行政法人が見受けられる。

したがって、業務の透明性を一層高めるため、情報の公表を適切に行うとともに、より積極的で分かりやすい情報の公表に努めることが望まれる。

第3 検査の結果に対する所見

独立行政法人は、国から多額の出資、運営費交付金及び施設整備費補助金の交付等を受けて運営されており、明確な中期目標の下で、自主的・機動的な組織運営と弾力的な財務運営に努めることなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスを提供することが要請されている。そして、主な業務実績についてはこれを広く公表することが義務づけられるとともに、厳格な評価を受けることも求められている。

今般、参議院からの要請を受けて、独立行政法人の組織、財務、業務実績等の業務運営等の状況について、各法人を横断的に検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

ア 組織運営の状況については、法人による自主的な組織運営の仕組みが導入された中で、業務の効率化等のための組織改編、常勤職員の削減に伴う非常勤職員や外部委託の活用等は適宜行われていると思料されるものの、多くの法人においては、役職員の報酬・給与の支給額等は国家公務員に準拠したものとなっていて、業績等の給与への反映も限られた状況となっている。

イ 財務の状況については、自己収入の運営費交付金算定上の取扱いにおいて、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除している独立行政法人がある一方で、同種の自己収入であるのにこれを控除していない独立行政法人が見受けられたり、運営費交付金の算定の際に控除した自己収入の額が実績額と相当かい離しているものが見受けられたりして、独立行政法人によっては、結果的に法人運営に要する資金に余裕が生じる場合があると思料される。

運営費交付金債務の収益化の方法として大部分の法人は費用進行基準を採用しており、運営費交付金を効率的に使用した場合、節減分は運営費交付金債務に残されることとなり、中期目標最終年度を除いた各年度の財務諸表には利益として計上されない状況にある。また、自己収入の会計処理の方法について「全額費用化型」を採用した場合には、自己収入からも利益が計上されないことから、財務諸表において法人の経営努力の成果が表示されていない状況となっている。そして、運営費交付金債務に占める「効率化により生じた額」も少額にとどまっている。

ウ 業務実績の状況について業務類型別にみると、試験研究法人においては、常勤正職員研究者が減少している一方で、非常勤研究員等が増加しており、また、人件費の伸び率に比して、発表論文数の伸び率が低くなっている法人や、発表論文数は顕著に伸

びているが、原著論文の比率が低くなっている法人が見受けられる。そして、論文総数に占める査読付論文及び原著論文の比率は平均で5割程度となっている。

文教研修法人のうち、学校施設法人では1人当たり教育・養成経費が多額に上っているが、法人の中には、就学希望者や入学者が定員を大きく下回っていたり、中途退学者の比率が高くなっていたり、法人の設立目的に必ずしも関係のない分野に就職する卒業者が多くなっていたりしている状況となっている。また、既に民間、国立大学法人等において同様の業務が実施されている状況も見受けられる。

研修施設法人は、独立行政法人移行前に比べて利用者は増加傾向を示しているものの、法人が重要な事業と位置付けて自ら主導して行う主催事業参加者の利用者全体に占める割合が低い一方で、主催事業以外では法人の目的には直接関係がないと思料される利用者が多い法人も見受けられ、また、宿泊施設の稼働率も必ずしも高い水準とはなっていない状況となっている。

また、業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標に対する実績値の算出方法が区々となっていて、各独立行政法人の効率化の状況をそのまま比較することができない状況となっている。

エ 情報の公表状況については、通則法、公開法等により公表することとされている情報について公表していない独立行政法人があるほか、インターネット閲覧の利便性に工夫を要する独立行政法人が見受けられる。

検査の対象とした45法人の中期目標の期間は、18年3月で終了することとなっており、今後、次期の中期目標、中期計画等が作成されることとなっている。したがって、以上の検査結果を踏まえ、各法人が独立行政法人制度を導入した所期の目的を果たすよう、今後の業務運営等に当たっては、次の点に留意することが望まれる。

(ア) 中期計画においてあらかじめ定められた人件費総額などに留意しつつ、一層、自主的かつ機動的な組織運営に努めること

(イ) 運営費交付金の算定に当たり、自己収入の控除の適否について自己収入の種類等を勘案して十分に検討するとともに、算定に用いられた自己収入の額が実績額と相当がい離している場合などには、法人における自己収入増加に対する動機付けにも留意しつつ、適切な自己収入の額を設定するよう努めること

(ウ) 各独立行政法人が行う事務及び事業について、引き続き効率的な執行に努めるとともに、会計処理に当たっては、運営費交付金債務の収益化の基準も念頭に置きながら、

自己収入処理方法について当該自己収入の性格に応じた適切な方法をあらかじめ示すなど、法人経営の効率化の成果をより明確化する方策がないか、各独立行政法人において検討すること

- (イ) 試験研究法人においては、研究者人件費の上昇に留意しつつ、研究の中核であり、他の研究者を指導する立場にある常勤正職員研究者を最低限確保するとともに、高度な専門的能力を有する常勤任期付研究員、非常勤研究員を活用するなどして、研究成果の質を一層高めることに努めること、学校施設法人においては、求められている業務成果の達成、教育・養成業務に要する経費の節減に引き続き努めるとともに、統廃合など組織の再編成に当たっては、独立行政法人としての設立目的を念頭に置きつつ、社会的なニーズや同種学校の状況等を十分考慮して行うこと、研修施設法人においては、同種施設に対するナショナルセンター等としての役割を果たすため、積極的に先導的・モデル的事業を実施し、そこから得た知見等を地方公共団体等が設置している各種の教育施設に今後一層還元していくこと
- (オ) 業務運営の効率化に関して定量的に定められた目標の達成度について、法人間の比較が可能となるような方策を検討すること
- (カ) 業務の透明性を一層高めるため、情報の公表を適切に行うとともに、より積極的に分かりやすい情報の公表に努めること

なお、本院としては、今回検査した独立行政法人の状況について今後とも注視していくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人の状況についても、数年後には中期目標の期間が終了することとなることから、注視していくこととする。